

令和6年度

あまがさきの介護

**尼崎市福祉局福祉部
介護保険事業担当**

『あまがさきの介護』 目次

I	一般状況	7
1	市勢	9
(1)	尼崎市の沿革	9
(2)	尼崎市の位置及び面積	9
2	高齢者の状況	10
(1)	高齢者人口の推移(住民基本台帳人口)	10
(2)	年代別高齢者人口と高齢化率	12
3	介護保険制度のあゆみ	13
4	組織図と事務分掌(令和6年4月1日現在)	14
II	被保険者	15
1	第1号被保険者数の年度別推移	17
2	第1号被保険者数の月別推移	18
III	保険料	19
1	年度別保険料(年額)の推移	21
2	保険料収納状況	29
(1)	現年度分	29
(2)	所得段階別 現年度分	30
(3)	滞納繰越分	31
(4)	所得段階別 滞納繰越分	31
(5)	口座振替加入率	32
(6)	減免状況	32
(7)	コロナ減免	32
IV	認定審査	33
1	介護認定審査会	35
2	月別要支援・要介護認定申請状況	35
3	年度別要支援・要介護認定申請状況	36
4	月別要介護度別認定者状況	37
5	年度末別要介護度別認定者状況	39
6	年度末別認定率	42
7	行政区別 要介護度別認定者状況	43

V	保険給付等	45
1	月別介護サービス利用者状況	47
(1)	居宅(介護予防)サービス利用者数	47
(2)	地域密着型(介護予防)サービス利用者数	48
(3)	施設別介護サービス利用者数	49
(4)	要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合	50
2	年度別介護サービス利用者状況	51
(1)	居宅介護(介護予防)サービス利用者数	51
(2)	地域密着型(介護予防)サービス利用者数	51
(3)	施設別介護サービス利用者数	51
3	保険給付費審査年度別・月別支給額	52
(1)	平成19～24年度 年度別支給額	52
(2)	令和6年度月別支給額及び平成25～令和5年度支給額	53
4	負担割合証交付状況	60
5	減免認定状況	60
(1)	食費・居住費に係る負担限度額認定	60
(2)	利用者負担減額・免除認定	60
(3)	介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定	60
6	高額介護(予防)サービス費支給状況	61
7	高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況	61
8	居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率	62
9	一般施策	64
(1)	社会福祉法人による生活困窮者に対する介護保険 サービスに係る利用者負担額軽減措置事業	64
(2)	障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業	64
VI	地域支援事業 1	65
1	総合事業	67
(1)	介護予防・生活支援サービス事業	67
(2)	生活支援サポーター養成研修	68
2	任意事業	69
(1)	住宅改修支援事業	69
(2)	介護サービス相談員派遣事業	69
(3)	介護給付適正化事業	69

VII	地域支援事業 2	71
1	介護予防事業	73
2	包括的支援事業	75
(1)	地域包括支援センターの設置状況	75
(2)	総合相談支援、権利擁護業務	76
(3)	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	76
(4)	生活支援サービス体制整備	78
(5)	医療・介護連携推進	79
(6)	認知症総合支援事業	79
3	任意事業	81
(1)	家族介護慰労事業	81
(2)	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	81
(3)	認知症高齢者等GPS利用支援サービス事業	81
(4)	高齢者向けグループハウス運営事業	82
(5)	在宅高齢者等あんしん通報システム事業	82
(6)	住宅改造相談事業	82
(7)	家族介護用品支給事業	82
(8)	介護マーク普及事業	82
(9)	成年後見制度利用支援事業	83
VIII	その他	85
1	広報活動	87
(1)	パンフレットの作成・配布	87
(2)	保険料のしおり	87
(3)	介護保険だよりの発行	87
(4)	市報あまがさきへの掲載	87
(5)	市民への説明(市政出前講座)等	87
(6)	ホームページへの掲載	87
2	苦情相談件数	87
3	尼崎市内 介護保険事業所・施設数	88
(1)	介護保険事業所・施設数	88
(2)	市内の介護保険施設	89
(3)	市内の地域密着型サービス事業所	90

4	尼崎市地域包括支援センター運営部会	91
(1)	設置年月日	91
(2)	設置目的	91
(3)	組織	91
(4)	所掌事項	91
(5)	令和5年度開催回数	91
(6)	地域包括支援センターについて	91
5	尼崎居宅介護支援事業連絡会	92
(1)	設立	92
(2)	目的	92
(3)	会員数	92
(4)	主な活動内容	92
6	その他の支援	93
(1)	高齢者緊急一時保護事業	93
(2)	権利擁護推進事業	93
IX	財政・条例等	95
1	財 政	97
(1)	介護保険事業費歳入歳出予算決算	97
(2)	介護保険事業に係る基金の状況	98
2	条例等	99
(1)	尼崎市介護保険条例	99
(2)	尼崎市介護保険規則	111
(3)	尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例	115

I 一般状況

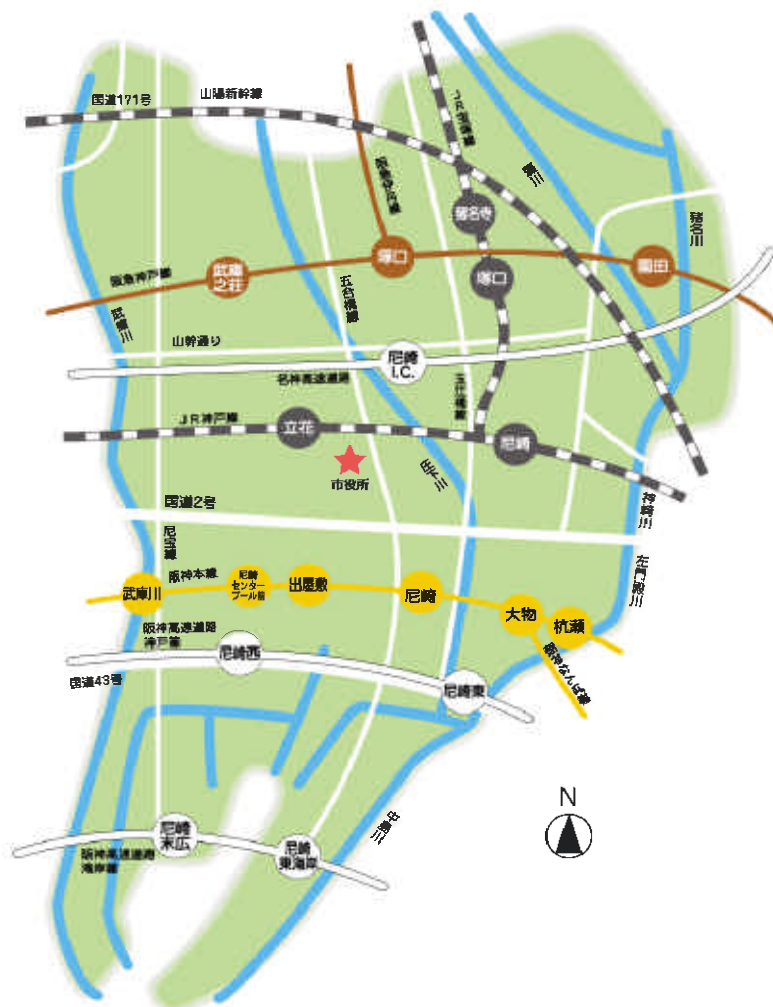
1 市勢

(1) 尼崎市の沿革

1916年	(大正5年)	市制の施行
1936年	(昭和11年)	小田村と解消合併
1942年	(昭和17年)	立花村・大庄村・武庫村を合併
1947年	(昭和22年)	園田村を合併し、ほぼ現在の市域となる

(2) 尼崎市の位置及び面積

阪神広域圏に属し、大阪平野の西部にあって、兵庫県の南東部に位置し、総面積50.71平方キロメートルである。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面している。



2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移(住民基本台帳人口) ※平成24年以前は外国籍を含まない。

(単位:人)

区 分	平成13年3月末		平成14年3月末		平成15年3月末		平成16年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	464,170	100.0%	463,256	100.0%	462,386	100.0%	462,082	100.0%
40歳以上	238,562	51.4%	239,428	51.7%	240,432	52.0%	241,651	52.3%
65歳以上	77,817	16.8%	80,596	17.4%	83,499	18.1%	85,686	18.5%
75歳以上	29,492	6.4%	30,969	6.7%	32,219	7.0%	33,938	7.3%

区 分	平成17年3月末		平成18年3月末		平成19年3月末		平成20年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	460,263	100.0%	459,568	100.0%	458,958	100.0%	458,603	100.0%
40歳以上	243,389	52.9%	245,027	53.3%	246,524	53.7%	249,161	54.3%
65歳以上	88,147	19.2%	91,182	19.8%	95,052	20.7%	97,962	21.4%
75歳以上	35,505	7.7%	37,119	8.1%	38,971	8.5%	40,854	8.9%

区 分	平成21年3月末		平成22年3月末		平成23年3月末		平成24年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	459,933	100.0%	460,245	100.0%	458,754	100.0%	457,216	100.0%
40歳以上	252,580	54.9%	255,924	55.6%	258,730	56.4%	261,433	57.2%
65歳以上	101,276	22.0%	103,862	22.6%	104,695	22.8%	107,140	23.4%
75歳以上	42,603	9.3%	44,780	9.7%	47,163	10.3%	49,111	10.7%

区 分	平成25年3月末		平成26年3月末		平成27年3月末		平成28年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	467,673	100.0%	466,034	100.0%	464,562	100.0%	463,662	100.0%
40歳以上	271,099	58.0%	274,120	58.8%	277,010	59.6%	279,352	60.2%
65歳以上	113,539	24.3%	117,778	25.3%	121,277	26.1%	123,772	26.7%
75歳以上	52,240	11.2%	53,954	11.6%	55,804	12.0%	58,228	12.6%

区 分	平成29年3月末		平成30年3月末		令和元年3月末		令和2年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	462,520	100.0%	462,476	100.0%	462,934	100.0%	463,236	100.0%
40歳以上	280,934	60.7%	282,712	61.1%	283,958	61.3%	284,893	61.5%
65歳以上	125,574	27.1%	126,789	27.4%	127,410	27.5%	127,749	27.6%
75歳以上	61,137	13.2%	63,315	13.7%	65,513	14.2%	66,987	14.5%

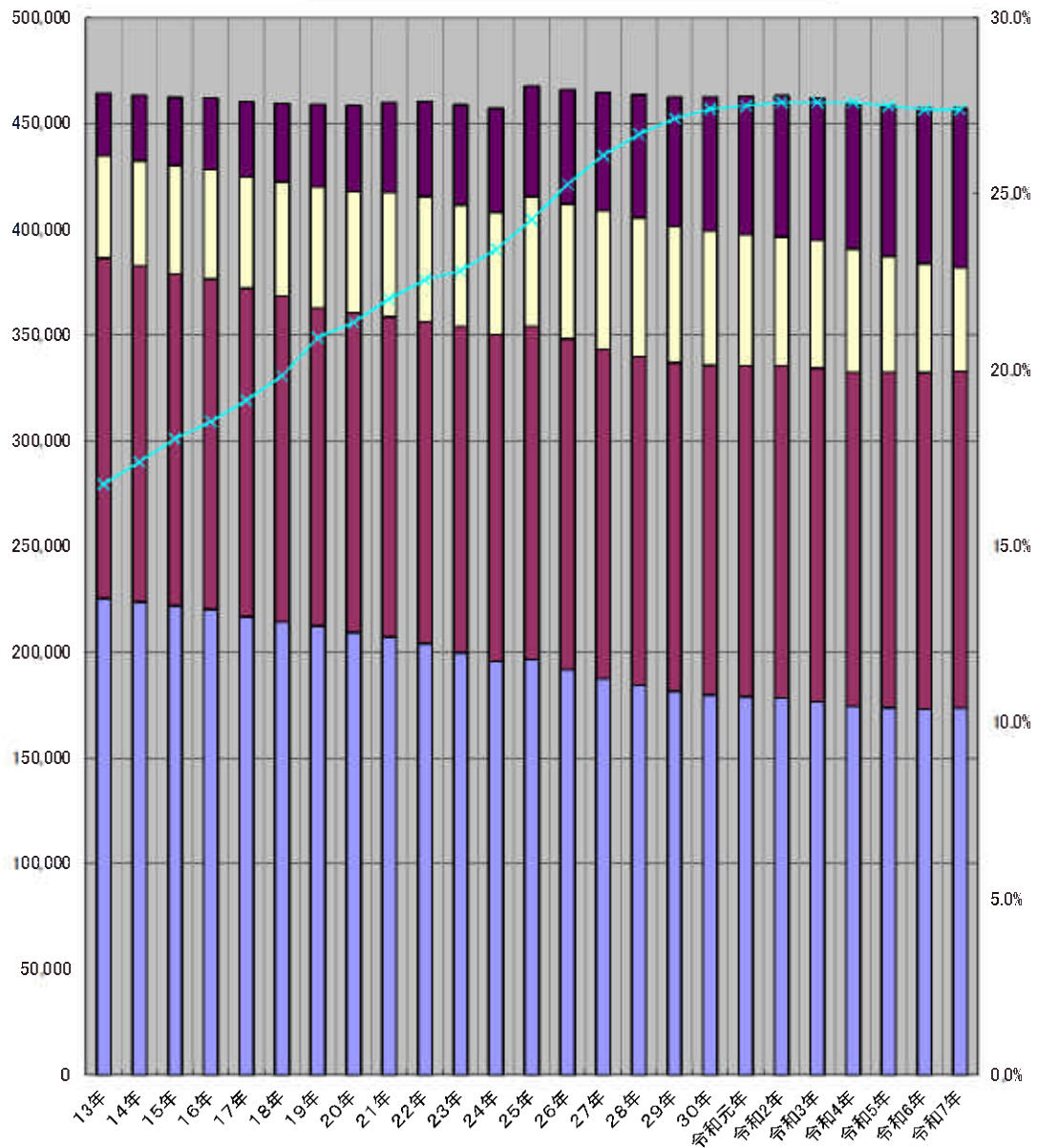
区 分	令和3年3月末		令和4年3月末		令和5年3月末		令和6年3月末A	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	461,988	100.0%	459,261	100.0%	458,313	100.0%	457,237	100.0%
40歳以上	285,381	61.8%	284,868	62.0%	280,867	61.3%	284,193	62.2%
65歳以上	127,585	27.6%	126,887	27.6%	125,871	27.5%	125,084	27.4%
75歳以上	67,187	14.5%	68,470	14.9%	71,072	15.5%	73,498	16.1%

区 分	令和7年3月末B		前年度末比
	人数	割合	B/A
総人口	457,072	100.0%	100.0%
40歳以上	283,521	62.0%	99.8%
65歳以上	124,224	27.2%	99.3%
75歳以上	75,266	16.5%	102.4%

単位: 人

(2) 年代別高齢者人口と高齢化率

高齢化率



※各年3月

0~39歳 40~64歳 65~74歳 75歳以上 高齢化率

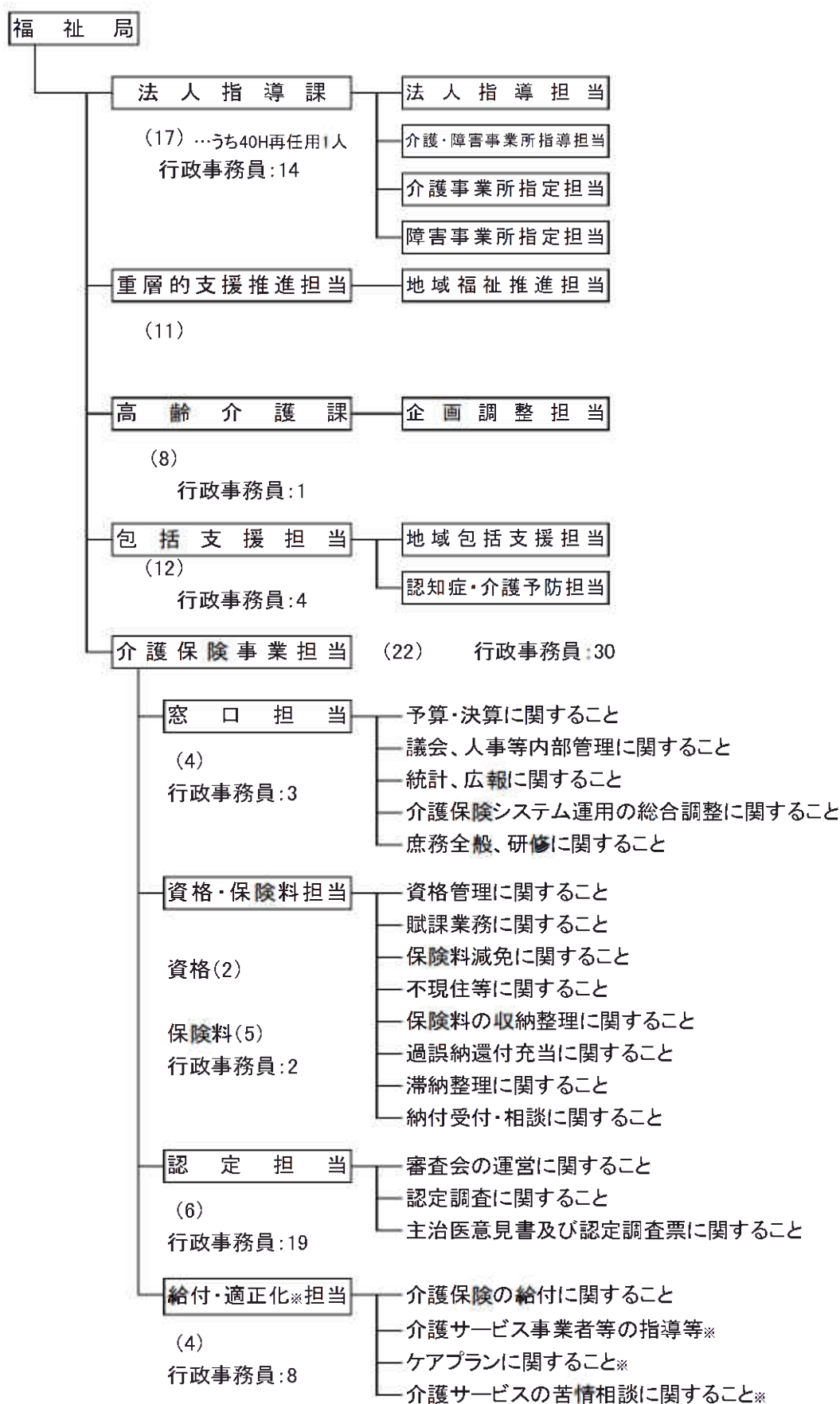
3 介護保険制度のあゆみ

	国	市
H 9 12 17	介護保険法(法律第123号)公布	
H 10 4 1		介護保険準備室設置
H 10 4 10	介護支援専門員に関する省令	
H 10 8 1		高齢者等に関する実態調査実施
H 10 8 24		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会発足
H 11 4 1		介護保険課設置
H 11 8 26		尼崎市介護認定審査会委員委嘱(90名)
H 11 9 13		要支援・要介護認定申請受付開始
H 11 10 1		準備要支援・要介護認定審査開始
H 12 2 3		尼崎居宅介護支援事業連絡会発足
H 12 2 10	厚生省告示第19号他(介護報酬) 厚生省告示第37号(短期入所サービス区分の利用枠拡大)	
H 12 2 21	平成11年度介護保険円滑導入臨時特例交付金について(通知)	
H 12 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
H 12 3 24	厚生省告示第92号(短期入所サービスの振替措置)	
H 12 4 1	介護保険法施行	尼崎市介護保険条例施行
H 12 9 11		平成12年度介護保険料決定通知発送
H 12 10 1		保険料徴収開始(半額徴収) いきいき健康づくり事業(保健福祉事業)開始
H 14 8 1		介護相談員派遣事業実施
H 15 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 15 4 1		尼崎市介護保険条例改正
H 16 6 1		いきいき100万歩運動実施
H 17 10 1	介護保険法改正(施設給付見直し)	
H 18 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 18 4 1	介護保険法改正(新予防給付、地域密着型サービス、地域包括支援センター設置等)	改正尼崎市介護保険条例施行
H 21 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 21 4 1	介護保険法改正(介護報酬3%引上げ)	尼崎市介護保険条例改正、尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定
H 24 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 24 4 1	介護保険法改正(指定居宅サービス事業等の人員基準等の条例委任、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス新設)	尼崎市介護保険条例改正
H 25 4 1		尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行
H 26 4 1	介護保険法改正(地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業等の人員基準等の条例委任)	
H 27 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 27 4 1	介護保険法改正(新総合事業の実施、地域支援事業の充実、利用者負担等の見直し、保険料軽減措置の実施等)	尼崎市介護保険条例改正、 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例改正
H 29 4 1		介護予防・日常生活支援総合事業開始
H 30 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 30 4 1		尼崎市介護保険条例改正
R 3 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
R 3 4 1		尼崎市介護保険条例改正
R 6 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
R 7 4 1		尼崎市介護保険条例改正 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例改正

4 組織図と事務分掌

組織図(令和7年4月1日現在)

※ ()内は職員数



※ 健康増進課、福祉相談支援課において地域支援事業の一部を実施している。

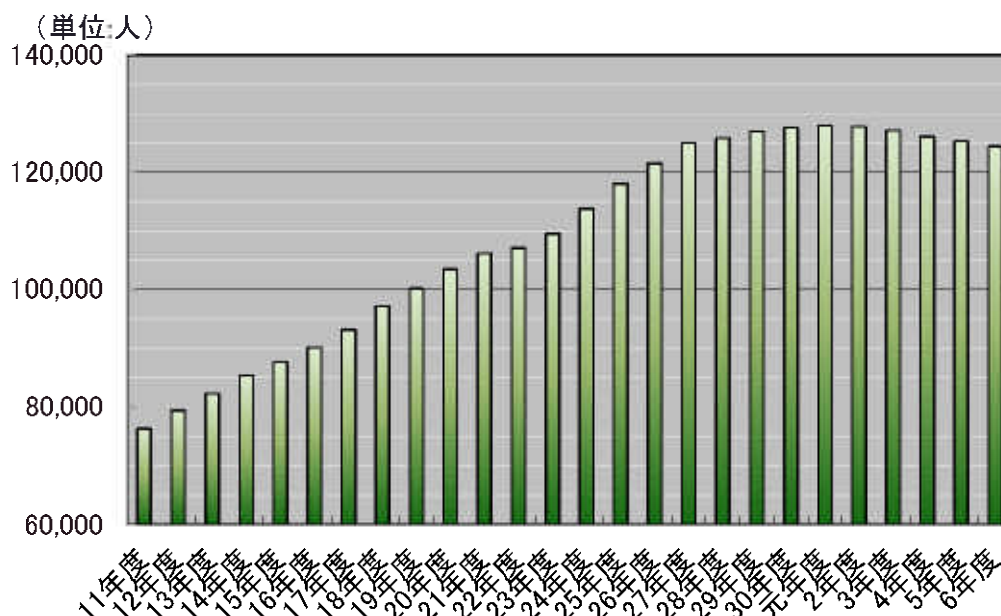
Ⅱ 被保險者

1 第1号被保険者数の年度別推移

(単位:人)

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外 非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他
11年度	76,272	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12年度	79,456	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13年度	82,314	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14年度	85,422	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15年度	87,660	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16年度	90,141	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17年度	93,190	699	6,746	1	25	1,051	36	3,325	6	4
18年度	97,201	734	7,567	3	77	910	100	3,343	10	7
19年度	100,172	739	6,756	1	45	858	106	3,587	8	11
20年度	103,506	851	6,973	3	24	872	42	3,572	13	18
21年度	106,188	885	6,195	1	59	858	42	3,544	4	10
22年度	107,086	810	4,890	5	31	877	15	3,926	6	14
23年度	109,562	810	6,684	0	13	946	71	3,990	8	16
24年度	113,820	862	8,458	4	48	941	92	4,055	11	15
25年度	118,065	817	8,401	3	74	952	37	4,027	12	22
26年度	121,507	995	7,730	0	79	974	85	4,277	8	18
27年度	124,967	877	6,775	4	81	994	39	4,217	13	14
28年度	125,838	927	6,187	0	75	871	32	4,402	4	9
29年度	126,999	994	5,640	4	84	882	61	4,589	14	15
30年度	127,638	1,008	5,190	9	58	927	21	4,644	11	23
元年度	127,947	921	4,953	5	63	872	17	4,704	13	27
2年度	127,766	810	4,723	0	97	885	9	4,880	7	30
3年度	127,105	739	4,658	4	114	863	2	5,255	6	50
4年度	126,099	899	4,562	4	93	1,018	1	5,472	6	67
5年度(a)	125,307	814	4,742	9	130	970	0	5,452	3	62
6年度(b)	124,418	923	4,809	2	98	967	1	5,704	4	45
前年度比 (b)/(a)	99.3%	113.4%	101.4%	22.2%	75.4%	99.7%	—	104.6%	133.3%	72.6%

注) 被保険者数は年度末現在の人数



2 第1号被保険者数の月別推移

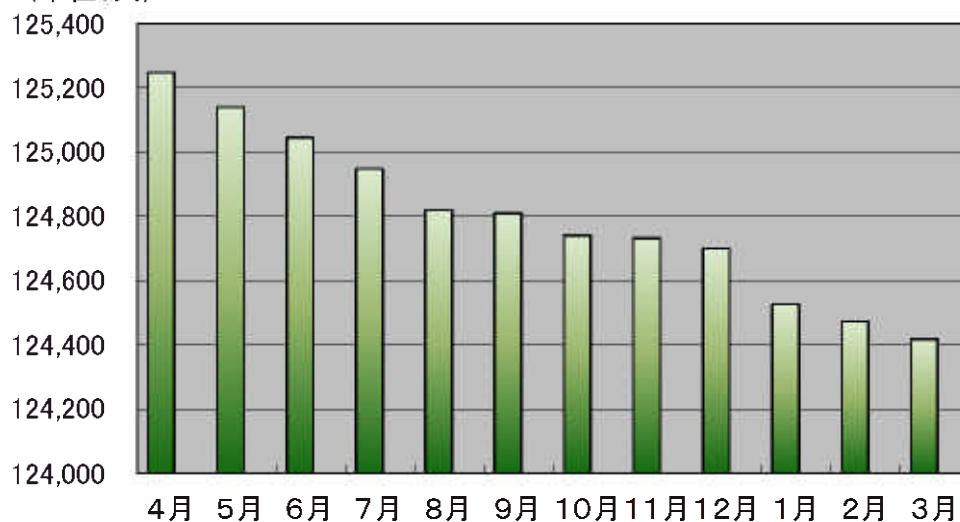
令和6年度

(単位:人)

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外 非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他
4月	125,248	85	378	0	15	80	1	453	0	3
5月	125,140	76	345	0	10	84	0	450	1	4
6月	125,045	80	311	0	6	78	0	411	1	2
7月	124,948	76	416	1	6	93	0	497	0	6
8月	124,820	73	397	1	9	68	0	538	0	2
9月	124,810	79	374	0	7	68	0	400	0	2
10月	124,741	80	398	0	5	96	0	452	0	4
11月	124,732	79	394	0	12	83	0	408	0	3
12月	124,700	71	432	0	9	76	0	462	1	5
1月	124,527	66	492	0	7	60	0	675	0	3
2月	124,473	52	447	0	5	75	0	480	0	3
3月	124,418	106	425	0	7	106	0	478	1	8
合計	-	923	4,809	2	98	967	1	5,704	4	45

注) 被保険者数は月末現在の人数

(単位:人)



Ⅲ 保 險 料

1 年度別保険料(年額)の推移

令和6年度の保険料等(令和6年度～令和8年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.455	40,912
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	61,583
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.690	62,043
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	80,925
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	89,916
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	107,900
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	116,891
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	134,874
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.700	152,858
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.900	170,841
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.100	188,824
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.300	206,807
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	2.400	215,799
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の人	2.500	224,790
第15段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の人	2.600	233,782
第16段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,020万円以上1,120万円未満の人	2.700	242,774
第17段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,120万円以上1,220万円未満の人	2.800	251,765
第18段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,220万円以上の人	2.900	260,757

※上記の表中で第1段階～第5段階の人は合計所得金額を給与所得及び公的年金等に転ずる所得金額の合計が10万円を超えた額で算定します。(ただし、合計額が0円を下回る場合は0円とします。)

令和5年度の保険料等(令和3年度～令和5年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.500	39,655
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	54,327
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	59,483
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	71,379
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	78,310
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	95,172
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	103,103
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	118,965
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.700	134,827
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	144,741
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	154,655
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	164,568
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.200	174,482
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上の人	2.325	184,396

※上記の表中で給与所得及び公的年金等に転ずる所得金額の合計が10万円を超えた額で算定します。(ただし、合計額が0円を下回る場合は0円とします。)

公費による低所得者の保険料軽減強化 平成27年度から公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。軽減後の保険料はそれぞれ次のとおりです。

段階	令和10年度			令和11年度			令和12年度			令和13年度～令和15年度			令和16年度		
	年額	月額	軽減率	年額	月額	軽減率	年額	月額	軽減率	年額	月額	軽減率	年額	月額	軽減率
第1段階	34,625円	2,885円	0.45	28,054円	2,338円	0.375	23,083円	1,924円	0.3	21,733円	1,803円	0.3	25,527円	2,127円	0.265
第2段階	51,939円	4,328円	0.59	43,471円	3,623円	0.435	34,500円	2,875円	0.435	34,500円	2,875円	0.435	43,810円	3,651円	0.485
第3段階	59,784円	4,982円	0.725	53,661円	4,472円	0.725	53,661円	4,472円	0.7	55,517円	4,626円	0.7	61,593円	5,133円	0.665

軽減後の保険料

1 年度別保険料(年額)の推移

令和4年度の保険料率(令和3年度～令和5年度)				令和2年度の保険料率(平成30年度～令和2年度)			
所得段階	対象者	保険料率	保険料	所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.500	39,655	第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.500	38,472
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人				・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	54,327	第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	52,707
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	59,483	第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	57,708
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	71,379	第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	69,250
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	79,310	第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	76,944
第6段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	95,172	第6段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	92,333
第7段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	103,103	第7段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.300	100,027
第8段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	118,965	第8段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.500	115,416
第9段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.700	134,827	第9段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.700	130,805
第10段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	144,741	第10段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	140,423
第11段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	154,655	第11段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	150,041
第12段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	164,568	第12段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	159,659
第13段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.200	174,482	第13段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.200	169,277
第14段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上の人	2.325	184,396	第14段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上の人	2.325	178,895

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

公費による低所得者の保険料軽減強化 平成27年度から公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。軽減後の保険料はそれぞれ次のとおりです。

軽減後保険料			
段階	平成27年度～平成29年度	平成30年度	令和元年度
	年額 月額 保険料率	年額 月額 保険料率	年額 月額 保険料率
第1段階	31,979円 2,665円 0.45	34,625円 2,895円 0.45	28,854円 1,924円 0.3
第2段階	未実施	未実施	43,099円 3,591円 0.56
第3段階	未実施	未実施	55,784円 4,649円 0.725
			令和2年度 令和3年度～令和5年度
			年額 月額 保険料率 年額 月額 保険料率
			23,083円 1,924円 0.3 23,793円 1,983円 0.3
			33,471円 2,789円 0.435 34,500円 2,875円 0.435
			53,861円 4,486円 0.7 55,517円 4,626円 0.7

令和2年度の保険料率(平成30年度～令和2年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.500	38,472
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	52,707
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	57,708
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	69,250
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	76,944
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	92,333
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.300	100,027
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.500	115,416
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.700	130,805
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	140,423
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	150,041
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	159,659
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.200	169,277
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上の人	2.325	178,895

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

平成29年度の保険料率(平成27年度～平成29年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.500 (0.450)	35,532 (31,979)
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	48,679
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	53,298
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	63,958
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	71,064
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	85,277
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円以下の人	1.250	88,830
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.300	92,383
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.500	106,596
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.700	120,809
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	129,692
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	138,575
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	147,458
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.200	156,341

公費による低所得者の保険料軽減強化 平成27年度から公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。軽減後の保険料はそれぞれ次のとおりです。

段階	平成30年度				令和2年度			
	年額	月額	保険料率	未実施	年額	月額	保険料率	軽減後
第1段階	34,625円	2,885円	0.45	28,854円	23,083円	1,924円	0.3	軽減後
第2段階				43,089円	33,471円	2,789円	0.435	
第3段階				55,764円	53,661円	4,469円	0.7	

平成27年度の第1段階の保険料(平成27年度～平成29年度)

平成27年度				軽減後			
年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率	年額	月額
35,532円	2,961円	0.5	31,979円	2,665円	0.45		

平成29年度の保険料等(平成27年度～平成29年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.500 (0.450)	35,532 (31,979)
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	48,679
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	53,298
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	63,958
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	71,064
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	85,277
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円以下の人	1.250	88,830
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.300	92,383
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.500	106,596
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.700	120,809
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	129,692
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	138,575
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	147,458
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.200	156,341

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

公費による低所得者の保険料軽減強化 平成27年度から、公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。軽減後の第1段階の保険料は次のとおりです。

軽減前		軽減後	
年額	月額	年額	月額
35,532円	2,961円	31,979円	2,665円
保険料率		0.45	

平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.500	32,048
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階、第3段階以外の人	0.750	48,072
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	57,686
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.150	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.250	80,119
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	H24 1.333 H25 1.417 H26 1.500	H24 85,458 H25 90,804 H26 96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.500	96,143
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.625	104,155
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.750	112,167

平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・高齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	32,048
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階、第3段階以外の人	0.75	48,072
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	57,686
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.25	80,119
第9段階	基準所得金額変更に伴う第7段階からの激変緩和措置対象者	H24 1.3333	85,458
		H25 1.4167	90,804
		H26 1.5	96,143
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	1.5	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	112,167

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・高齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	98,926

※平成21年度の保険料(平成21年度～平成23年度)の表中にある第5段階(基準額の保険料年額欄の()内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金なかった場合)の金額です。

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	98,926

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

※第5段階(基準額)の保険料年額欄の()内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金が無かった場合)の金額です。

平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者(H20～) ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	28,484
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	35,605
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.75	42,726
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	1.25	71,210
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	85,452
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	92,573
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	99,694

平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者(H20～) ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合	0.5	28,484
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	0.625	35,605
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の場合	0.75	42,726
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合	1.25	71,210
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の場合	1.5	85,452
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合	1.625	92,573
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の場合	1.75	99,694

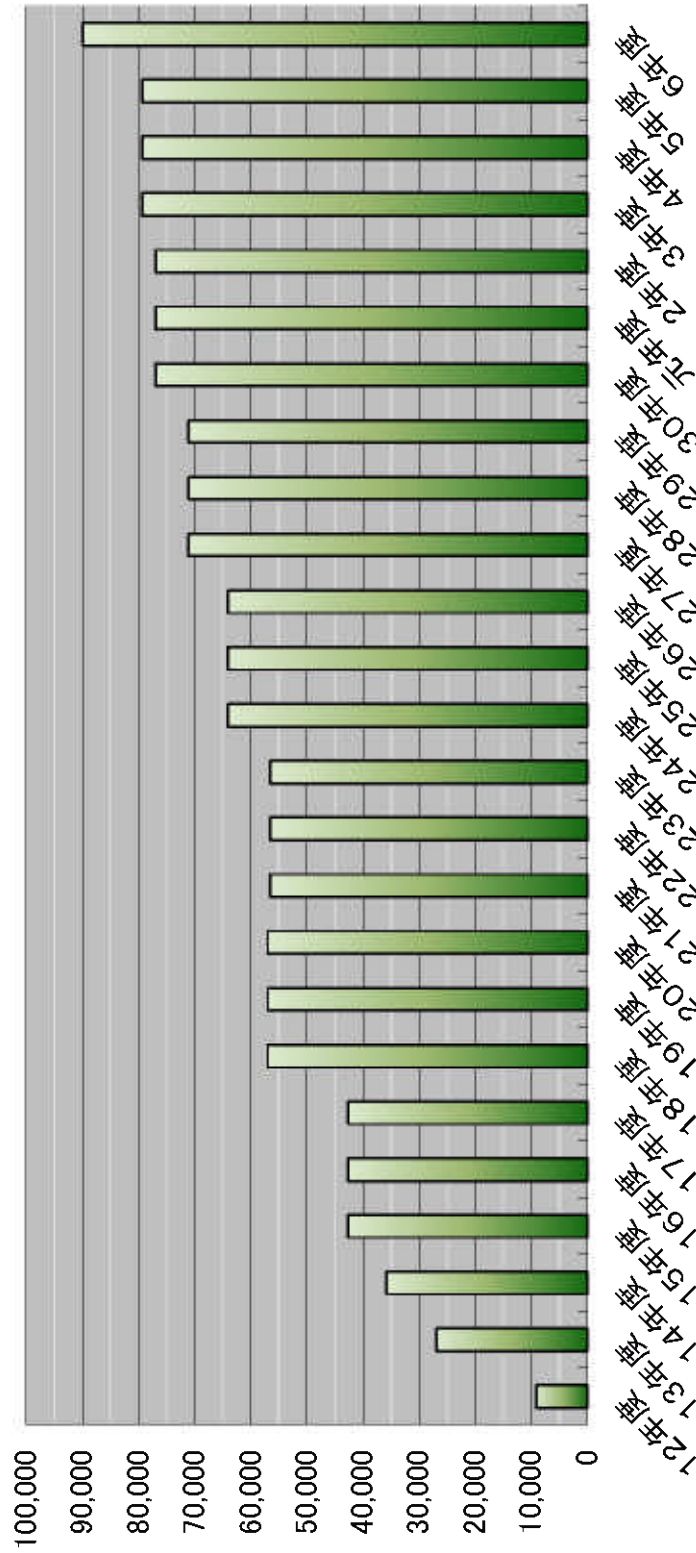
従来の段階等

所得段階	対象者	保険料率	年度別の年間保険料(円)			
			12年度	13年度	14年度	15～17年度
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合	0.5	4,584	13,454	17,889	21,333
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の場合	0.75	6,876	20,181	26,834	31,999
第3段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	1.0 (基準額)	9,167	26,907	35,778	42,665
第4段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合(平成14年度まで250万円未満)	1.25	11,459	33,634	44,723	53,332
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の場合(平成14年度まで250万円以上)	1.5	13,751	40,361	53,667	63,998

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

保険料(基準額年額)の推移グラフ

(単位:円)



* 保険料は平成12年4月～9月までは国が全額負担、平成12年10月～平成13年9月までは国が半額負担。

* 平成21～平成23年度の基準額 56,529円は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金による負担軽減後の金額。軽減前の基準額は、57,347円。

2 保険料収納状況

(1) 現年度分

(単位: 人数(人)、金額(円))

年度	内訳 徴収区分	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
13	合 計	93,160	2,121,025,536	91,060	2,073,766,071	3,347	47,259,465	97.77
14	合 計	95,405	2,887,101,909	93,243	2,821,691,802	3,336	65,410,107	97.73
15	合 計	98,285	3,551,794,939	95,885	3,467,115,774	3,665	84,679,165	97.62
16	合 計	100,251	3,624,156,634	97,849	3,538,475,997	3,575	85,680,637	97.64
17	合 計	103,404	3,719,145,445	100,948	3,631,019,336	3,676	88,126,109	97.63
18	合 計	112,696	5,282,932,952	109,880	5,158,998,136	4,184	123,934,816	97.65
19	合 計	109,987	5,525,843,545	107,428	5,406,622,949	3,721	119,220,596	97.84
20	合 計	112,819	5,690,023,446	110,209	5,563,633,075	3,869	126,390,371	97.78
21	合 計	115,960	5,741,652,562	113,363	5,616,694,555	3,821	124,958,007	97.82
22	合 計	116,389	5,790,845,429	114,025	5,674,663,090	3,506	116,182,339	97.99
23	合 計	117,957	5,831,293,146	115,547	5,718,158,848	3,520	113,134,298	98.06
24	合 計	124,088	6,796,126,572	121,461	6,658,863,387	3,867	137,263,185	97.98
25	合 計	128,647	7,054,580,887	125,977	6,913,257,174	3,881	141,323,713	98.00
26	合 計	132,782	7,286,728,636	130,141	7,143,834,856	3,911	142,893,780	98.04
27	合 計	134,170	8,109,874,079	131,655	7,964,088,664	3,638	145,785,415	98.20
28	合 計	135,822	8,283,118,638	133,413	8,143,252,797	3,457	139,865,841	98.31
29	合 計	137,566	8,390,108,570	135,260	8,252,595,563	3,498	137,513,007	98.36
30	特別徴収	117,398	8,206,410,794	117,398	8,206,410,794	0	0	100.00
	普通徴収	20,299	940,094,715	18,350	816,473,753	2,991	123,620,962	86.85
	合 計	137,697	9,146,505,509	135,748	9,022,884,547	2,991	123,620,962	98.65
元	特別徴収	117,954	7,972,460,197	117,954	7,972,460,197	0	0	100.00
	普通徴収	19,691	877,545,937	17,838	765,622,459	2,773	111,923,478	87.25
	合 計	137,645	8,850,006,134	135,792	8,738,082,656	2,773	111,923,478	98.74
2	特別徴収	117,438	7,658,295,012	117,438	7,658,295,012	0	0	100.00
	普通徴収	19,946	867,386,332	18,325	751,172,095	3,456	116,214,237	86.60
	合 計	137,384	8,525,681,344	135,763	8,409,467,107	3,456	116,214,237	98.64
3	特別徴収	117,744	7,774,919,220	117,744	7,774,919,220	0	0	100.00
	普通徴収	22,275	973,371,631	22,011	863,778,701	2,888	109,592,930	88.74
	合 計	140,019	8,748,290,851	139,755	8,638,697,921	2,888	109,592,930	98.75
4	特別徴収	117,045	7,757,871,937	117,045	7,757,871,937	0	0	100.00
	普通徴収	21,124	976,093,821	19,667	877,692,509	2,457	98,401,312	89.92
	合 計	138,169	8,733,965,758	136,712	8,635,564,446	2,457	98,401,312	98.87
5	特別徴収	115,474	7,664,151,993	115,474	7,664,151,993	0	0	100.00
	普通徴収	21,095	970,280,415	19,685	881,223,497	2,388	89,056,918	90.82
	合 計	136,569	8,634,432,408	135,159	8,545,375,490	2,388	89,056,918	98.97
6	特別徴収	115,133	8,818,190,402	115,133	8,818,190,402	0	0	100.00
	普通徴収	22,130	1,172,331,913	20,712	1,072,886,259	2,407	99,445,654	91.52
	合 計	137,263	9,990,522,315	135,845	9,891,076,661	2,407	99,445,654	99.00

※各年度分とも翌年度5月末現在

(2)所得段階別 現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

内 段階		調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
1	特徴	25,099	600,640,665	25,099	600,640,665	0	0	100.00
	普徴	9,243	190,391,824	8,638	175,028,744	1,057	15,363,080	91.93
	計	34,342	791,032,489	33,737	775,669,409	1,057	15,363,080	98.06
2	特徴	13,455	560,267,954	13,455	560,267,954	0	0	100.00
	普徴	878	19,731,600	843	18,669,754	59	1,061,846	94.62
	計	14,333	579,999,554	14,298	578,937,708	59	1,061,846	99.82
3	特徴	12,221	715,573,212	12,221	715,573,212	0	0	100.00
	普徴	779	22,872,712	731	21,513,269	69	1,359,443	94.06
	計	13,000	738,445,924	12,952	737,086,481	69	1,359,443	99.82
4	特徴	9,942	761,211,913	9,942	761,211,913	0	0	100.00
	普徴	2,448	136,222,868	2,255	119,142,797	302	17,080,071	87.46
	計	12,390	897,434,781	12,197	880,354,710	302	17,080,071	98.10
5	特徴	12,222	1,073,911,330	12,222	1,073,911,330	0	0	100.00
	普徴	400	18,207,415	388	17,319,578	24	887,837	95.12
	計	12,622	1,092,118,745	12,610	1,091,230,908	24	887,837	99.92
6	特徴	12,678	1,308,060,806	12,678	1,308,060,806	0	0	100.00
	普徴	1,785	120,114,417	1,607	103,446,893	278	16,667,524	86.12
	計	14,463	1,428,175,223	14,285	1,411,507,699	278	16,667,524	98.83
7	特徴	16,300	1,816,466,410	16,300	1,816,466,410	0	0	100.00
	普徴	2,278	171,243,865	2,095	149,940,201	294	21,303,664	87.56
	計	18,578	1,987,710,275	18,395	1,966,406,611	294	21,303,664	98.93
8	特徴	6,798	865,731,286	6,798	865,731,286	0	0	100.00
	普徴	1,760	153,077,371	1,667	139,031,806	181	14,045,565	90.82
	計	8,558	1,018,808,657	8,465	1,004,763,092	181	14,045,565	98.62
9	特徴	2,591	368,622,259	2,591	368,622,259	0	0	100.00
	普徴	924	90,983,113	881	85,385,988	72	5,597,125	93.85
	計	3,515	459,605,372	3,472	454,008,247	72	5,597,125	98.78
10	特徴	1,193	188,148,901	1,193	188,148,901	0	0	100.00
	普徴	492	55,796,912	482	53,844,693	25	1,952,219	96.50
	計	1,685	243,945,813	1,675	241,993,594	25	1,952,219	99.20
11	特徴	605	106,201,173	605	106,201,173	0	0	100.00
	普徴	273	38,590,045	269	37,297,414	12	1,292,631	96.65
	計	878	144,791,218	874	143,498,587	12	1,292,631	99.11
12	特徴	368	71,400,157	368	71,400,157	0	0	100.00
	普徴	166	24,661,326	163	24,276,486	8	384,840	98.44
	計	534	96,061,483	531	95,676,643	8	384,840	99.60
13	特徴	275	55,016,335	275	55,016,335	0	0	100.00
	普徴	112	17,110,159	110	16,792,335	4	317,824	98.14
	計	387	72,126,494	385	71,808,670	4	317,824	99.56
14	特徴	209	43,857,861	209	43,857,861	0	0	100.00
	普徴	96	15,019,955	93	14,445,024	7	574,931	96.17
	計	305	58,877,816	302	58,302,885	7	574,931	99.02
15	特徴	129	28,170,449	129	28,170,449	0	0	100.00
	普徴	67	12,351,752	66	12,246,707	3	105,045	99.15
	計	196	40,522,201	195	40,417,156	3	105,045	99.74
16	特徴	104	23,791,386	104	23,791,386	0	0	100.00
	普徴	49	8,801,015	48	8,624,391	3	176,624	97.99
	計	153	32,592,401	152	32,415,777	3	176,624	99.46
17	特徴	119	27,203,805	119	27,203,805	0	0	100.00
	普徴	39	6,427,794	39	6,376,594	1	51,200	99.20
	計	158	33,631,599	158	33,580,399	1	51,200	99.85
18	特徴	825	203,914,500	825	203,914,500	0	0	100.00
	普徴	341	70,727,770	337	69,503,585	8	1,224,185	98.27
	計	1,166	274,642,270	1,162	273,418,085	8	1,224,185	99.55

※翌年度5月末現在

(3) 滞納繰越分 (単位: 人数(人)、金額(円))

内訳 年度	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌年度繰越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
平成14年度	3,677	58,572,638	1,299	11,164,981	1,366	6,787,284	2,463	40,620,373	19.06
平成15年度	4,083	105,953,699	1,331	16,641,254	1,945	28,603,812	2,610	60,708,633	15.71
平成16年度	4,322	145,113,671	1,421	22,216,926	2,131	46,716,495	2,812	76,180,250	15.31
平成17年度	4,459	161,731,447	1,381	22,856,173	2,369	59,197,711	2,882	79,677,563	14.13
平成18年度	4,496	167,217,918	1,246	19,474,509	2,499	63,768,941	3,014	83,974,468	11.65
平成19年度	4,974	207,683,452	1,339	24,562,501	2,606	67,177,643	3,453	115,943,308	11.83
平成20年度	5,038	234,886,736	1,213	23,562,169	2,964	92,849,825	3,419	118,474,742	10.03
平成21年度	5,069	244,602,673	1,241	25,774,477	2,996	95,745,284	3,372	123,082,912	10.54
平成22年度	4,908	246,477,713	1,321	28,321,484	2,895	97,035,259	3,333	121,120,970	11.49
平成23年度	4,627	237,072,003	1,198	25,501,803	2,880	96,931,016	3,130	114,639,184	10.76
平成24年度	4,571	227,383,481	1,081	23,455,129	2,765	93,136,266	3,120	110,792,086	10.32
平成25年度	5,869	247,903,918	1,185	28,433,142	2,651	87,978,192	3,393	131,492,584	11.47
平成26年度	5,035	272,582,742	1,313	30,629,234	2,839	103,876,542	3,469	138,076,966	11.24
平成27年度	5,059	280,714,854	1,327	31,536,449	2,987	109,515,891	3,402	139,662,514	11.23
平成28年度	4,763	284,798,463	1,233	30,720,029	2,886	109,979,264	3,243	144,099,170	10.79
平成29年度	4,486	283,572,658	1,121	29,009,414	2,731	111,346,229	3,094	143,217,015	10.23
平成30年度	4,479	280,472,127	1,151	28,207,671	2,593	109,039,933	3,122	143,224,523	10.06
令和元年度	4,296	266,668,654	1,101	28,488,565	2,601	107,189,425	2,859	130,990,664	10.68
令和2年度	3,939	242,254,175	851	23,306,192	2,401	97,095,832	2,690	121,852,151	9.62
令和3年度	4,045	229,511,269	1,462	32,713,921	2,107	73,893,794	2,401	122,903,554	14.25
令和4年度	3,566	223,934,780	1,189	32,455,982	1,861	64,787,984	2,211	126,690,814	14.49
令和5年度	3,396	230,158,504	1,103	27,585,709	1,721	72,439,225	2,151	130,133,570	11.99
令和6年度	3,259	218,972,053	987	23,284,213	1,647	66,602,917	2,102	129,084,923	10.63

※3月末現在

※保険料の徴収が平成12年度より開始のため、滞納繰越分は平成13年度から記載。

(4) 所得段階別 滞納繰越分 (単位: 人数(人)、金額(円))

内訳 段階	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌年度繰越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
1段階	1,459	47,512,574	350	3,826,707	803	17,728,248	946	25,957,619	8.05
2段階	85	3,520,059	28	400,668	47	1,131,028	54	1,988,363	11.38
3段階	112	5,239,669	42	684,670	59	2,371,504	55	2,183,495	13.07
4段階	373	36,122,977	119	3,513,086	204	10,693,240	265	21,916,651	9.73
5段階	53	3,349,646	21	524,254	22	825,535	28	1,999,557	15.65
6段階	401	39,607,341	130	3,420,950	193	11,235,697	268	24,950,694	8.64
7段階	391	40,936,841	130	4,409,794	181	12,062,585	257	24,464,462	10.77
8段階	214	22,235,247	84	2,633,042	77	5,427,596	135	14,174,609	11.84
9段階	74	9,472,570	29	1,292,564	29	2,443,286	44	5,736,720	13.65
10段階	57	6,773,252	33	1,659,037	19	1,683,256	31	3,430,959	24.49
11段階	13	1,062,301	8	396,666	3	90,770	5	574,865	37.34
12段階	11	803,274	7	393,810	3	67,600	5	341,864	49.03
13段階	3	521,346	1	34,800	2	190,264	2	296,282	6.68
14段階	13	1,815,256	5	94,165	5	652,308	7	1,068,783	5.19
合 計	3,259	218,972,353	987	23,284,213	1,647	66,602,917	2,102	129,084,923	10.63

※3月末現在

※収納人数については、一部でも収納した人をカウントしているため、収納と未納の計上と調定人数は一致しない。

(5)口座振替加入率

年度	口座振替加入率(%)
平成29年度	20.93
平成30年度	22.41
令和元年度	23.56
令和2年度	19.12
令和3年度	22.19
令和4年度	21.67
令和5年度	20.49
令和6年度	19.46

(6)減免状況

(保険料減免)

年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
内訳				
被災	件数	6	11	4
	金額	260,398	315,106	271,697
所得激減	件数	247	262	214
	金額	3,998,289	4,557,877	3,847,011
生活困窮	件数	4	4	89
	金額	63,448	63,448	267,094
制度的	件数	0	0	0
	金額	0	0	0
その他	件数	35	42	41
	金額	657,744	692,336	884,728
合計	件数	292	319	348
	金額	4,979,879	5,628,767	5,270,530

(7)コロナ減免

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
内訳				
コロナ1.0	件数	203	33	0
	金額	14,117,370	2,198,079	0
コロナ0.8	件数	66	11	2
	金額	5,389,134	737,007	239,517
コロナ廃失	件数	32	53	3
	金額	2,318,580	3,944,362	227,563
コロナ死重	件数	0	8	1
	金額	0	391,890	55,517
合計	件数	301	105	6
	金額	21,825,084	7,271,338	522,597

※R5.6は実施なし

IV 認定審査

1 介護認定審査会

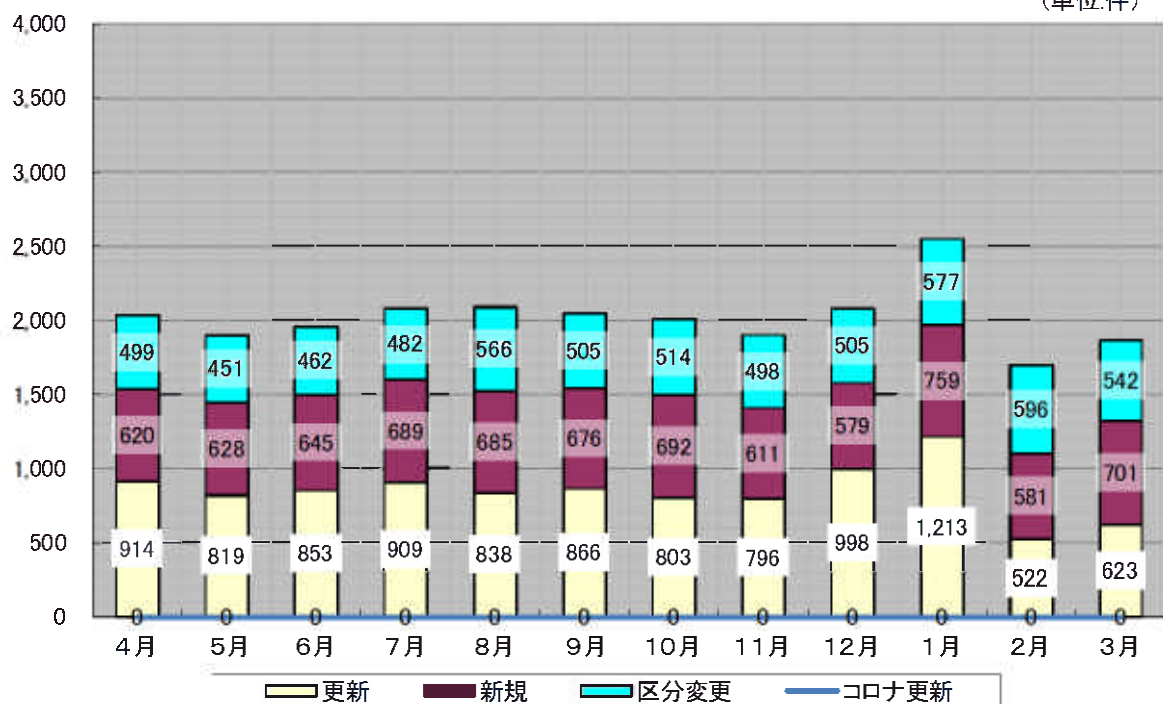
項 目	内 容
合 議 体 数	20合議体(40グループ)
委員数及び内訳	175人 (医療 117人 ・ 保健 27人 ・ 福祉 31人) (令和7年3月31日現在)
1回の審査件数	約 50件
開 催 日 時	月曜～金曜 2開催 午後1時～
審査会開催数	計 470回 (R5年度 479回)
認定処理件数	計24,426件 (R5年度 32,883件)

2 月別要支援・要介護認定申請状況

	申請 件数	申 請 区 分			
		新規	更新	コロナ更新	区分変更
4月	2,033	620	914	–	499
5月	1,898	628	819	–	451
6月	1,960	645	853	–	462
7月	2,080	689	909	–	482
8月	2,089	685	838	–	566
9月	2,047	676	866	–	505
10月	2,009	692	803	–	514
11月	1,905	611	796	–	498
12月	2,082	579	998	–	505
1月	2,549	759	1,213	–	577
2月	1,699	581	522	–	596
3月	1,866	701	623	–	542
合計	24,217	7,866	10,154	0	6,197

令和6年度月別要支援・要介護認定申請状況

(単位:件)

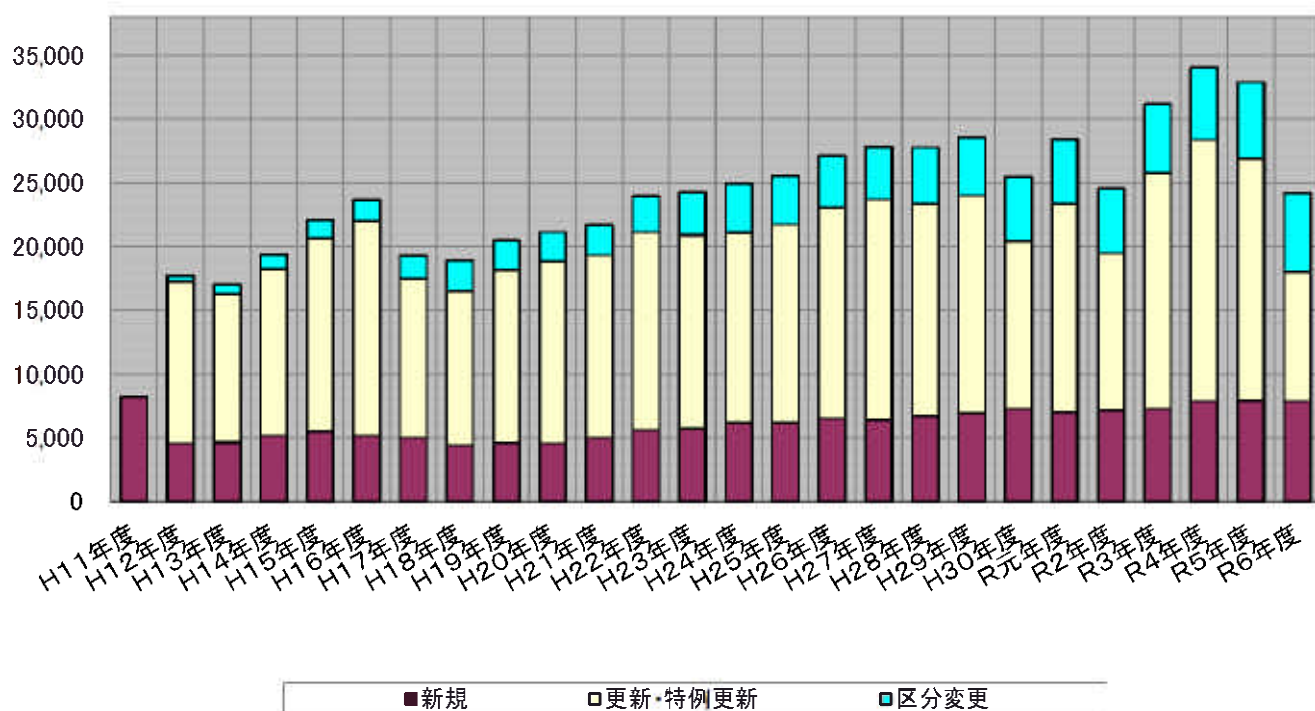


3 年度別要支援・要介護認定申請状況

年度	申請 件数	申 請 区 分					
		新規		更新・特例更新		区分変更	
		申請件数	割合	申請件数	割合	申請件数	割合
H11年度	8,250	8,250	100.00%	0	0.00%	0	0.00%
H12年度	17,760	4,558	25.66%	12,688	71.44%	514	2.89%
H13年度	16,989	4,641	27.32%	11,617	68.38%	731	4.30%
H14年度	19,414	5,202	26.80%	13,021	67.07%	1,191	6.13%
H15年度	22,053	5,516	25.01%	15,084	68.40%	1,453	6.59%
H16年度	23,642	5,176	21.89%	16,796	71.04%	1,670	7.06%
H17年度	19,279	5,052	26.20%	12,397	64.30%	1,830	9.49%
H18年度	18,888	4,417	23.39%	12,119	64.16%	2,352	12.45%
H19年度	20,477	4,591	22.42%	13,582	66.33%	2,304	11.25%
H20年度	21,161	4,559	21.54%	14,246	67.32%	2,356	11.13%
H21年度	21,678	5,038	23.24%	14,328	66.09%	2,312	10.67%
H22年度	23,939	5,601	23.40%	15,533	64.89%	2,805	11.72%
H23年度	24,247	5,741	23.68%	15,161	62.53%	3,345	13.80%
H24年度	24,918	6,175	24.78%	14,903	59.81%	3,840	15.41%
H25年度	25,525	6,139	24.05%	15,609	61.15%	3,777	14.80%
H26年度	27,059	6,529	24.13%	16,528	61.08%	4,002	14.79%
H27年度	27,828	6,465	23.23%	17,226	61.90%	4,137	14.87%
H28年度	27,761	6,753	24.33%	16,603	59.81%	4,405	15.87%
H29年度	28,531	6,960	24.39%	16,994	59.56%	4,577	16.04%
H30年度	25,440	7,283	28.63%	13,136	51.64%	5,021	19.74%
R元年度	28,380	7,014	24.71%	16,338	57.57%	5,028	17.72%
R2年度	24,538	7,183	29.27%	12,288	50.08%	5,067	20.65%
R3年度	31,156	7,296	23.42%	18,428	59.15%	5,432	17.43%
R4年度	34,049	7,879	23.14%	20,492	60.18%	5,678	16.68%
R5年度	32,853	7,893	24.03%	18,994	57.82%	5,966	18.16%
R6年度	24,217	7,866	32.48%	10,154	41.93%	6,197	25.59%

年度別 要支援・要介護認定申請状況

(単位:件)



4 月別要介護度別認定者状況

(単位:人)

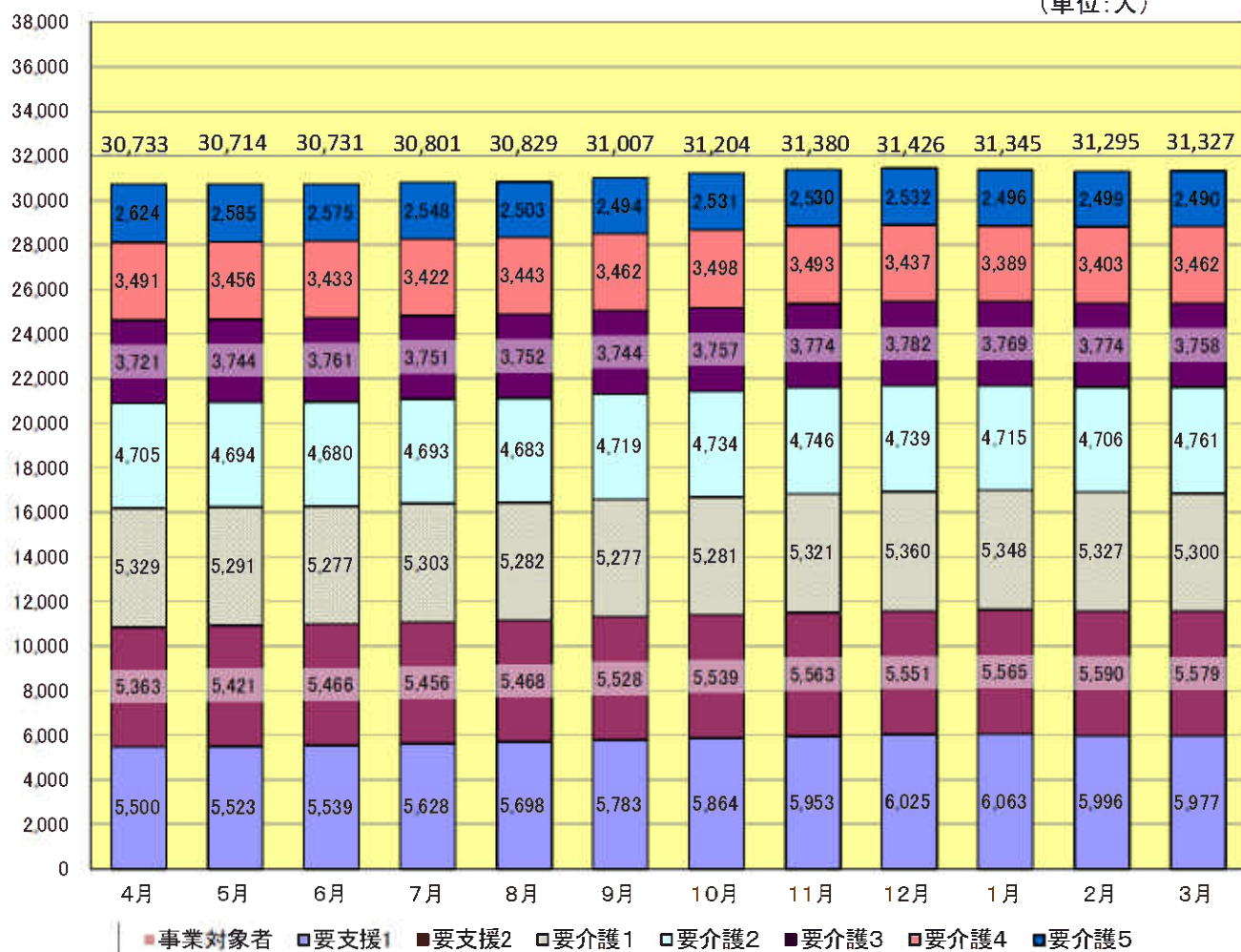
		事業 対象者	要 支 援			要 介 護						合計
			1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
4月末	第1号	0	5,436	5,241	10,677	5,272	4,589	3,646	3,438	2,530	19,475	30,152
	65歳～74歳	0	634	712	1,346	462	546	348	318	322	1,996	3,342
	75歳以上	0	4,802	4,529	9,331	4,810	4,043	3,298	3,120	2,208	17,479	26,810
	第2号		64	122	186	57	116	75	53	94	395	581
	小 計	0	5,500	5,363	10,863	5,329	4,705	3,721	3,491	2,624	19,870	30,733
5月末	第1号	0	5,460	5,301	10,761	5,236	4,582	3,665	3,400	2,492	19,375	30,136
	65歳～74歳	0	641	707	1,348	453	548	346	307	314	1,968	3,316
	75歳以上	0	4,819	4,594	9,413	4,783	4,034	3,319	3,093	2,178	17,407	26,820
	第2号		63	120	183	55	112	79	56	93	395	578
	小 計	0	5,523	5,421	10,944	5,291	4,694	3,744	3,456	2,585	19,770	30,714
6月末	第1号	0	5,482	5,347	10,829	5,216	4,568	3,686	3,375	2,483	19,328	30,157
	65歳～74歳	0	649	714	1,363	451	550	347	296	316	1,960	3,323
	75歳以上	0	4,833	4,633	9,466	4,765	4,018	3,339	3,079	2,167	17,368	26,834
	第2号		57	119	176	61	112	75	58	92	398	574
	小 計	0	5,539	5,466	11,005	5,277	4,680	3,761	3,433	2,575	19,726	30,731
7月末	第1号	0	5,568	5,340	10,908	5,239	4,580	3,680	3,364	2,455	19,318	30,226
	65歳～74歳	0	637	711	1,348	453	547	349	296	305	1,950	3,298
	75歳以上	0	4,931	4,629	9,560	4,786	4,033	3,331	3,068	2,150	17,368	26,928
	第2号		60	116	176	64	113	71	58	93	399	575
	小 計	0	5,628	5,456	11,084	5,303	4,693	3,751	3,422	2,548	19,717	30,801
8月末	第1号	0	5,638	5,353	10,991	5,223	4,568	3,678	3,384	2,415	19,268	30,259
	65歳～74歳	0	643	699	1,342	437	541	353	289	311	1,931	3,273
	75歳以上	0	4,995	4,654	9,649	4,786	4,027	3,325	3,095	2,104	17,337	26,986
	第2号		60	115	175	59	115	74	59	88	395	570
	小 計	0	5,698	5,468	11,166	5,282	4,683	3,752	3,443	2,503	19,663	30,829
9月末	第1号	0	5,721	5,411	11,132	5,220	4,602	3,670	3,409	2,405	19,306	30,438
	65歳～74歳	0	640	717	1,357	434	537	346	298	307	1,922	3,279
	75歳以上	0	5,081	4,694	9,775	4,786	4,065	3,324	3,111	2,098	17,384	27,159
	第2号		62	117	179	57	117	74	53	89	390	569
	小 計	0	5,783	5,528	11,311	5,277	4,719	3,744	3,462	2,494	19,696	31,007
10月末	第1号	0	5,800	5,417	11,217	5,223	4,621	3,678	3,445	2,442	19,409	30,626
	65歳～74歳	0	661	712	1,373	435	534	351	298	309	1,927	3,300
	75歳以上	0	5,139	4,705	9,844	4,788	4,087	3,327	3,147	2,133	17,482	27,326
	第2号		64	122	186	58	113	79	53	89	392	578
	小 計	0	5,864	5,539	11,403	5,281	4,734	3,757	3,498	2,531	19,801	31,204
11月末	第1号	0	5,889	5,438	11,327	5,265	4,636	3,700	3,441	2,436	19,478	30,805
	65歳～74歳	0	676	704	1,380	438	540	349	290	308	1,925	3,305
	75歳以上	0	5,213	4,734	9,947	4,827	4,096	3,351	3,151	2,128	17,553	27,500
	第2号		64	125	189	56	110	74	52	94	386	575
	小 計	0	5,953	5,563	11,516	5,321	4,746	3,774	3,493	2,530	19,864	31,380
12月末	第1号	0	5,960	5,430	11,390	5,313	4,633	3,706	3,383	2,443	19,478	30,868
	65歳～74歳	0	670	683	1,353	437	530	347	279	313	1,906	3,259
	75歳以上	0	5,290	4,747	10,037	4,876	4,103	3,359	3,104	2,130	17,572	27,609
	第2号		65	121	186	47	106	76	54	89	372	558
	小 計	0	6,025	5,551	11,576	5,360	4,739	3,782	3,437	2,532	19,850	31,426

(単位:人)

		事業 対象者	要 支 援			要 介 護						合計
			1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
1月末	第1号	0	5,994	5,446	11,440	5,305	4,608	3,690	3,336	2,406	19,345	30,785
	65歳～74歳	0	655	680	1,335	425	538	340	277	315	1,895	3,230
	75歳以上	0	5,339	4,766	10,105	4,880	4,070	3,350	3,059	2,091	17,450	27,555
	第2号		69	119	188	43	107	79	53	90	372	560
	小 計	0	6,063	5,565	11,628	5,348	4,715	3,769	3,389	2,496	19,717	31,345
2月末	第1号	0	5,929	5,472	11,401	5,283	4,594	3,697	3,347	2,410	19,331	30,732
	65歳～74歳	0	645	677	1,322	421	522	334	272	319	1,868	3,190
	75歳以上	0	5,284	4,795	10,079	4,862	4,072	3,363	3,075	2,091	17,463	27,542
	第2号		67	118	185	44	112	77	56	89	378	563
	小 計	0	5,996	5,590	11,586	5,327	4,706	3,774	3,403	2,499	19,709	31,295
3月末	第1号	0	5,908	5,464	11,372	5,251	4,649	3,688	3,402	2,401	19,391	30,763
	65歳～74歳	0	625	668	1,293	406	518	340	287	300	1,851	3,144
	75歳以上	0	5,283	4,796	10,079	4,845	4,131	3,348	3,115	2,101	17,540	27,619
	第2号		69	115	184	49	112	70	60	89	380	564
	小 計	0	5,977	5,579	11,556	5,300	4,761	3,758	3,462	2,490	19,771	31,327

令和6年度月別要介護度別認定者状況

(単位:人)



5 年度末別要介護度別認定者状況(H12年度末～R6年度末)

(単位:人)

		事業 対象者	要 支 援			要 介 護						合計
			1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
H12 年度末	第1号		788			2,498	1,974	1,380	1,398	1,056	8,306	9,094
	65歳～74歳		191			577	427	263	254	231	1,752	1,943
	75歳以上		597			1,921	1,547	1,117	1,144	825	6,554	7,151
	第2号		7			83	97	70	64	66	380	387
	小 計		795			2,581	2,071	1,450	1,462	1,122	8,686	9,481
H13 年度末	第1号		919			3,303	2,497	1,584	1,503	1,180	10,067	10,986
	65歳～74歳		234			762	558	320	286	230	2,156	2,390
	75歳以上		685			2,541	1,939	1,264	1,217	950	7,911	8,596
	第2号		5			86	140	83	75	67	451	456
	小 計		924			3,389	2,637	1,667	1,578	1,247	10,518	11,442
H14 年度末	第1号		1,465			4,320	2,759	1,630	1,620	1,322	11,651	13,116
	65歳～74歳		381			1,007	611	317	303	271	2,509	2,890
	75歳以上		1,084			3,313	2,148	1,313	1,317	1,051	9,142	10,226
	第2号		18			122	141	85	76	77	501	519
	小 計		1,483			4,442	2,900	1,715	1,696	1,399	12,152	13,635
H15 年度末	第1号		2,031			5,312	2,527	1,992	1,776	1,576	13,183	15,214
	65歳～74歳		553			1,232	581	377	361	299	2,850	3,403
	75歳以上		1,478			4,080	1,946	1,615	1,415	1,277	10,333	11,811
	第2号		33			167	120	107	84	85	563	596
	小 計		2,064			5,479	2,647	2,099	1,860	1,661	13,746	15,810
H16 年度末	第1号		2,782			5,450	2,636	2,122	1,987	1,668	13,863	16,645
	65歳～74歳		738			1,211	556	385	369	313	2,834	3,572
	75歳以上		2,044			4,239	2,080	1,737	1,618	1,355	11,029	13,073
	第2号		55			179	116	112	89	90	586	641
	小 計		2,837			5,629	2,752	2,234	2,076	1,758	14,449	17,286
H17 年度末	第1号		3,255			5,649	2,813	2,338	2,084	1,675	14,559	17,814
	65歳～74歳		829			1,231	577	427	353	318	2,906	3,735
	75歳以上		2,426			4,418	2,236	1,911	1,731	1,357	11,653	14,079
	第2号		58			176	130	120	94	94	614	672
	小 計		3,313			5,825	2,943	2,458	2,178	1,769	15,173	18,486
H18 年度末	第1号		2,388	1,889	4,277	4,534	2,977	2,580	2,127	1,934	14,152	18,429
	65歳～74歳		583	459	1,042	905	672	512	344	353	2,786	3,828
	75歳以上		1,805	1,430	3,235	3,629	2,305	2,068	1,783	1,581	11,366	14,601
	第2号		25	69	94	131	132	122	100	98	583	677
	小 計		2,413	1,958	4,371	4,665	3,109	2,702	2,227	2,032	14,735	19,106
H19 年度末	第1号		2,673	3,627	6,300	1,754	3,647	2,968	2,301	1,822	12,492	18,792
	65歳～74歳		590	776	1,366	285	757	581	363	310	2,296	3,662
	75歳以上		2,083	2,851	4,934	1,469	2,890	2,387	1,938	1,512	10,196	15,130
	第2号		30	109	139	38	158	126	92	103	517	656
	小 計		2,703	3,736	6,439	1,792	3,805	3,094	2,393	1,925	13,009	19,448
H20 年度末	第1号		2,846	3,490	6,336	2,052	3,702	2,959	2,310	1,795	12,818	19,154
	65歳～74歳		598	691	1,289	351	752	581	355	300	2,339	3,628
	75歳以上		2,248	2,799	5,047	1,701	2,950	2,378	1,955	1,495	10,479	15,526
	第2号		30	101	131	37	169	109	94	89	498	629
	小 計		2,876	3,591	6,467	2,089	3,871	3,068	2,404	1,884	13,316	19,783
H21 年度末	第1号		2,758	3,388	6,146	2,785	3,715	2,893	2,481	1,943	13,817	19,963
	65歳～74歳		553	658	1,211	477	754	529	361	311	2,432	3,643
	75歳以上		2,205	2,730	4,935	2,308	2,961	2,364	2,120	1,632	11,385	16,320
	第2号		43	97	140	48	166	114	86	99	513	653
	小 計		2,801	3,485	6,286	2,833	3,881	3,007	2,567	2,042	14,330	20,616
H22 年度末	第1号		3,339	3,339	6,678	3,119	3,990	2,760	2,213	2,074	14,156	20,834
	65歳～74歳		639	684	1,323	474	779	425	310	318	2,306	3,629
	75歳以上		2,700	2,655	5,355	2,645	3,211	2,335	1,903	1,756	11,850	17,205
	第2号		50	110	160	49	167	109	71	105	501	661
	小 計		3,389	3,449	6,838	3,168	4,157	2,869	2,284	2,179	14,657	21,495

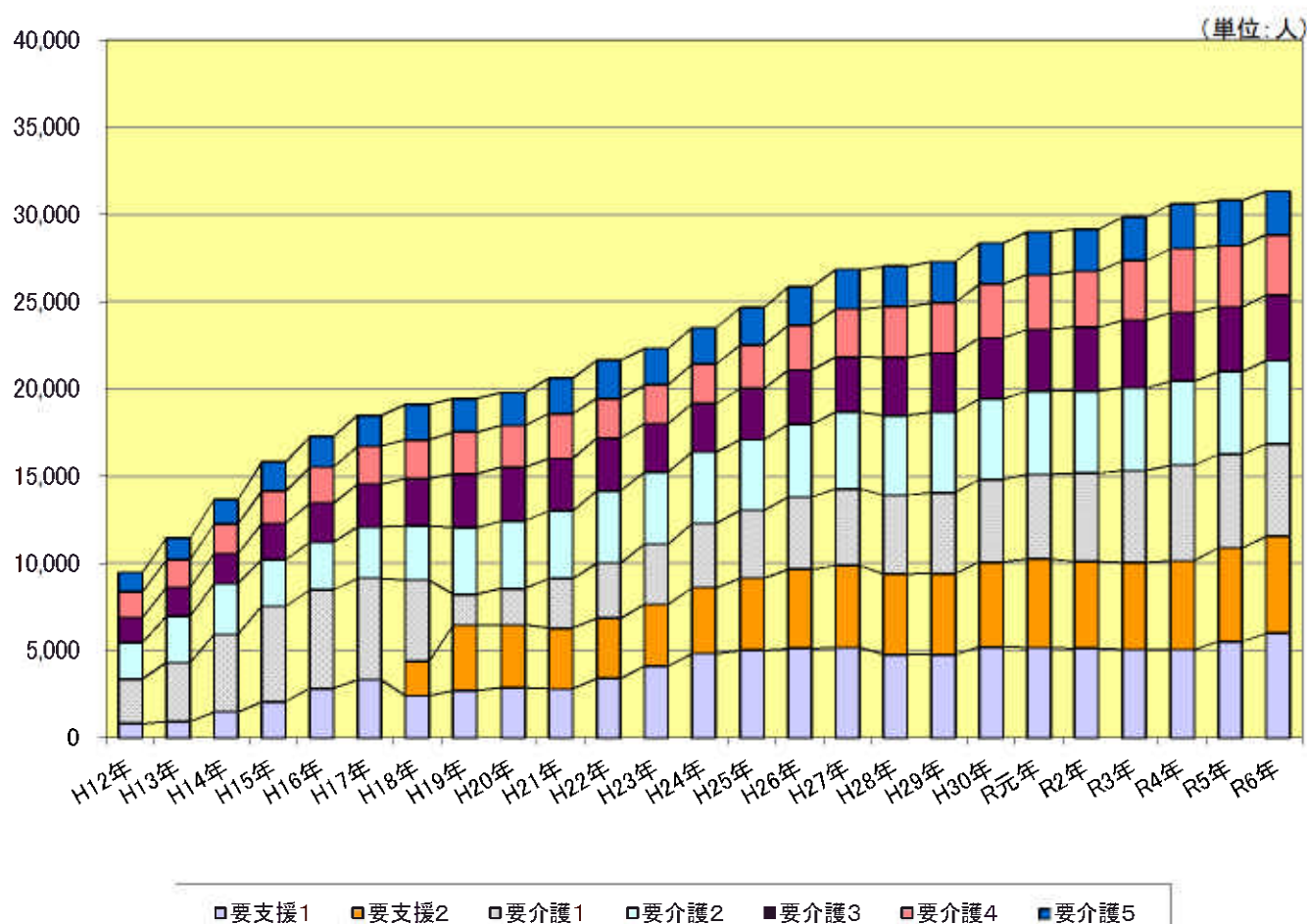
(単位:人)

		事業 対象者	要 支 援			要 介 護						合計
			1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
H23 年度末	第1号		4,047	3,406	7,453	3,390	3,970	2,671	2,149	1,990	14,170	21,623
	65歳～74歳		720	730	1,450	491	728	372	308	310	2,209	3,659
	75歳以上		3,327	2,676	6,003	2,899	3,242	2,299	1,841	1,680	11,961	17,964
	第2号		70	128	198	54	173	96	66	97	486	684
	小 計		4,117	3,534	7,651	3,444	4,143	2,767	2,215	2,087	14,656	22,307
H24 年度末	第1号		4,751	3,655	8,406	3,626	3,921	2,696	2,196	1,996	14,435	22,841
	65歳～74歳		863	748	1,611	480	702	410	297	332	2,221	3,832
	75歳以上		3,888	2,907	6,795	3,146	3,219	2,286	1,899	1,664	12,214	19,009
	第2号		78	126	204	62	156	80	73	98	469	673
	小 計		4,829	3,781	8,610	3,688	4,077	2,776	2,269	2,094	14,904	23,514
H25 年度末	第1号		4,956	3,994	8,950	3,821	3,926	2,854	2,436	2,040	15,077	24,027
	65歳～74歳		903	818	1,721	515	692	425	355	345	2,332	4,053
	75歳以上		4,053	3,176	7,229	3,306	3,234	2,429	2,081	1,695	12,745	19,974
	第2号		57	132	189	64	137	71	67	99	438	627
	小 計		5,013	4,126	9,139	3,885	4,063	2,925	2,503	2,139	15,515	24,654
H26 年度末	第1号		5,062	4,423	9,485	4,074	4,045	3,022	2,509	2,114	15,764	25,249
	65歳～74歳		891	885	1,776	547	709	442	372	314	2,384	4,160
	75歳以上		4,171	3,538	7,709	3,527	3,336	2,580	2,137	1,800	13,380	21,089
	第2号		58	110	168	71	123	89	59	90	432	600
	小 計		5,120	4,533	9,653	4,145	4,168	3,111	2,568	2,204	16,196	25,849
H27 年度末	第1号		5,126	4,586	9,712	4,338	4,269	3,065	2,687	2,180	16,539	26,251
	65歳～74歳		861	899	1,760	571	755	466	378	298	2,468	4,228
	75歳以上		4,265	3,687	7,952	3,767	3,514	2,599	2,309	1,882	14,071	22,023
	第2号		53	111	164	61	134	83	58	81	417	581
	小 計		5,179	4,697	9,876	4,399	4,403	3,148	2,745	2,261	16,956	26,832
H28 年度末	第1号		4,741	4,507	9,248	4,450	4,456	3,250	2,855	2,236	17,247	26,495
	65歳～74歳		743	832	1,575	588	699	427	373	314	2,401	3,976
	75歳以上		3,998	3,675	7,673	3,862	3,757	2,823	2,482	1,922	14,846	22,519
	第2号		42	102	144	61	120	75	62	68	386	530
	小 計		4,783	4,609	9,392	4,511	4,576	3,325	2,917	2,304	17,633	27,025
H29 年度末	第1号	7	4,726	4,526	9,252	4,584	4,496	3,330	2,823	2,276	17,509	26,761
	65歳～74歳	2	739	803	1,542	516	694	395	370	307	2,282	3,824
	75歳以上	5	3,987	3,723	7,710	4,068	3,802	2,935	2,453	1,969	15,227	22,937
	第2号		44	113	157	64	105	62	65	73	369	526
	小 計	7	4,770	4,639	9,409	4,648	4,601	3,392	2,888	2,349	17,878	27,287
H30 年度末	第1号	2	5,151	4,757	9,908	4,673	4,524	3,426	3,032	2,270	17,925	27,835
	65歳～74歳	0	758	842	1,600	512	657	391	358	313	2,231	3,831
	75歳以上	2	4,393	3,915	8,308	4,161	3,867	3,035	2,674	1,957	15,694	24,004
	第2号		58	101	159	64	99	60	62	72	357	516
	小 計	2	5,209	4,858	10,067	4,737	4,623	3,486	3,094	2,342	18,282	28,351
R元 年度末	第1号	0	5,118	4,971	10,089	4,783	4,676	3,465	3,090	2,363	18,377	28,466
	65歳～74歳	0	750	860	1,610	484	659	382	362	299	2,186	3,796
	75歳以上	0	4,368	4,111	8,479	4,299	4,017	3,083	2,728	2,064	16,191	24,670
	第2号		57	112	169	52	107	59	56	81	355	524
	小 計	0	5,175	5,083	10,258	4,835	4,783	3,524	3,146	2,444	18,732	28,990
R2 年度末	第1号	0	5,061	4,868	9,929	5,018	4,607	3,597	3,155	2,333	18,710	28,639
	65歳～74歳	0	713	823	1,536	527	636	427	403	315	2,308	3,844
	75歳以上	0	4,348	4,045	8,393	4,491	3,971	3,170	2,752	2,018	16,402	24,795
	第2号		59	104	163	53	108	68	53	84	366	529
	小 計	0	5,120	4,972	10,092	5,071	4,715	3,665	3,208	2,417	19,076	29,168
R3 年度末	第1号	0	5,018	4,859	9,877	5,207	4,630	3,788	3,371	2,395	19,391	29,268
	65歳～74歳	0	729	790	1,519	555	640	409	406	329	2,339	3,858
	75歳以上	0	4,289	4,069	8,358	4,652	3,990	3,379	2,965	2,066	17,052	25,410
	第2号		49	115	164	68	109	80	61	87	405	569
	小 計	0	5,067	4,974	10,041	5,275	4,739	3,868	3,432	2,482	19,796	29,837

(単位:人)

		事業 対象者	要 支 援			要 介 護						合計
			1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
R4 年度末	第1号	0	5,001	4,976	9,977	5,414	4,704	3,858	3,619	2,457	20,052	30,029
	65歳～74歳	0	608	704	1,312	538	620	393	395	336	2,282	3,594
	75歳以上	0	4,393	4,272	8,665	4,876	4,084	3,465	3,224	2,121	17,770	26,435
	第2号		46	115	161	74	103	77	57	94	405	566
	小 計	0	5,047	5,091	10,138	5,488	4,807	3,935	3,676	2,551	20,457	30,595
R5 年度末 A	第1号	0	5,460	5,237	10,697	5,306	4,611	3,657	3,445	2,503	19,522	30,219
	65歳～74歳	0	641	725	1,366	476	553	352	330	315	2,026	3,392
	75歳以上	0	4,819	4,512	9,331	4,830	4,058	3,305	3,115	2,188	17,496	26,827
	第2号		63	123	186	55	118	68	55	98	394	580
	小 計	0	5,523	5,360	10,883	5,361	4,729	3,725	3,500	2,601	19,916	30,799
R6 年度末 B	第1号	0	5,908	5,464	11,372	5,251	4,649	3,688	3,402	2,401	19,391	30,763
	65歳～74歳	0	625	668	1,293	406	518	340	287	300	1,851	3,144
	75歳以上	0	5,283	4,796	10,079	4,845	4,131	3,348	3,115	2,101	17,540	27,619
	第2号		69	115	184	49	112	70	60	89	380	564
	小 計	0	5,977	5,579	11,556	5,300	4,761	3,758	3,462	2,490	19,771	31,327
前 年度 比 B/A	第1号	0.0%	108.2%	104.3%	106.3%	99.0%	100.8%	100.8%	98.8%	95.9%	99.3%	101.8%
	65歳～74歳	0.0%	97.5%	92.1%	94.7%	85.3%	93.7%	96.6%	87.0%	95.2%	91.4%	92.7%
	75歳以上	0.0%	109.6%	106.3%	108.0%	100.3%	101.8%	101.3%	100.0%	96.0%	100.3%	103.0%
	第2号		109.5%	93.5%	98.9%	89.1%	94.9%	102.9%	109.1%	90.8%	96.4%	97.2%
	小 計	0.0%	108.2%	104.1%	106.2%	98.9%	100.7%	100.9%	98.9%	95.7%	99.3%	101.7%

年度末別 要介護度別認定者状況 (H12年度～R6年度)



6 年度末別認定率

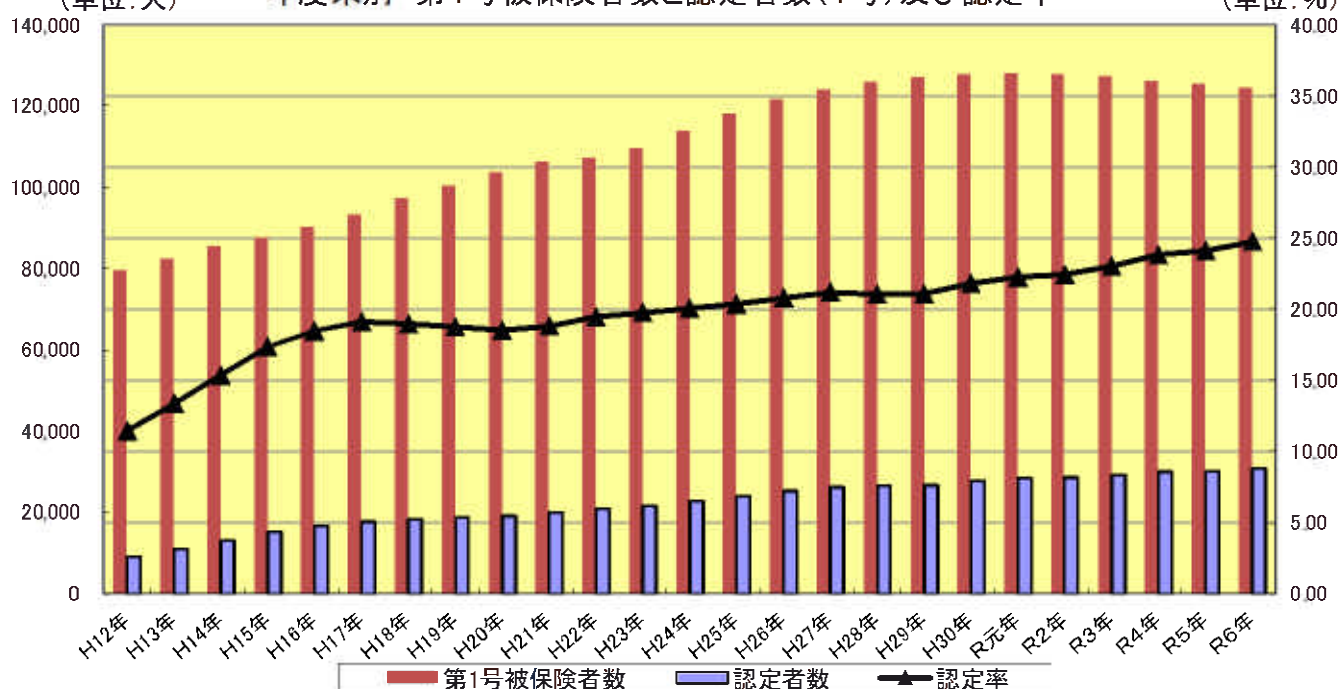
(単位:人)

各年度末時点	第1号 被保険者数 A	第1号 認定者数 B	第2号 認定者数 C	総認定者数 D=B+C	認定率 B/A(%)	認定率 (2号含む) D/A(%)
H12年度	79,456	9,094	387	9,481	11.45	11.93
H13年度	82,314	10,986	456	11,442	13.35	13.90
H14年度	85,422	13,116	519	13,635	15.35	15.96
H15年度	87,660	15,214	596	15,810	17.36	18.04
H16年度	90,141	16,645	641	17,286	18.47	19.18
H17年度	93,190	17,814	672	18,486	19.12	19.84
H18年度	97,201	18,429	677	19,106	18.96	19.66
H19年度	100,172	18,792	656	19,448	18.76	19.41
H20年度	103,506	19,154	629	19,783	18.51	19.11
H21年度	106,188	19,963	653	20,616	18.80	19.41
H22年度	107,086	20,834	661	21,495	19.46	20.07
H23年度	109,562	21,623	684	22,307	19.74	20.36
H24年度	113,820	22,841	673	23,514	20.07	20.66
H25年度	118,065	24,027	627	24,654	20.35	20.88
H26年度	121,507	25,249	600	25,849	20.78	21.27
H27年度	123,967	26,251	581	26,832	21.18	21.64
H28年度	125,838	26,495	530	27,025	21.05	21.48
H29年度	126,999	26,761	526	27,287	21.07	21.49
H30年度	127,611	27,835	516	28,351	21.81	22.22
R元年度	127,947	28,466	524	28,990	22.25	22.66
R2年度	127,766	28,639	529	29,168	22.42	22.83
R3年度	127,105	29,268	569	29,837	23.03	23.47
R4年度	126,099	30,029	566	30,595	23.81	24.26
R5年度	125,307	30,219	580	30,799	24.12	24.58
R6年度	124,418	30,763	564	31,327	24.73	25.18

(単位:人)

年度末別 第1号被保険者数と認定者数(1号)及び認定率

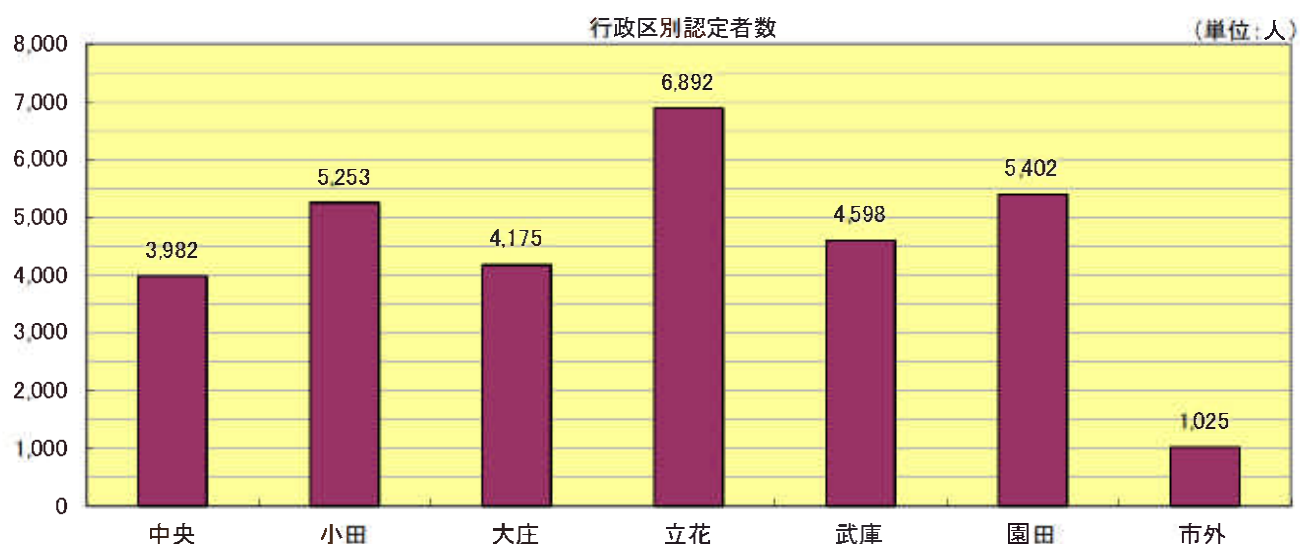
(単位:%)



7 行政区別 要介護度別認定者状況(令和7年3月31日現在)

(単位:人)

地区	要介護度	事業 対象者	要 支 援			要 介 護						合計
			1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
中 央	第1号	0	741	731	1,472	625	578	487	435	317	2,442	3,914
	65歳～74歳	0	88	95	183	39	71	49	47	42	248	431
	75歳以上	0	653	636	1,289	586	507	438	388	275	2,194	3,483
	第2号		13	19	32	4	12	7	6	7	36	68
	小 計	0	754	750	1,504	629	590	494	441	324	2,478	3,982
小 田	第1号	0	890	955	1,845	875	787	667	561	431	3,321	5,166
	65歳～74歳	0	120	121	241	73	65	65	43	59	305	546
	75歳以上	0	770	834	1,604	802	722	602	518	372	3,016	4,620
	第2号		8	19	27	5	12	13	12	18	60	87
	小 計	0	898	974	1,872	880	799	680	573	449	3,381	5,253
大 庄	第1号	0	680	735	1,415	663	697	513	467	339	2,679	4,094
	65歳～74歳	0	73	82	155	61	75	51	39	33	259	414
	75歳以上	0	607	653	1,260	602	622	462	428	306	2,420	3,680
	第2号		12	12	24	8	14	11	10	14	57	81
	小 計	0	692	747	1,439	671	711	524	477	353	2,736	4,175
立 花	第1号	0	1,396	1,232	2,628	1,232	1,008	732	716	445	4,133	6,761
	65歳～74歳	0	130	152	282	95	115	64	49	50	373	655
	75歳以上	0	1,266	1,080	2,346	1,137	893	668	667	395	3,760	6,106
	第2号		17	28	45	11	26	21	11	17	86	131
	小 計	0	1,413	1,260	2,673	1,243	1,034	753	727	462	4,219	6,892
武 庫	第1号	0	963	842	1,805	769	693	512	431	305	2,710	4,515
	65歳～74歳	0	84	95	179	52	79	45	35	38	249	428
	75歳以上	0	879	747	1,626	717	614	467	396	267	2,461	4,087
	第2号		10	14	24	10	17	7	7	18	59	83
	小 計	0	973	856	1,829	779	710	519	438	323	2,769	4,598
園 田	第1号	0	1,186	909	2,095	970	726	573	555	383	3,207	5,302
	65歳～74歳	0	130	121	251	74	91	43	49	46	303	554
	75歳以上	0	1,056	788	1,844	896	635	530	506	337	2,904	4,748
	第2号		9	22	31	11	26	9	13	10	69	100
	小 計	0	1,195	931	2,126	981	752	582	568	393	3,276	5,402
市 外	第1号	0	52	60	112	117	160	204	237	181	899	1,011
	65歳～74歳	0	0	2	2	12	22	23	25	32	114	116
	75歳以上	0	52	58	110	105	138	181	212	149	785	895
	第2号		0	1	1	0	5	2	1	5	13	14
	小 計	0	52	61	113	117	165	206	238	186	912	1,025
総 数	第1号	0	5,908	5,464	11,372	5,251	4,649	3,688	3,402	2,401	19,391	30,763
	65歳～74歳	0	625	668	1,293	406	518	340	287	300	1,851	3,144
	75歳以上	0	5,283	4,796	10,079	4,845	4,131	3,348	3,115	2,101	17,540	27,619
	第2号		69	115	184	49	112	70	60	89	380	564
	合 計	0	5,977	5,579	11,556	5,300	4,761	3,758	3,462	2,490	19,771	31,327



V 保険給付等

1 月別介護サービス利用者状況

(1) 居宅(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
4月	第1号	1,797	2,976	4,773	4,212	3,933	2,575	1,987	1,410	18,890
	第2号	33	86	119	42	96	57	40	65	419
	小 計	1,830	3,062	4,892	4,254	4,029	2,632	2,027	1,475	19,309
5月	第1号	1,834	3,026	4,860	4,240	3,972	2,593	1,983	1,395	19,043
	第2号	32	81	113	42	95	61	38	64	413
	小 計	1,866	3,107	4,973	4,282	4,067	2,654	2,021	1,459	19,456
6月	第1号	1,867	3,067	4,934	4,232	3,998	2,593	1,959	1,396	19,112
	第2号	31	82	113	45	96	59	43	64	420
	小 計	1,898	3,149	5,047	4,277	4,094	2,652	2,002	1,460	19,532
7月	第1号	1,918	3,099	5,017	4,260	3,987	2,589	1,955	1,372	19,180
	第2号	29	83	112	49	101	57	40	67	426
	小 計	1,947	3,182	5,129	4,309	4,088	2,646	1,995	1,439	19,606
8月	第1号	1,938	3,116	5,054	4,215	3,981	2,553	1,941	1,350	19,094
	第2号	29	79	108	45	105	61	40	64	423
	小 計	1,967	3,195	5,162	4,260	4,086	2,614	1,981	1,414	19,517
9月	第1号	1,982	3,115	5,097	4,230	4,022	2,564	1,939	1,352	19,204
	第2号	29	78	107	44	105	59	41	68	424
	小 計	2,011	3,193	5,204	4,274	4,127	2,623	1,980	1,420	19,628
10月	第1号	2,023	3,160	5,183	4,236	4,025	2,580	1,976	1,342	19,342
	第2号	26	87	113	43	105	61	36	70	428
	小 計	2,049	3,247	5,296	4,279	4,130	2,641	2,012	1,412	19,770
11月	第1号	2,068	3,160	5,228	4,279	4,045	2,573	1,972	1,352	19,449
	第2号	23	92	115	46	102	60	37	70	430
	小 計	2,091	3,252	5,343	4,325	4,147	2,633	2,009	1,422	19,879
12月	第1号	2,120	3,207	5,327	4,284	4,050	2,575	1,961	1,354	19,551
	第2号	28	91	119	38	89	64	38	64	412
	小 計	2,148	3,298	5,446	4,322	4,139	2,639	1,999	1,418	19,963
1月	第1号	2,128	3,191	5,319	4,252	3,990	2,572	1,918	1,351	19,402
	第2号	27	90	117	38	96	64	39	65	419
	小 計	2,155	3,281	5,436	4,290	4,086	2,636	1,957	1,416	19,821
2月	第1号	2,139	3,213	5,352	4,207	3,969	2,533	1,902	1,352	19,315
	第2号	29	79	108	42	94	61	39	60	404
	小 計	2,168	3,292	5,460	4,249	4,063	2,594	1,941	1,412	19,719
3月	第1号	2,149	3,239	5,388	4,225	4,009	2,529	1,935	1,373	19,459
	第2号	31	79	110	39	99	61	38	60	407
	小 計	2,180	3,318	5,498	4,264	4,108	2,590	1,973	1,433	19,866
累計	第1号	23,963	37,569	61,532	50,872	47,981	30,829	23,428	16,399	231,041
	第2号	347	1,007	1,354	513	1,183	725	469	781	5,025
	合 計	24,310	38,576	62,886	51,385	49,164	31,554	23,897	17,180	236,066

(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
4月	第1号	14	17	31	1,024	950	672	462	313	3,452
	第2号	0	0	0	7	12	9	6	11	45
	小 計	14	17	31	1,031	962	681	468	324	3,497
5月	第1号	14	17	31	1,023	948	692	481	327	3,502
	第2号	0	0	0	7	14	6	5	11	43
	小 計	14	17	31	1,030	962	698	486	338	3,545
6月	第1号	13	21	34	1,027	964	698	481	328	3,532
	第2号	0	0	0	9	15	4	6	10	44
	小 計	13	21	34	1,036	979	702	487	338	3,576
7月	第1号	14	17	31	1,034	981	709	474	324	3,553
	第2号	0	0	0	9	14	4	5	11	43
	小 計	14	17	31	1,043	995	713	479	335	3,596
8月	第1号	15	18	33	1,024	962	709	472	316	3,516
	第2号	0	0	0	8	13	7	6	10	44
	小 計	15	18	33	1,032	975	716	478	326	3,560
9月	第1号	13	15	28	1,029	982	700	459	319	3,517
	第2号	0	0	0	8	12	7	6	11	44
	小 計	13	15	28	1,037	994	707	465	330	3,561
10月	第1号	15	18	33	1,069	998	709	468	322	3,599
	第2号	0	0	0	8	11	8	5	10	42
	小 計	15	18	33	1,077	1,009	717	473	332	3,641
11月	第1号	16	18	34	1,089	992	710	469	317	3,611
	第2号	0	0	0	8	12	5	4	11	40
	小 計	16	18	34	1,097	1,004	715	473	328	3,651
12月	第1号	14	18	32	1,105	989	697	475	315	3,613
	第2号	0	0	0	7	9	10	4	10	40
	小 計	14	18	32	1,112	998	707	479	325	3,653
1月	第1号	15	14	29	1,088	980	687	460	306	3,550
	第2号	0	0	0	8	12	10	4	10	44
	小 計	15	14	29	1,096	992	697	464	316	3,594
2月	第1号	15	17	32	1,087	989	677	461	300	3,546
	第2号	0	0	0	10	11	10	6	9	46
	小 計	15	17	32	1,097	1,000	687	467	309	3,592
3月	第1号	15	15	30	1,090	974	682	463	306	3,545
	第2号	0	0	0	10	12	8	4	7	41
	小 計	15	15	30	1,100	986	690	467	313	3,586
累計	第1号	173	205	378	12,689	11,709	8,342	5,625	3,793	42,536
	第2号	0	0	0	99	147	88	61	121	516
	合 計	173	205	378	12,788	11,856	8,430	5,686	3,914	43,052

(3) 施設別介護サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

* 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している

* 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

* 介護療養型医療施設は令和6年3月末廃止

(単位:人)

利用月	被保険者種別	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合 計
4月	第1号	1,953	1,089	0	65	3,107
	第2号	14	19	0	1	34
	小 計	1,967	1,108	0	66	総数 3,118
5月	第1号	1,953	1,085	0	62	3,100
	第2号	13	18	0	1	32
	小 計	1,966	1,103	0	63	総数 3,116
6月	第1号	1,942	1,074	0	65	3,081
	第2号	15	18	0	1	34
	小 計	1,957	1,092	0	66	総数 3,105
7月	第1号	1,998	1,107	0	60	3,165
	第2号	15	17	0	1	33
	小 計	2,013	1,124	0	61	総数 3,182
8月	第1号	1,993	1,102	0	69	3,164
	第2号	15	13	0	1	29
	小 計	2,008	1,115	0	70	総数 3,176
9月	第1号	2,029	1,095	0	64	3,188
	第2号	15	14	0	1	30
	小 計	2,044	1,109	0	65	総数 3,199
10月	第1号	2,044	1,108	0	68	3,220
	第2号	17	12	0	0	29
	小 計	2,061	1,120	0	68	総数 3,235
11月	第1号	2,052	1,086	0	82	3,220
	第2号	18	11	0	2	31
	小 計	2,070	1,097	0	84	総数 3,232
12月	第1号	2,036	1,091	0	119	3,246
	第2号	18	12	0	2	32
	小 計	2,054	1,103	0	121	総数 3,255
1月	第1号	2,032	1,072	0	122	3,226
	第2号	18	14	0	3	35
	小 計	2,050	1,086	0	125	総数 3,245
2月	第1号	1,992	1,069	0	124	3,185
	第2号	18	14	0	3	35
	小 計	2,010	1,083	0	127	総数 3,202
3月	第1号	2,015	1,063	0	136	3,214
	第2号	18	13	0	3	34
	小 計	2,033	1,076	0	139	総数 3,232
累計	第1号	24,039	13,041	0	1,036	38,116
	第2号	194	175	0	19	388
	合 計	24,233	13,216	0	1,055	総数 38,297

(4) 要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合

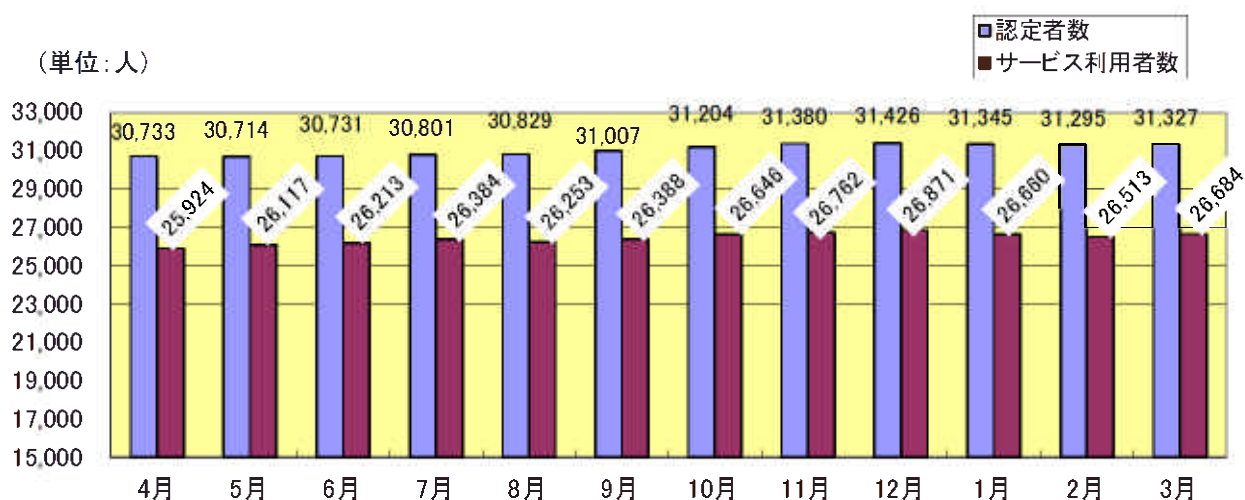
* 利用月ベースで決算との対応はしない

* 同一月に複数のサービスを受けた場合、それぞれ受給者数を1人として計上している

(単位:人)

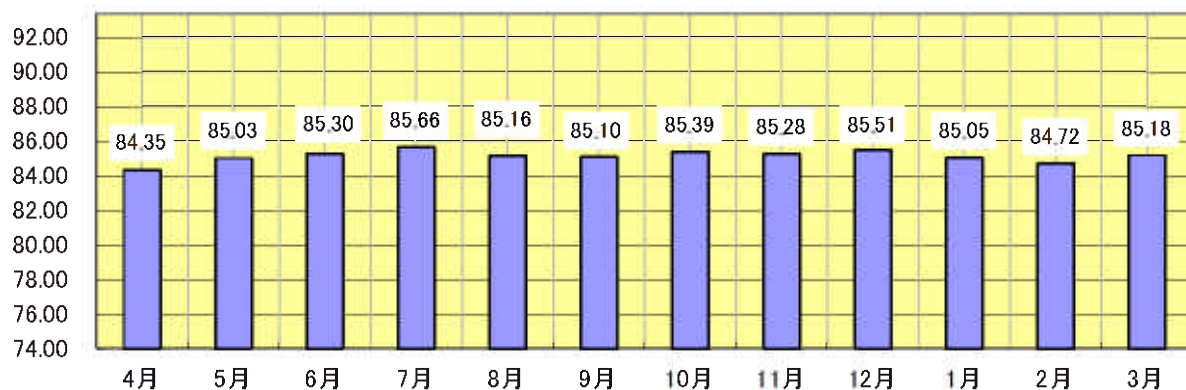
対象月	認定者数	居宅サービス利用者		地域密着型サービス利用者		施設サービス利用者		合 計	
		人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)
4月	30,733	19,309	62.83	3,497	11.38	3,118	10.15	25,924	84.35
5月	30,714	19,456	63.35	3,545	11.54	3,116	10.15	26,117	85.03
6月	30,731	19,532	63.56	3,576	11.64	3,105	10.10	26,213	85.30
7月	30,801	19,606	63.65	3,596	11.67	3,182	10.33	26,384	85.66
8月	30,829	19,517	63.31	3,560	11.55	3,176	10.30	26,253	85.16
9月	31,007	19,628	63.30	3,561	11.48	3,199	10.32	26,388	85.10
10月	31,204	19,770	63.36	3,641	11.67	3,235	10.37	26,646	85.39
11月	31,380	19,879	63.35	3,651	11.63	3,232	10.30	26,762	85.28
12月	31,426	19,963	63.52	3,653	11.62	3,255	10.36	26,871	85.51
1月	31,345	19,821	63.23	3,594	11.47	3,245	10.35	26,660	85.05
2月	31,295	19,719	63.01	3,592	11.48	3,202	10.23	26,513	84.72
3月	31,327	19,866	63.41	3,586	11.45	3,232	10.32	26,684	85.18
年平均	—	—	63.32	—	11.55	—	10.27	—	85.15

(単位:人)



(単位:%)

認定者に占めるサービス利用者の割合



2 年度別介護サービス利用者状況

(1) 居宅介護(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
29年度	23,967	34,559	0	44,713	47,482	20,234	15,007	14,474	200,436
30年度	16,958	29,024	0	46,018	47,895	28,191	20,234	15,007	203,327
元年度	18,833	31,698	0	46,315	48,809	28,808	21,007	15,339	210,809
2年度	19,469	32,701	0	46,850	49,293	29,352	22,031	15,633	215,329
3年度	19,554	32,920	0	49,422	49,414	31,055	23,751	16,006	222,122
4年度	20,086	33,073	0	51,621	49,353	32,217	25,717	16,642	228,709
5年度A	21,578	34,737	0	52,298	49,836	32,517	25,804	17,692	234,462
6年度B	24,310	38,576	0	51,385	49,164	31,554	23,897	17,180	236,066
前年度比B/A	112.7%	111.1%	0.0%	98.3%	98.7%	97.0%	92.6%	97.1%	100.7%

(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
29年度	91	163	0	10,602	10,306	7,192	4,724	3,149	36,227
30年度	137	202	0	11,476	11,093	7,452	4,983	3,438	38,781
元年度	165	214	0	12,116	11,659	7,919	4,869	3,715	40,657
2年度	161	177	0	12,120	10,841	7,566	4,969	3,619	39,453
3年度	126	175	0	12,478	10,786	7,513	5,266	3,669	40,013
4年度	159	151	0	13,422	11,028	7,825	5,758	3,930	42,273
5年度A	162	175	0	13,089	11,879	8,286	5,891	4,021	43,503
6年度B	173	205	0	12,788	11,856	8,430	5,686	3,914	43,052
前年度比B/A	106.8%	117.1%	0.0%	97.7%	99.8%	101.7%	96.5%	97.3%	99.0%

(3) 施設別介護サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

* 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している

* 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

* 介護療養型医療施設は令和6年3月末廃止

(単位:人)

利用者数 累計	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	介護医療院	合 計
29年度	19,680	12,454	479	0	総数 32,491
30年度	20,654	12,892	299	0	総数 33,708
元年度	21,298	13,169	206	51	総数 34,595
2年度	22,685	13,347	266	74	総数 36,226
3年度	23,513	13,672	259	139	総数 37,418
4年度	23,508	13,680	215	683	総数 37,930
5年度A	23,929	13,618	78	802	総数 38,269
6年度B	24,233	13,216	-	1,055	総数 38,297
前年度比B/A	101.3%	97.0%	0.0%	131.5%	総数 100.1%

3 保険給付費審査年度別・月別支給額

(1) 平成19～24年度 年度別支給額

* 決算に合致

(単位:円)

サービス種類	平成24年度合計		平成23年度合計		平成22年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	110,995	5,740,592,448	107,339	5,441,127,737	102,876	5,174,632,696
訪問入浴介護	3,857	212,861,492	3,896	212,418,655	3,604	193,519,284
訪問看護	26,184	1,006,911,413	24,750	927,810,468	23,467	876,901,239
訪問リハビリテーション	7,125	195,329,529	7,129	189,358,942	6,483	169,656,594
通所介護	79,316	4,786,956,951	72,219	4,394,230,170	63,993	3,972,402,910
通所リハビリテーション	17,945	1,297,218,776	17,151	1,262,138,282	15,991	1,227,364,967
福祉用具貸与	93,398	1,104,650,884	86,567	1,035,925,775	79,397	957,028,086
訪問通所計	338,820	14,344,521,493	319,051	13,463,010,029	295,811	12,571,505,776
短期入所生活介護	11,905	973,721,750	11,684	904,307,270	11,022	866,192,859
短期入所療養介護	2,074	147,028,819	2,060	138,067,386	2,044	132,964,070
短期入所計	13,979	1,120,750,569	13,744	1,042,374,656	13,066	999,156,929
居宅療養管理指導	49,433	387,909,178	42,142	343,996,035	36,136	301,168,205
地域密着型	8,960	1,763,903,007	8,688	1,661,506,682	8,793	1,595,329,822
特定施設	5,697	991,871,022	5,579	979,383,832	5,556	959,241,662
居宅サービス計画費	168,430	1,919,743,527	162,886	1,852,306,237	153,050	1,747,975,481
その他単品計	232,520	5,063,426,734	219,295	4,837,192,786	203,535	4,603,715,170
福祉用具購入費	2,129	65,049,487	2,227	68,596,006	2,231	67,991,389
住宅改修費	1,858	167,499,233	1,742	163,952,571	1,552	144,330,967
施設サービス費	30,467	8,005,546,642	30,019	7,903,593,365	30,813	8,155,016,345
介護老人福祉施設	16,016	4,017,184,500	15,231	3,805,889,300	15,568	3,895,035,105
介護老人保健施設	12,850	3,394,480,116	13,088	3,466,765,980	13,320	3,543,412,731
介護療養型医療施設	1,601	593,882,026	1,700	630,938,085	1,925	716,568,509
うち食費(再掲)	-	-	-	-	-	-
介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-
介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-
介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-
特定入所者サービス費	31,359	960,682,474	30,641	898,521,815	30,121	904,414,593
審査支払手数料	614,925	30,746,250	578,782	31,833,010	497,919	37,794,330
高額介護サービス費	58,351	591,057,589	55,489	558,767,405	53,083	544,740,741
高額医療合算介護サービス費	4,206	129,768,212	2,624	75,466,851	2,467	98,055,412
合 計	1,328,614	30,479,048,683	1,253,614	29,043,308,494	1,130,598	28,126,721,652

サービス種類	平成21年度合計		平成20年度合計		平成19年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	98,491	4,857,008,907	97,442	4,581,722,562	100,495	4,835,864,196
訪問入浴介護	3,335	182,670,096	3,470	181,033,676	3,582	188,864,943
訪問看護	21,865	809,036,698	20,697	767,819,108	20,432	793,721,446
訪問リハビリテーション	5,570	132,942,681	4,461	93,301,066	3,792	78,511,760
通所介護	57,522	3,549,737,565	52,036	3,242,878,142	48,704	3,048,413,102
通所リハビリテーション	15,812	1,188,222,764	15,708	1,118,818,681	15,322	1,074,309,045
福祉用具貸与	72,078	882,431,886	68,013	824,140,107	64,122	756,090,377
訪問通所計	274,673	11,602,550,597	261,827	10,809,713,342	256,449	10,775,774,869
短期入所生活介護	10,245	792,025,153	9,119	663,528,051	8,357	600,841,374
短期入所療養介護	2,033	140,412,932	2,129	138,601,117	2,489	174,187,564
短期入所計	12,278	932,438,085	11,248	802,129,168	10,846	775,028,938
居宅療養管理指導	31,076	263,007,435	27,972	217,755,940	24,371	189,217,700
地域密着型	7,702	1,400,140,643	7,005	1,212,835,267	6,071	982,287,414
特定施設	5,433	923,422,208	5,309	882,601,490	4,765	797,271,906
居宅サービス計画費	143,201	1,570,561,421	135,441	1,315,901,256	134,070	1,348,129,394
その他単品計	187,412	4,157,131,707	175,727	3,629,093,953	169,277	3,316,906,414
福祉用具購入費	2,157	65,521,217	2,091	60,580,839	2,083	58,059,816
住宅改修費	1,582	149,808,517	1,518	137,478,021	1,387	128,205,500
施設サービス費	31,396	8,364,743,391	32,513	8,455,280,319	31,591	8,355,488,225
介護老人福祉施設	15,944	4,013,153,511	16,223	3,920,757,231	15,227	3,770,692,466
介護老人保健施設	12,946	3,440,815,831	12,727	3,204,228,412	12,297	3,079,089,658
介護療養型医療施設	2,506	910,774,049	3,563	1,330,294,676	4,067	1,505,706,101
うち食費(再掲)	-	-	-	-	-	-
介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-
介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-
介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-
特定入所者サービス費	28,942	880,887,833	28,146	848,548,751	26,305	775,712,840
審査支払手数料	503,276	40,262,080	478,097	40,399,192	464,328	39,235,709
高額介護サービス費	49,608	510,498,209	46,278	465,862,348	44,038	440,341,913
高額医療合算介護サービス費	62	2,444,853	-	-	-	-
合 計	1,091,386	26,706,286,489	1,037,445	25,249,085,933	1,006,304	24,664,754,224

(2) 令和6年度月別支給額及び平成25～令和5年度支給額

* 決算に合致

審査月・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	48,401	1,943,249,034	48,097	1,924,101,186	49,259	2,011,332,786	48,912	1,944,855,642
(介護給付)	41,910	1,849,790,871	41,544	1,828,128,669	42,507	1,912,815,901	42,053	1,847,384,301
(予防給付)	6,491	93,458,163	6,553	95,972,517	6,752	98,516,885	6,859	97,471,341
訪問通所サービス	35,087	1,592,565,754	35,037	1,588,102,287	35,399	1,640,419,340	35,350	1,592,377,717
(介護給付)	29,494	1,514,788,552	29,341	1,506,365,000	29,597	1,557,382,423	29,422	1,509,796,721
(予防給付)	5,593	77,777,202	5,696	81,737,287	5,802	83,036,917	5,928	82,580,996
訪問介護	7,623	740,272,285	7,531	719,553,090	7,698	757,074,476	7,574	735,931,037
(介護給付)	7,623	740,272,285	7,531	719,553,090	7,698	757,074,476	7,574	735,931,037
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	280	16,736,229	276	17,209,774	280	17,282,392	272	16,620,468
(介護給付)	280	16,736,229	276	17,209,774	280	17,282,392	272	16,620,468
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	4,760	166,890,404	4,792	173,328,141	4,795	175,569,101	4,777	164,055,126
(介護給付)	4,030	146,933,113	4,043	151,489,555	4,038	153,361,243	4,006	143,361,963
(予防給付)	730	19,957,291	749	21,838,586	757	22,207,858	771	20,693,163
訪問リハビリテーション	1,254	43,136,093	1,265	43,537,484	1,272	45,203,595	1,273	42,484,912
(介護給付)	1,005	35,691,133	1,011	35,711,926	1,006	36,899,720	991	34,913,087
(予防給付)	249	7,444,960	254	7,825,558	266	8,303,875	282	7,571,825
通所介護	4,675	330,534,863	4,686	337,225,783	4,675	343,444,608	4,670	332,121,131
(介護給付)	4,674	330,563,190	4,686	337,225,783	4,675	343,444,608	4,670	332,168,239
(予防給付)	1	28,327	0	0	0	0	0	47,108
通所リハビリテーション	2,369	130,705,304	2,428	135,159,627	2,432	135,966,953	2,399	133,287,139
(介護給付)	1,537	102,215,525	1,546	105,040,021	1,568	106,428,855	1,493	102,371,268
(予防給付)	832	28,489,779	882	30,119,606	864	29,538,098	906	30,915,871
福祉用具貸与	14,126	164,290,576	14,059	162,088,388	14,247	165,878,215	14,385	167,877,904
(介護給付)	10,345	142,377,077	10,248	140,134,851	10,332	142,891,129	10,416	144,430,659
(予防給付)	3,781	21,913,499	3,811	21,953,537	3,915	22,987,086	3,969	23,447,245
短期入所サービス(小計)	1,141	112,438,857	1,055	103,271,525	1,229	124,132,719	1,115	111,970,139
(介護給付)	1,116	111,604,788	1,033	102,631,511	1,208	123,473,371	1,101	111,389,415
(予防給付)	25	834,069	22	640,014	21	659,348	14	580,724
短期入所生活介護	1,050	105,894,844	958	95,387,816	1,128	115,980,755	1,012	103,336,906
(介護給付)	1,029	105,184,983	939	94,852,844	1,109	115,393,259	999	102,803,376
(予防給付)	21	709,861	19	534,972	19	587,496	13	533,530
短期入所療養介護	91	6,544,013	97	7,883,709	101	8,151,964	103	8,633,233
(介護給付・老健)	86	6,201,677	93	7,535,284	98	7,870,613	101	8,300,336
(介護給付・病院等)	1	218,128	1	243,383	1	209,499	1	285,703
(予防給付・老健)	4	124,208	3	105,042	2	71,852	1	47,194
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	11,385	91,244,984	11,229	89,475,056	11,848	96,336,647	11,663	94,659,803
(介護給付)	10,626	85,860,023	10,502	84,512,521	11,031	90,511,929	10,851	88,896,528
(予防給付)	759	5,384,961	727	4,962,535	817	5,824,718	812	5,763,275
特定施設入居者生活介護	788	146,999,439	776	143,252,318	783	150,444,080	784	145,847,983
(介護給付)	674	137,537,508	668	134,619,637	671	141,448,178	679	137,301,637
(予防給付)	114	9,461,931	108	8,632,681	112	8,995,902	105	8,546,346
福祉用具購入	153	5,966,837	151	5,072,180	153	4,968,738	169	5,263,109
(介護給付)	96	4,080,654	101	3,633,914	106	3,795,239	107	3,467,494
(予防給付)	55	1,886,183	50	1,438,266	47	1,173,499	62	1,795,615
住宅改修費	145	12,207,820	135	9,856,712	100	8,654,442	141	11,942,126
(介護給付)	69	5,294,639	78	5,361,643	55	5,109,463	70	6,107,792
(予防給付)	76	6,913,181	57	4,495,069	45	3,544,979	71	5,834,634
介護予防支援・居宅介護支援	17,999	231,507,796	17,796	229,809,185	18,350	237,591,404	18,000	230,314,944
(居宅介護支援)	13,346	208,681,671	12,985	206,132,829	13,530	213,854,804	13,092	206,037,730
(介護予防支援)	4,653	22,826,125	4,751	23,676,356	4,820	23,736,600	4,908	24,277,214
地域密着型(介護予防)サービス	3,725	456,846,242	3,650	449,415,419	3,688	458,391,387	3,745	465,716,140
(介護給付)	3,691	454,365,671	3,619	447,133,235	3,657	456,309,220	3,709	462,783,757
(予防給付)	34	2,480,571	31	2,282,184	31	2,082,167	36	2,932,383
定期巡回・随時対応訪問介護看護	165	32,073,622	175	34,207,670	173	32,885,594	166	32,065,681
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	164	18,276,659	155	17,861,002	160	19,068,265	161	18,552,114
(介護給付)	163	18,242,207	154	17,833,395	160	19,068,265	161	18,552,114
(予防給付)	1	34,452	1	27,607	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	346	68,488,105	339	68,958,541	365	75,312,600	348	73,169,165
(介護給付)	314	66,304,102	310	66,949,452	334	73,230,433	314	70,740,041
(予防給付)	32	2,184,003	29	2,009,089	31	2,082,167	34	2,429,124
認知症対応型共同生活介護	489	133,107,232	489	128,158,333	470	127,151,561	526	141,047,155
(介護給付)	488	132,845,116	488	127,912,845	470	127,151,561	524	140,543,896
(予防給付)	1	262,116	1	245,488	0	0	2	503,259
地域密着型特定施設	44	9,929,689	49	10,241,666	46	10,569,783	47	10,768,810
地域密着型介護老人福祉施設	96	27,892,671	92	27,169,528	92	28,638,265	95	28,958,551
複合型サービス	65	21,027,701	65	21,041,432	63	21,376,145	62	21,375,233
地域密着型通所介護	2,356	146,050,563	2,286	141,777,247	2,319	143,389,174	2,340	139,779,431
施設サービス	3,167	91,647,900	3,202	92,192,832	3,170	94,480,708	3,191	94,043,768
介護老人福祉施設	1,961	546,160,732	1,998	549,963,139	1,970	562,098,370	2,014	570,764,204
介護老人保健施設	1,140	345,159,107	1,138	347,231,095	1,135	362,429,255	1,107	345,836,496
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	66	24,328,061	66	24,735,598	65	24,953,083	70	26,443,068
特定入所者介護(予防)サービス費	2,508	71,641,134	2,478	69,759,537	2,553	72,606,557	2,411	68,423,873
(介護給付)	2,498	71,584,471	2,470	69,716,290	2,547	72,571,524	2,406	68,375,770
(予防給付)	10	56,663	8	43,247	6	35,033	5	48,103
計	76,098	3,637,066,763	75,449	3,609,944,051	77,273	3,743,028,022	76,569	3,669,559,902
(介護給付)	64,779	3,509,445,877	63,999	3,482,036,412	65,572	3,613,936,859	64,628	3,537,200,612
(予防給付)	11,319	127,620,886	11,450	127,907,639	11,701	129,091,163	11,941	132,359,290
高齢介護(予防)サービス費	8,071	109,219,397	7,978	100,733,582	8,267	111,530,410	8,210	107,941,392
高齢医療合算介護(予防)サービス費	14	649,365	103	3,729,984	2,605	90,894,032	1,446	51,312,214
審査支払手数料	72,965	3,772,290	72,336	3,739,770	74,125	3,832,262	73,493	3,799,587
合 計	157,148	3,750,707,815	155,866	3,717,787,387	162,270	3,949,282,726	159,718	3,832,613,095

審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	49,664	2,055,374,654	48,792	1,990,860,453	49,742	1,981,353,571	50,065	2,052,752,678
（介護給付）	42,598	1,950,970,790	41,718	1,887,935,377	42,559	1,878,257,563	42,751	1,944,413,374
（予防給付）	7,066	104,403,864	7,074	102,925,076	7,183	103,096,008	7,314	108,339,304
訪問通所サービス	35,932	1,687,314,882	35,136	1,620,327,983	35,679	1,618,278,804	35,854	1,680,892,463
（介護給付）	29,846	1,599,994,351	29,033	1,533,946,908	29,499	1,531,355,676	29,542	1,589,557,616
（予防給付）	6,086	87,320,531	6,103	86,381,075	6,180	86,923,128	6,312	91,334,847
訪問介護	7,711	785,438,126	7,541	760,295,325	7,621	759,471,436	7,643	781,642,176
（介護給付）	7,711	785,438,126	7,541	760,295,325	7,621	759,471,436	7,643	781,642,176
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	283	18,401,048	271	17,578,436	258	16,659,240	258	16,571,892
（介護給付）	283	18,401,048	271	17,578,436	258	16,659,240	258	16,571,892
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	4,919	179,774,909	4,927	176,519,061	4,885	169,082,031	5,123	184,410,657
（介護給付）	4,141	157,041,788	4,123	154,542,280	4,113	147,878,794	4,260	159,782,163
（予防給付）	778	22,733,121	804	21,976,781	772	21,203,237	863	24,628,494
訪問リハビリテーション	1,253	44,548,452	1,241	42,269,616	1,276	42,267,145	1,281	46,524,606
（介護給付）	994	36,694,522	968	34,457,983	996	34,290,297	994	37,814,976
（予防給付）	259	7,853,930	273	7,811,633	280	7,976,848	287	8,709,630
通所介護	4,802	352,373,858	4,467	327,796,448	4,570	324,881,195	4,574	342,698,407
（介護給付）	4,802	352,373,858	4,467	327,796,448	4,570	324,942,242	4,574	342,698,407
（予防給付）	0	0	0	0	0	61,047	0	0
通所リハビリテーション	2,526	140,991,090	2,477	133,329,507	2,539	137,817,990	2,517	142,110,388
（介護給付）	1,586	108,563,731	1,526	100,614,869	1,573	104,889,481	1,533	108,606,568
（予防給付）	940	32,427,359	951	32,714,638	966	32,928,509	984	33,503,820
福祉用具貸与	14,438	165,787,399	14,212	162,539,590	14,530	168,099,767	14,458	166,934,337
（介護給付）	10,329	141,481,278	10,137	138,661,567	10,368	143,224,186	10,280	142,441,434
（予防給付）	4,109	24,306,121	4,075	23,878,023	4,162	24,875,581	4,178	24,492,903
短期入所サービス（小計）	1,106	115,500,006	1,158	122,442,840	1,139	113,699,626	1,110	117,158,717
（介護給付）	1,085	114,776,549	1,130	121,358,689	1,120	112,992,731	1,092	116,429,551
（予防給付）	21	723,457	28	1,084,151	19	706,895	18	729,166
短期入所生活介護	1,012	108,231,948	1,049	113,558,227	1,054	106,629,859	1,008	108,116,798
（介護給付）	993	107,580,814	1,024	112,643,233	1,039	106,126,212	993	107,497,151
（予防給付）	19	651,134	25	914,994	15	503,647	15	619,647
短期入所療養介護	94	7,268,058	109	8,884,613	85	7,069,767	102	9,041,919
（介護給付・老健）	91	6,809,076	105	8,443,417	81	6,866,519	99	8,932,400
（介護給付・病院等）	1	386,659	1	272,039	0	0	0	0
（予防給付・老健）	2	72,323	3	169,157	4	203,248	3	109,519
（予防給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	11,801	96,578,331	11,702	94,566,914	12,108	98,219,343	12,298	102,207,178
（介護給付）	10,974	90,924,045	10,877	88,843,789	11,241	92,116,835	11,433	95,921,073
（予防給付）	827	5,654,286	825	5,723,125	867	6,102,508	865	6,286,105
特定施設入居者生活介護	825	155,981,435	796	153,522,716	816	151,155,798	803	152,494,320
（介護給付）	693	145,275,845	678	143,785,991	699	141,792,321	684	142,505,134
（予防給付）	132	10,705,590	118	9,736,725	117	9,963,477	119	9,989,186
福祉用具購入	165	6,391,222	140	4,589,040	129	4,193,557	179	6,613,394
（介護給付）	112	4,468,206	90	3,087,885	79	2,736,849	121	4,825,384
（予防給付）	53	1,922,316	50	1,501,155	50	1,456,708	58	1,788,010
住宅改修費	164	15,008,263	117	9,563,870	117	10,905,740	139	12,547,356
（介護給付）	90	7,665,763	57	4,759,294	52	4,383,335	64	5,226,986
（予防給付）	74	7,342,500	60	4,804,576	65	6,522,405	75	7,320,370
介護予防支援・居宅介護支援	18,449	238,021,370	18,101	231,271,038	18,127	231,553,467	18,387	234,433,450
（居宅介護支援）	13,444	213,166,239	13,083	206,506,189	13,109	206,858,582	13,220	208,674,999
（介護予防支援）	5,005	24,855,131	5,018	24,764,849	5,018	24,694,885	5,167	25,758,451
地域密着型（介護予防）サービス	3,737	472,515,778	3,698	465,746,992	3,733	459,184,342	3,787	480,485,563
（介護給付）	3,702	469,969,681	3,663	463,155,456	3,705	457,079,263	3,754	478,015,131
（予防給付）	35	2,546,097	35	2,591,536	28	2,105,079	33	2,470,432
定期巡回・随時対応訪問介護看護	166	33,493,958	158	32,333,365	173	33,803,232	181	34,479,344
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	167	19,980,008	156	18,724,616	166	18,827,425	172	21,331,981
（介護給付）	167	19,980,008	156	18,724,616	166	18,827,425	172	21,331,981
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	362	74,289,879	366	75,335,295	352	73,571,154	373	76,328,539
（介護給付）	328	72,002,946	332	73,002,923	325	71,716,905	341	74,117,487
（予防給付）	34	2,286,933	34	2,332,372	27	1,854,249	32	2,211,052
認知症対応型共同生活介護	491	135,302,085	487	135,285,581	483	128,500,075	488	136,793,774
（介護給付）	490	135,042,921	486	135,026,417	482	128,249,245	487	136,534,394
（予防給付）	1	259,164	1	259,164	1	250,830	1	259,380
地域密着型特定施設	48	11,099,589	49	11,006,254	48	10,507,741	50	11,323,238
地域密着型介護老人福祉施設	95	28,905,287	94	28,912,058	95	29,100,050	93	28,437,232
複合型サービス	64	21,193,970	59	19,682,891	61	19,994,934	59	20,365,529
地域密着型通所介護	2,344	148,251,002	2,329	144,466,932	2,355	144,879,731	2,371	151,425,926
施設サービス	3,191	970,203,473	3,211	967,495,114	3,216	940,476,961	3,270	984,438,722
介護老人福祉施設	1,974	572,008,897	2,003	576,232,614	2,018	560,315,512	2,043	591,000,132
介護老人保健施設	1,155	374,624,485	1,132	365,604,083	1,132	355,461,891	1,156	366,825,486
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	62	23,570,091	76	25,658,417	66	24,699,558	71	26,612,654
特定入所介護（予防）サービス費	2,517	72,630,031	2,533	73,195,948	2,516	69,821,507	2,492	72,047,287
（介護給付）	2,511	72,576,272	2,521	73,107,273	2,510	69,763,182	2,485	71,594,753
（予防給付）	6	53,759	12	88,673	6	58,325	7	52,534
計	77,887	3,830,144,791	76,592	3,742,722,455	77,580	3,697,489,145	78,319	3,843,318,000
（介護給付）	65,648	3,689,021,124	64,343	3,606,046,590	65,230	3,559,555,735	65,665	3,697,588,899
（予防給付）	12,239	141,123,667	12,249	136,675,865	12,350	137,933,410	12,654	145,729,101
高齢介護（予防）サービス費	8,400	116,405,312	8,217	110,866,145	8,593	121,603,289	8,370	117,624,698
高額医療費合算介護（予防）サービス費	546	21,326,018	329	10,675,313	135	4,178,989	38	1,605,934
審査支払手数料	74,669	3,860,387	73,454	3,797,571	74,470	3,850,098	75,145	3,884,995
合 計	161,502	3,971,736,508	158,592	3,868,061,484	160,778	3,827,121,521	161,872	3,966,433,627

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	50,151	2,022,370,939	49,839	1,995,252,834	49,898	1,968,735,592	49,363	1,856,917,619
（介護給付）	42,902	1,916,996,561	42,496	1,889,560,122	42,527	1,863,020,379	42,001	1,753,006,147
（予防給付）	7,249	105,374,378	7,343	105,692,712	7,371	105,715,213	7,362	103,911,472
訪問通所サービス	35,944	1,656,313,213	35,719	1,630,932,273	35,691	1,605,135,412	35,294	1,519,383,849
（介護給付）	29,674	1,566,983,569	29,362	1,541,079,082	29,322	1,516,094,695	28,935	1,430,935,554
（予防給付）	6,270	89,329,644	6,357	89,853,191	6,369	89,040,717	6,359	88,448,295
訪問介護	7,648	779,365,530	7,515	771,554,499	7,603	773,458,466	7,403	706,858,274
（介護給付）	7,648	779,365,530	7,515	771,554,499	7,603	773,458,466	7,403	706,858,274
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	262	15,795,864	261	15,726,900	267	14,923,973	250	14,304,731
（介護給付）	262	15,795,864	261	15,726,900	267	14,923,973	249	14,284,586
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	1	20,145
訪問看護	5,025	173,775,264	5,033	173,972,065	5,007	170,660,990	4,970	164,640,979
（介護給付）	4,205	151,372,971	4,180	150,715,958	4,156	147,857,621	4,143	142,920,773
（予防給付）	820	22,402,293	853	23,256,107	851	22,803,369	827	21,720,206
訪問リハビリテーション	1,277	43,604,301	1,311	43,293,300	1,279	41,512,072	1,266	40,209,834
（介護給付）	996	35,466,467	1,031	35,583,060	1,010	34,156,844	992	32,797,820
（予防給付）	281	8,137,834	280	7,710,240	269	7,355,228	274	7,412,014
通所介護	4,676	336,212,123	4,601	322,814,831	4,511	308,128,181	4,453	298,295,089
（介護給付）	4,676	336,212,123	4,601	322,867,760	4,511	308,128,181	4,453	298,295,089
（予防給付）	0	0	0	-52,929	0	0	0	0
通所リハビリテーション	2,523	138,843,349	2,542	135,618,141	2,481	128,378,267	2,488	126,916,946
（介護給付）	1,529	104,919,397	1,554	102,076,060	1,494	94,842,794	1,495	93,268,047
（予防給付）	994	33,923,952	988	33,542,081	987	33,535,473	993	33,648,899
福祉用具貸与	14,533	168,716,782	14,456	167,952,537	14,543	168,073,463	14,464	168,157,996
（介護給付）	10,358	143,851,217	10,220	142,554,845	10,281	142,726,816	10,200	142,510,965
（予防給付）	4,175	24,865,565	4,236	25,397,692	4,262	25,346,647	4,264	25,647,031
短期入所サービス(小計)	1,145	114,342,149	1,107	114,590,932	1,096	109,385,639	1,048	102,348,131
（介護給付）	1,123	113,486,798	1,093	114,156,949	1,071	108,364,798	1,029	101,607,178
（予防給付）	22	855,351	14	433,983	25	1,020,841	19	740,953
短期入所生活介護	1,035	105,787,725	1,015	107,059,327	996	101,654,908	969	95,927,212
（介護給付）	1,017	105,145,737	1,003	106,692,585	974	100,831,588	954	95,372,098
（予防給付）	18	641,988	12	366,742	22	823,320	15	555,114
短期入所療養介護	110	8,554,424	92	7,531,605	100	7,730,791	79	6,420,919
（介護給付・老健）	106	8,341,061	90	7,464,364	97	7,533,210	75	6,235,080
（介護給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
（予防給付・老健）	4	213,363	2	67,241	3	187,521	4	185,839
（予防給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	12,240	100,255,590	12,215	99,425,540	12,288	100,179,392	12,227	98,424,526
（介護給付）	11,402	94,381,898	11,357	93,344,501	11,427	94,130,918	11,359	92,463,697
（予防給付）	838	5,873,692	858	6,081,039	861	6,048,474	868	5,960,829
特定施設入居者生活介護	822	151,459,987	798	150,304,089	823	154,035,149	794	136,761,113
（介護給付）	703	142,144,296	684	140,979,590	707	144,429,968	678	127,999,718
（予防給付）	119	9,315,691	114	9,324,499	116	9,605,181	116	8,761,395
福祉用具購入	147	5,227,737	189	6,734,832	154	5,467,034	140	4,957,767
（介護給付）	94	3,544,160	128	4,900,553	108	4,181,136	87	3,339,727
（予防給付）	53	1,683,577	61	1,834,279	46	1,315,898	53	1,618,040
住宅改修費	113	9,014,615	166	15,552,913	118	10,839,695	131	11,755,235
（介護給付）	64	5,019,417	76	6,449,315	65	6,027,041	63	5,238,507
（予防給付）	49	3,995,198	90	9,103,598	53	4,812,654	68	6,516,728
介護予防支援・居宅介護支援	18,345	293,436,459	18,313	291,382,503	18,345	231,801,695	18,145	229,364,411
（居宅介護支援）	13,199	208,214,785	13,030	205,247,053	13,084	206,009,924	12,895	203,397,608
（介護予防支援）	5,146	25,221,674	5,283	26,135,450	5,261	25,791,771	5,250	25,966,803
地域密着型（介護予防）サービス	3,867	484,994,692	3,687	462,302,501	3,716	457,312,812	3,699	439,332,444
（介護給付）	3,827	482,158,278	3,655	459,918,363	3,687	455,207,778	3,664	436,776,726
（予防給付）	40	2,836,414	32	2,384,138	29	2,105,034	35	2,555,718
定期巡回・随時対応訪問介護看護	166	33,124,065	166	34,082,735	177	34,320,835	159	32,319,933
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	177	19,916,989	165	18,335,501	157	17,871,064	157	16,962,296
（介護給付）	177	19,916,989	165	18,335,501	157	17,871,064	157	16,962,296
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	372	76,441,685	329	68,009,199	325	66,905,596	356	72,264,276
（介護給付）	333	73,856,101	298	65,884,225	297	65,059,726	322	69,942,723
（予防給付）	39	2,585,584	31	2,124,974	28	1,845,870	34	2,321,553
認知症対応型共同生活介護	556	147,289,408	516	142,484,559	506	140,871,885	506	126,468,950
（介護給付）	555	147,038,578	515	142,225,395	505	140,612,721	505	126,234,785
（予防給付）	1	250,830	1	259,164	1	259,164	1	234,165
地域密着型特定施設	50	10,685,151	48	11,083,917	49	10,939,318	51	10,102,473
地域密着型介護老人福祉施設	92	28,238,007	95	27,805,040	96	29,414,575	90	26,281,530
複合型サービス	59	20,731,906	77	24,193,804	71	22,804,818	71	22,264,126
地域密着型通所介護	2,395	148,567,481	2,229	136,307,746	2,335	134,184,721	2,309	132,668,860
施設サービス	3,201	944,085,602	3,271	995,964,671	3,256	983,662,167	3,243	895,192,449
介護老人福祉施設	2,010	564,094,826	2,022	594,523,096	2,021	583,768,445	2,013	532,657,802
介護老人保健施設	1,105	349,265,594	1,109	350,661,931	1,104	351,930,098	1,112	321,414,337
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	86	30,725,182	140	50,779,644	131	47,963,624	118	41,120,310
特定入所者介護(予防)サービス費	2,467	68,757,451	2,503	72,454,466	2,505	72,260,280	2,451	65,313,319
（介護給付）	2,463	68,725,414	2,499	72,419,659	2,498	72,206,352	2,446	65,286,620
（予防給付）	4	32,037	4	34,807	7	53,928	5	26,699
計	78,291	3,767,887,495	77,968	3,779,644,720	77,992	3,730,079,275	77,172	3,502,833,244
（介護給付）	65,750	3,628,744,217	65,155	3,634,459,736	65,225	3,590,284,777	64,399	3,362,237,784
（予防給付）	12,541	139,143,278	12,813	145,184,984	12,767	139,794,498	12,773	140,595,460
高齢介護(予防)サービス費	8,392	114,163,205	8,532	117,554,466	8,448	115,015,160	8,286	114,132,311
高齢医療合算介護(予防)サービス費	37	1,608,340	24	907,186	14	442,553	7	173,417
審査支払手数料	75,215	3,888,614	74,743	3,864,212	74,875	3,871,037	74,111	3,831,537
合 計	161,935	3,887,547,654	161,267	3,901,970,584	161,329	3,849,408,025	159,576	3,620,970,509

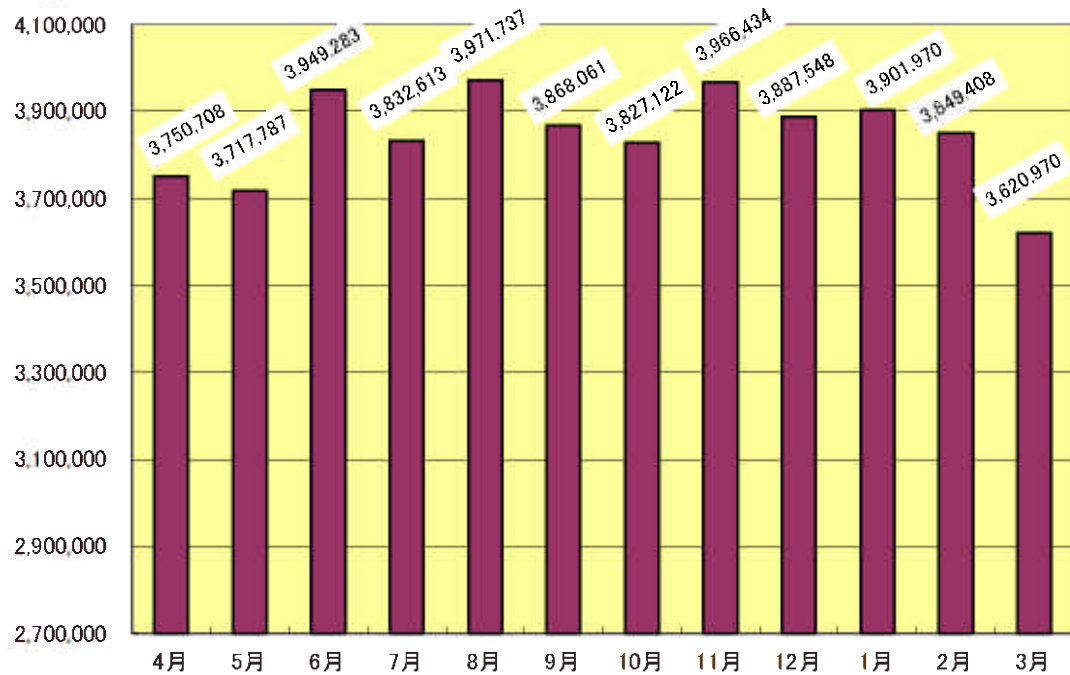
	令和6年度合計 A		令和5年度合計 B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	592,183	23,747,156,988	574,591	22,947,295,706	103.1%	103.5%
（介護給付）	507,566	22,522,280,055	500,673	21,914,154,166	101.4%	102.8%
（予防給付）	84,617	1,224,876,933	73,918	1,033,141,540	114.5%	118.6%
訪問通所サービス	426,122	19,432,043,977	420,454	18,708,563,416	101.3%	103.9%
（介護給付）	353,067	18,398,280,147	356,379	17,840,222,711	99.1%	103.1%
（予防給付）	73,055	1,033,763,830	64,075	868,340,705	114.0%	119.1%
訪問介護	91,111	9,070,914,720	91,929	8,427,101,571	99.1%	107.6%
（介護給付）	91,111	9,070,914,720	91,929	8,427,101,571	99.1%	107.6%
（予防給付）	0	0	0	0	-	-
訪問入浴介護	3,218	197,810,947	3,517	208,818,783	91.5%	94.7%
（介護給付）	3,217	197,790,802	3,513	208,751,226	91.6%	94.7%
（予防給付）	1	20,145	4	67,557	25.0%	29.8%
訪問看護	59,013	2,072,678,728	55,357	1,976,621,326	106.6%	104.9%
（介護給付）	49,438	1,807,258,222	47,232	1,753,271,575	104.7%	105.1%
（予防給付）	9,575	265,420,506	8,125	223,349,751	117.8%	118.8%
訪問リハビリテーション	15,248	518,591,410	15,541	526,000,709	98.1%	98.6%
（介護給付）	11,994	424,477,835	12,590	435,832,723	95.3%	97.4%
（予防給付）	3,254	94,113,575	2,951	90,167,986	110.3%	104.4%
通所介護	55,360	3,956,526,517	56,000	3,992,105,026	98.9%	99.1%
（介護給付）	55,359	3,956,715,928	56,000	3,992,265,583	98.9%	99.1%
（予防給付）	1	189,411	0	160,557	-	118.0%
通所リハビリテーション	29,721	1,619,124,701	28,408	1,617,652,692	104.6%	100.1%
（介護給付）	18,434	1,233,836,616	19,236	1,309,116,694	95.8%	94.2%
（予防給付）	11,287	385,288,085	9,172	308,535,998	123.1%	124.9%
福祉用具貸与	172,451	1,996,396,954	169,702	1,960,263,309	101.6%	101.9%
（介護給付）	123,514	1,707,286,024	125,879	1,713,883,339	98.1%	99.6%
（予防給付）	48,937	289,110,930	43,823	246,379,970	111.7%	117.3%
短期入所サービス（小計）	13,449	1,361,281,280	14,157	1,410,136,545	95.0%	96.5%
（介護給付）	13,201	1,352,272,328	13,966	1,402,986,428	94.5%	96.4%
（予防給付）	248	9,008,952	191	7,150,117	129.8%	126.0%
短期入所生活介護	12,286	1,267,566,325	12,990	1,314,099,845	94.6%	96.5%
（介護給付）	12,073	1,260,123,880	12,837	1,308,521,326	94.0%	96.3%
（予防給付）	213	7,442,445	153	5,578,519	139.2%	133.4%
短期入所療養介護	1,163	93,714,955	1,167	96,036,700	99.7%	97.6%
（介護給付・老健）	1,122	90,533,037	1,122	93,511,330	100.0%	96.8%
（介護給付・病院等）	6	1,615,411	7	953,772	85.7%	169.4%
（予防給付・老健）	35	1,566,507	36	1,571,596	92.1%	99.7%
（予防給付・病院等）	0	0	0	0	-	-
居宅療養管理指導	143,004	1,161,573,304	130,441	1,043,360,426	109.6%	111.3%
（介護給付）	133,080	1,091,907,757	122,023	983,903,590	109.1%	111.0%
（予防給付）	9,924	69,665,547	8,418	59,456,836	117.9%	117.2%
特定施設入居者生活介護	9,608	1,792,258,427	9,539	1,785,235,319	100.7%	100.4%
（介護給付）	8,218	1,679,819,823	8,305	1,687,041,437	99.0%	99.6%
（予防給付）	1,390	1,112,438,604	1,234	98,193,882	112.6%	114.5%
福祉用具購入	1,869	65,445,447	1,768	61,118,060	105.7%	107.1%
（介護給付）	1,231	46,031,901	1,223	45,060,891	100.7%	102.2%
（予防給付）	638	19,413,546	545	16,057,169	117.1%	120.9%
住宅改修費	1,588	137,849,087	1,512	133,067,040	104.9%	103.6%
（介護給付）	803	66,643,195	841	68,934,978	95.5%	96.7%
（予防給付）	783	71,205,892	671	64,132,062	116.7%	111.0%
介護予防支援・居宅介護支援	218,297	2,790,487,722	216,704	2,825,098,002	100.7%	98.8%
（居宅介護支援）	158,017	2,492,782,413	162,885	2,562,167,017	97.0%	97.3%
（介護予防支援）	60,280	297,705,309	53,819	262,930,985	112.0%	113.2%
地域密着型（介護予防）サービス	44,732	5,552,244,312	45,903	5,521,474,833	97.4%	100.6%
（介護給付）	44,333	5,522,872,559	45,554	5,498,909,308	97.3%	100.4%
（予防給付）	399	29,371,753	349	22,565,525	114.3%	130.2%
定期巡回・随時対応訪問介護看護	2,025	399,190,034	2,422	460,453,792	83.6%	86.7%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	1,957	225,707,920	2,037	232,338,904	96.1%	97.1%
（介護給付）	1,955	225,645,861	2,026	232,011,298	96.5%	97.3%
（予防給付）	2	62,059	11	327,606	18.2%	18.9%
小規模多機能型居宅介護	4,233	869,074,034	4,116	826,088,618	102.8%	105.2%
（介護給付）	3,848	842,807,064	3,779	804,056,225	101.8%	104.8%
（予防給付）	385	26,266,970	337	22,032,393	114.2%	119.2%
認知症対応型共同生活介護	6,007	1,622,460,598	5,781	1,539,208,617	103.9%	105.4%
（介護給付）	5,995	1,619,417,874	5,780	1,539,003,091	103.7%	105.2%
（予防給付）	12	3,042,724	1	205,526	1200.0%	1480.5%
地域密着型特定施設	579	128,257,629	539	114,990,408	107.4%	111.5%
地域密着型介護老人福祉施設	1,125	339,752,794	975	281,518,126	115.4%	120.7%
複合型サービス	776	256,052,489	742	239,885,780	104.6%	106.7%
地域密着型通所介護	28,030	1,711,748,814	29,291	1,826,990,588	95.7%	93.7%
施設サービス	38,589	1,411,620,917	38,749	1,128,640,656	99.6%	102.5%
介護老人福祉施設	24,047	6,803,587,769	23,911	6,579,231,192	100.6%	103.4%
介護老人保健施設	13,525	4,236,443,858	13,910	4,227,486,113	97.2%	100.2%
介護療養型医療施設	0	0	94	30,004,431	0.0%	0.0%
介護医療院	1,017	371,589,290	834	291,918,920	121.9%	127.3%
特定入所介護（予防）サービス費	29,934	848,911,390	30,755	858,921,887	97.3%	98.8%
（介護給付）	29,854	848,327,582	30,684	858,469,296	97.3%	98.8%
（予防給付）	80	583,808	71	452,591	112.7%	129.0%
計	927,190	44,553,715,863	909,882	43,475,616,184	101.9%	102.0%
（介護給付）	780,393	42,910,558,622	780,609	42,076,336,312	100.0%	102.0%
（予防給付）	146,797	1,643,157,241	129,273	1,399,279,872	113.5%	117.4%
高齢介護（予防）サービス費	99,764	1,356,429,367	97,874	1,279,899,688	101.9%	106.0%
高額医療各費介護（予防）サービス費	5,298	187,503,345	5,309	182,644,500	99.8%	102.7%
審査支払手数料	889,601	45,992,360	871,774	45,070,704	102.0%	102.0%
合 計	1,921,853	46,143,640,935	1,884,939	44,983,231,076	102.0%	102.6%

	令和4年度合計		令和3年度合計		令和2年度合計		令和元年度合計		平成30年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	547,594	21,896,299.126	526,887	21,438,319.603	504,801	20,482,432.507	496,508	20,013,340.551	476,451	19,748,103.538
〔介護給付〕	478,938	20,968,372.382	458,597	20,509,591.043	438,073	19,574,924.966	430,955	19,116,351.116	418,394	18,404,728.970
〔予防給付〕	68,656	927,926.744	68,290	928,728.560	66,728	907,507.541	65,553	896,989.435	56,057	770,084.568
訪問通所サービス	405,543	17,815,333.319	392,514	17,414,637.348	378,371	16,610,940.252	376,137	16,211,340.579	363,232	15,633,994.193
〔介護給付〕	346,127	17,052,966.285	333,409	16,652,911.671	320,639	15,870,403.803	318,607	15,477,502.900	313,002	14,997,763.459
〔予防給付〕	59,416	762,367.034	59,105	761,725.677	57,732	740,536.449	56,530	733,837.679	50,230	636,230.734
訪問介護	90,976	7,947,710.381	88,820	7,687,589.663	86,122	7,291,755.258	84,233	6,782,751.042	84,609	6,590,642.607
〔介護給付〕	90,976	7,947,710.381	88,820	7,687,589.663	86,122	7,291,755.258	84,233	6,782,751.042	84,594	6,590,405.967
〔予防給付〕	0	0	0	0	0	0	0	0	15	236.640
訪問入浴介護	3,806	217,699.713	3,937	229,750.612	3,619	213,582.001	3,475	201,755.796	3,591	211,482.991
〔介護給付〕	3,794	217,491.251	3,919	229,281.556	3,606	213,294.190	3,463	201,440.180	3,576	211,094.145
〔予防給付〕	12	208.462	18	469.056	13	287.811	12	315.616	15	388.846
訪問看護	51,683	1,891,577.049	47,838	1,763,056.067	43,344	1,565,883.107	41,598	1,518,342.712	39,089	1,436,654.145
〔介護給付〕	44,433	1,692,227.015	40,603	1,564,929.045	36,730	1,384,787.459	35,131	1,338,428.121	33,354	1,275,166.276
〔予防給付〕	7,250	199,350.034	7,235	198,127.042	6,614	181,095.648	6,467	179,914.591	5,735	161,487.869
訪問リハビリテーション	15,580	522,053.955	15,588	523,149.784	14,318	484,018.228	13,597	455,532.877	12,628	415,983.655
〔介護給付〕	12,868	440,597.216	12,687	436,420.229	11,657	399,531.460	11,188	379,539.927	10,586	353,147.945
〔予防給付〕	2,712	86,456.739	2,901	86,729.555	2,661	84,486.768	2,409	75,992.950	2,042	62,835.710
通所介護	52,831	3,794,170.003	51,678	3,804,521.512	52,196	3,801,157.487	57,750	4,053,578.633	57,595	3,941,269.775
〔介護給付〕	52,831	3,794,560.584	51,678	3,805,153.748	52,196	3,802,612.587	57,752	4,054,690.660	57,576	3,941,525.408
〔予防給付〕	0	-390.581	0	-632.236	0	-1,455.100	-2	-1,120.027	19	-255.633
通所リハビリテーション	26,194	1,551,827.651	25,719	1,581,813.338	25,540	1,518,561.509	26,919	1,549,787.718	24,308	1,454,858.902
〔介護給付〕	18,801	1,301,130.842	18,578	1,335,759.922	18,267	1,271,981.359	19,169	1,290,243.068	18,147	1,244,435.916
〔予防給付〕	7,393	250,696.802	7,141	246,053.416	7,273	246,580.170	7,750	259,544.650	6,161	210,422.986
福祉用具貸与	164,473	1,890,294.567	158,934	1,824,756.332	153,232	1,735,982.662	148,565	1,649,591.801	141,412	1,583,102.118
〔介護給付〕	122,424	1,659,248.989	117,224	1,593,777.488	112,041	1,506,441.510	108,671	1,430,408.902	105,193	1,381,987.892
〔予防給付〕	42,049	231,045.578	41,810	230,978.844	41,191	229,541.152	39,894	219,181.899	36,253	201,114.316
短期入所サービス(小計)	13,572	1,369,582.233	13,111	1,383,594.112	13,316	1,426,748.068	16,375	1,589,872.710	16,656	1,580,859.076
〔介護給付〕	13,396	1,362,802.217	12,941	1,377,030.911	13,126	1,419,235.634	16,099	1,580,542.285	16,405	1,573,193.837
〔予防給付〕	176	6,780.016	170	6,563.201	190	7,512.434	276	9,330.415	251	7,665.239
短期入所生活介護	12,417	1,272,752.715	12,030	1,295,000.637	12,231	1,330,777.641	15,061	1,474,724.974	15,268	1,468,810.266
〔介護給付〕	12,289	1,268,176.515	11,889	1,289,459.112	12,062	1,323,598.330	14,792	1,466,098.568	15,029	1,461,614.766
〔予防給付〕	128	4,576.200	141	5,541.525	179	7,179.311	269	8,625.406	239	7,195.590
短期入所療養介護	1,155	96,829.518	1,081	88,593.475	1,065	95,970.427	1,324	114,947.736	1,388	112,048.810
〔介護給付・老健〕	1,107	94,625.702	1,051	87,555.109	1,074	95,637.304	1,307	114,442.727	1,376	111,579.161
〔介護給付・病院等〕	0	0	1	6,690	0	0	0	0	0	0
〔予防給付・老健〕	48	2,203.816	29	1,021.676	11	333.123	17	505.009	12	469.649
〔予防給付・病院等〕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅介護管理指導	118,800	937,915.015	111,542	878,495.318	103,882	811,476.879	95,494	743,328.357	89,044	682,764.126
〔介護給付〕	111,064	883,715.653	103,902	825,002.958	96,473	758,657.971	88,112	690,617.684	82,608	636,424.438
〔予防給付〕	7,736	54,199.362	7,640	53,492.360	7,409	52,818.908	7,382	52,710.673	6,436	46,339.688
特定施設入居者生活介護	9,679	1,773,468.559	9,720	1,761,592.825	9,232	1,633,267.306	8,502	1,468,998.905	7,519	1,277,196.143
〔介護給付〕	8,351	1,668,888.227	8,345	1,654,645.502	7,895	1,526,627.558	7,367	1,387,688.237	6,379	1,197,947.236
〔予防給付〕	1,328	104,580.332	1,375	106,947.322	1,337	106,639.750	1,365	101,310.688	1,140	79,848.907
福祉用具購入	1,748	57,407.363	1,927	59,872.723	1,817	59,362.595	1,901	59,767.691	1,796	55,124.774
〔介護給付〕	1,211	42,171.669	1,392	45,365.318	1,271	43,674.356	1,297	43,066.603	1,249	40,346.041
〔予防給付〕	537	15,235.694	535	14,507.405	546	15,688.239	604	16,660.435	547	14,778.733
住宅改修費	1,477	121,876.974	1,585	131,021.684	1,432	121,800.306	1,808	146,809.482	1,650	131,768.712
〔介護給付〕	831	66,145.506	897	71,316.770	830	69,802.026	1,038	80,853.836	958	76,636.136
〔予防給付〕	646	55,731.468	688	59,704.914	602	51,998.280	770	65,955.626	692	55,132.576
介護予防支援・居宅介護支援	209,839	2,731,631.738	203,810	2,631,673.001	197,312	2,478,954.766	194,065	2,419,810.162	186,887	2,336,802.684
〔居宅介護支援〕	159,071	2,486,028.572	153,416	2,388,951.791	147,667	2,245,967.342	145,894	2,193,318.275	143,982	2,132,997.077
〔介護予防支援〕	50,768	245,603.166	50,394	242,721.210	49,645	232,987.424	49,171	226,491.887	42,895	204,405.607
地域密着型(介護予防)サービス	44,200	5,326,113.625	41,885	5,184,209.957	40,933	5,105,533.805	42,314	4,946,288.679	40,973	4,688,691.947
〔介護給付〕	43,870	5,304,692.264	41,568	5,162,161.443	40,576	5,082,180.090	41,911	4,921,115.376	40,622	4,664,932.210
〔予防給付〕	330	21,421.361	317	22,048.514	357	23,343.715	403	25,173.393	351	23,759.737
定期巡回・随時対応訪問介護看護	2,348	436,732.947	1,814	340,829.344	1,738	316,406.933	1,724	302,777.240	1,551	264,147.619
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	2,176	259,519.197	2,219	261,874.172	2,422	281,357.757	2,823	305,595.303	2,853	309,316.120
〔介護給付〕	2,178	259,519.197	2,219	261,874.172	2,421	281,347.265	2,813	304,852.055	2,838	308,074.326
〔予防給付〕	0	0	0	0	1	10.491	10	643.247	15	1,241.794
小規模多機能型居宅介護	3,846	775,056.940	3,760	763,898.709	3,974	786,786.923	3,946	746,093.887	3,480	629,570.758
〔介護給付〕	3,513	754,131.446	3,448	742,924.317	3,623	764,287.210	3,553	721,665.741	3,160	610,661.010
〔予防給付〕	328	20,925.494	312	20,974.392	351	22,499.713	393	24,528.146	320	16,909.748
認知症対応型共同生活介護	5,742	1,519,476.470	5,840	1,525,982.282	5,754	1,499,030.221	5,524	1,413,863.622	5,416	1,358,317.325
〔介護給付〕	5,740	1,518,980.603	5,835	1,524,908.160	5,749	1,498,186.710	5,524	1,413,863.622	5,400	1,354,709.130
〔予防給付〕	2	495.867	5	1,074.122	5	843.511	0	0	16	3,608.195
地域密着型特定施設	562	117,613.667	588	121,617.540	567	114,514.480	557	109,906.231	557	111,077.816
地域密着型介護老人福祉施設	832	243,665.666	850	244,295.524	860	242,632.643	863	239,579.932	874	244,156.013
複合型サービス	697	213,113.455	710	211,953.801	691	208,146.770	644	194,890.151	659	189,709.197
地域密着型通所介護	27,997	1,760,935.283	26,104	1,713,758.585	24,927	1,656,658.078	26,233	1,633,580.403	25,893	1,582,397.099
居宅サービス	38,543	10,961,940.671	37,498	10,521,809.662	36,149	10,300,119.630	34,825	9,477,060.497	34,591	9,134,898.005
介護老人福祉施設	23,675	6,454,022.349	23,207	6,254,880.876	22,293	5,954,770.954	21,200	5,571,313.778	21,093	5,383,451.172
介護老人保健施設	13,976	4,200,885.211	13,886	4,122,738.942	13,516	3,947,540.350	13,354	3,803,545.934	13,255	3,648,513.309
介護療養型医療施設	225	72,329.150	274	95,837.255	265	99,910.067	215	80,387.976	265	98,667.869
介護医療院	667	234,703.961	131	48,352.589	75	27,898.259	56	21,832.809		
特定入所者介護(予防)サービス費	30,859	866,353.593	31,882	989,811.406	33,173	1,133,319.058	33,510	1,087,923.352	32,794	1,035,497.306
〔介護給付〕	30,796	866,038.793	31,814	989,196.933	33,077	1,132,288.104	33,387	1,087,031.298	32,706	1,034,947.456
〔予防給付〕	63	314.800	68	614.473	96	1,030.954	123	892.054	88	549.850
計	874,280	41,961,623.090	845,474	40,956,718.036	815,617	39,411,522.667	804,931	38,151,071.831	775,142	36,557,696.966
〔介護給付〕	753,260	40,695,369.857	725,162	39,688,392.960	697,643	38,178,866.514	689,307	36,918,857.001	671,912	35,468,885.895
〔予防給付〕	121,000	1,266,233.233	120,292	1,268,325.076	117,974	1,232,556.153	115,624	1,232,160.830	103,230	1,088,771.071
高齢介護(予防)サービス費	96,635	1,222,754.835	94,803	1,201,518.331	93,302	1,170,584.090	82,983	1,061,373.163	83,715	960,029.639
高齢医療費助成(予防)サービス費	5,285	179,107.42								

	平成29年度合計		平成28年度合計		平成27年度合計		平成26年度合計		平成25年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	486,354	19,535,605,730	504,427	19,449,351,346	497,446	19,976,682,827	466,019	19,254,077,139	440,980	18,157,466,265
（介護給付）	402,030	16,096,926,341	384,962	17,130,292,108	383,896	17,716,954,862	358,702	16,864,776,002	341,397	15,945,019,885
（予防給付）	84,324	1,438,679,389	119,465	2,319,059,238	113,550	2,259,727,965	107,317	2,389,301,137	99,583	2,212,446,580
訪問通所サービス	383,443	16,176,998,270	408,313	16,255,974,901	406,778	16,833,609,226	385,137	16,270,247,289	364,517	15,389,103,444
（介護給付）	306,247	14,870,604,744	295,279	14,058,588,494	299,139	14,687,684,748	283,645	14,021,999,693	270,505	13,315,160,577
（予防給付）	77,196	1,306,393,526	113,034	2,197,386,407	107,639	2,145,924,478	101,492	2,248,247,596	94,012	2,073,942,867
訪問介護	104,086	6,926,145,571	122,168	6,798,678,219	119,934	6,822,297,518	117,536	6,321,857,829	115,315	6,076,621,329
（介護給付）	84,438	6,532,344,747	81,983	6,004,496,810	79,409	5,811,009,128	76,850	5,476,881,666	75,069	5,240,007,744
（予防給付）	19,648	393,800,824	40,185	794,181,408	40,525	811,298,390	40,686	844,976,163	40,246	836,613,585
訪問入浴介護	3,543	203,809,387	3,451	198,490,872	3,465	196,945,509	3,668	203,340,332	3,751	204,501,924
（介護給付）	3,520	203,214,068	3,408	197,170,334	3,438	196,010,327	3,638	202,170,729	3,723	203,359,460
（予防給付）	23	595,319	43	1,320,538	27	935,182	30	1,169,603	28	1,142,464
訪問看護	35,703	1,307,564,160	33,539	1,243,397,368	31,258	1,170,317,303	29,614	1,127,628,053	28,544	1,090,579,258
（介護給付）	30,983	1,173,485,851	28,981	1,110,719,928	27,024	1,049,468,733	25,925	1,020,807,474	25,200	995,524,085
（予防給付）	4,720	134,078,309	4,558	132,677,440	4,234	120,848,570	3,689	106,820,579	3,344	95,055,173
訪問リハビリテーション	12,029	398,960,438	10,398	334,233,169	8,876	270,956,857	8,663	258,316,596	8,148	234,926,057
（介護給付）	10,130	341,969,826	8,734	285,416,419	7,423	228,366,727	7,219	217,277,341	6,936	202,089,193
（予防給付）	1,899	56,990,612	1,664	48,816,750	1,453	42,590,130	1,444	41,041,255	1,212	32,836,864
通所介護	69,994	4,336,789,106	90,508	4,861,966,242	105,736	5,921,666,907	97,152	5,729,652,558	88,592	5,286,043,251
（介護給付）	57,551	3,969,184,801	58,423	3,971,108,452	75,000	5,048,505,101	69,051	4,784,121,828	63,745	4,459,932,246
（予防給付）	12,443	347,604,305	32,085	890,856,790	30,736	873,161,806	28,101	945,530,930	24,847	826,111,005
通所リハビリテーション	23,810	1,492,796,185	21,838	1,400,251,138	20,022	1,315,411,156	19,857	1,367,171,604	18,791	1,312,433,482
（介護給付）	18,028	1,301,520,600	16,906	1,237,077,702	15,672	1,168,243,457	15,798	1,198,131,789	15,076	1,156,683,001
（予防給付）	5,784	191,275,585	4,932	163,173,436	4,350	147,167,699	4,059	171,039,815	3,715	155,750,481
福祉用具貸与	134,266	1,510,933,423	126,411	1,418,957,893	117,487	1,336,013,976	108,647	1,262,278,317	101,376	1,183,998,143
（介護給付）	101,598	1,328,884,851	96,844	1,252,537,849	81,773	1,188,061,275	85,164	1,124,608,066	80,756	1,057,584,848
（予防給付）	32,668	182,048,572	29,567	166,360,044	26,314	149,932,701	23,483	137,669,251	20,620	126,433,295
短期入所サービス（小計）	16,178	1,522,773,659	16,015	1,499,597,680	16,236	1,541,352,493	15,663	1,463,803,755	15,285	1,329,042,055
（介護給付）	15,812	1,513,094,697	15,765	1,492,003,390	15,948	1,531,145,622	15,333	1,451,549,356	14,979	1,317,907,240
（予防給付）	266	9,678,962	250	7,594,290	288	10,206,871	330	12,254,397	306	11,134,815
短期入所生活介護	14,720	1,408,839,812	14,626	1,384,086,934	14,801	1,418,771,093	14,258	1,352,981,124	13,739	1,206,729,660
（介護給付）	14,456	1,399,416,569	14,393	1,377,029,506	14,528	1,409,031,856	13,942	1,341,161,318	13,444	1,197,941,615
（予防給付）	264	9,423,243	233	7,067,428	273	9,739,237	316	11,819,806	295	10,788,045
短期入所療養介護	1,456	113,933,847	1,389	115,500,746	1,435	122,581,400	1,405	110,822,631	1,546	120,312,395
（介護給付・老健）	1,432	112,794,365	1,372	114,973,884	1,420	122,113,766	1,391	110,388,040	1,535	119,965,625
（介護給付・病院等）	2	255,719	0	0	0	0	0	0	0	0
（予防給付・老健）	22	883,763	17	526,862	15	467,634	14	434,591	11	346,770
（予防給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	79,558	614,255,100	73,386	557,304,953	68,201	518,752,900	59,173	454,519,851	55,273	428,301,762
（介護給付）	73,813	571,630,470	68,251	518,912,365	63,488	483,826,479	54,718	421,663,218	51,111	397,205,126
（予防給付）	5,745	42,624,630	5,135	38,392,588	4,712	35,126,421	4,455	32,856,633	4,162	31,096,636
特定施設入居者生活介護	7,175	1,221,578,701	6,713	1,136,473,812	6,231	1,082,968,208	6,046	1,065,506,244	5,905	1,011,019,004
（介護給付）	6,068	1,141,596,430	5,667	1,060,787,958	5,220	914,498,933	5,006	969,583,733	4,802	914,746,745
（予防給付）	1,107	79,982,271	1,046	75,685,953	911	68,470,195	1,040	95,942,511	1,103	96,272,262
福祉用具購入	1,944	59,802,935	2,030	59,587,353	2,020	61,068,960	2,105	61,441,859	2,210	66,414,035
（介護給付）	1,346	43,917,518	1,406	43,125,238	1,374	42,993,396	1,411	44,557,973	1,510	47,581,646
（予防給付）	598	15,885,417	624	16,462,115	646	18,075,564	694	16,883,886	700	18,832,389
住宅改修費	1,776	148,113,774	1,805	148,082,842	1,825	159,525,920	1,833	159,066,166	1,795	167,510,213
（介護給付）	1,029	84,923,623	1,042	84,476,162	1,056	93,336,547	1,063	90,526,865	987	90,307,890
（予防給付）	747	63,190,151	763	63,606,680	769	66,189,373	770	68,539,301	798	77,202,323
介護予防支援・居宅介護支援	197,289	2,315,390,518	211,743	2,351,762,363	203,000	2,278,238,331	192,901	2,161,761,693	183,016	2,039,846,687
（居宅介護支援）	141,167	2,052,471,538	136,916	1,999,564,742	130,492	1,937,327,477	123,591	1,847,286,613	117,589	1,743,765,365
（介護予防支援）	56,122	262,918,980	74,827	352,197,621	72,508	340,910,854	69,310	314,475,080	65,427	296,081,322
地域密着型「介護予防」サービス	38,394	4,314,297,399	34,681	3,880,322,483	11,969	2,334,848,786	9,576	1,938,241,934	8,928	1,789,658,658
（介護給付）	38,130	4,297,284,271	34,485	3,867,764,226	11,835	2,327,966,446	9,507	1,934,371,541	8,877	1,785,130,714
（予防給付）	264	17,013,128	196	12,558,257	134	6,882,340	69	3,870,393	51	4,527,942
定期巡回・随時対応訪問介護看護	916	148,743,973	924	143,549,423	880	141,668,449	343	52,196,007	32	3,280,974
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	2,927	327,203,065	2,881	312,716,150	3,017	312,187,348	2,668	283,387,195	2,729	286,377,390
（介護給付）	2,912	326,463,561	2,862	312,293,191	3,003	311,747,924	2,668	283,387,195	2,724	286,249,379
（予防給付）	15	739,504	19	422,959	14	439,424	0	0	5	128,017
小規模多機能型居宅介護	2,894	542,812,153	2,486	465,430,415	1,825	339,736,047	1,021	203,462,325	839	163,500,055
（介護給付）	2,851	527,838,877	2,312	454,708,035	1,706	333,308,874	953	189,787,822	803	161,456,186
（予防給付）	243	14,973,276	174	10,722,380	119	6,427,173	68	3,714,703	36	2,043,869
認知症対応型共同生活介護	5,213	1,308,827,946	4,975	1,232,521,392	4,974	1,244,663,771	4,661	1,189,104,095	4,460	1,132,488,319
（介護給付）	5,207	1,307,527,598	4,969	1,231,108,494	4,973	1,244,648,028	4,660	1,188,948,405	4,450	1,130,132,263
（予防給付）	6	1,300,348	6	1,412,898	1	15,743	1	155,690	10	2,356,056
地域密着型特定施設	490	99,266,802	495	95,849,275	456	86,573,162	349	70,476,807	344	70,159,104
地域密着型介護老人福祉施設	877	237,729,851	851	226,864,756	791	204,962,329	534	139,595,505	524	133,852,814
複合型サービス	545	122,295,406	186	41,160,896	26	5,057,880				
地域密着型通所介護	24,532	1,527,418,203	21,886	1,382,210,156						
施設サービス	32,542	8,447,292,974	32,158	8,298,981,685	31,602	8,209,255,868	31,712	8,381,195,164	31,438	8,235,978,040
介護老人福祉施設	19,475	4,889,366,854	18,896	4,651,787,315	18,259	4,557,556,698	17,955	4,555,574,984	17,241	4,338,331,045
介護老人保健施設	12,578	3,379,663,720	12,336	3,298,176,045	12,283	3,255,934,282	12,529	3,355,527,540	12,799	3,366,712,372
介護療養型医療施設	469	178,262,400	926	349,018,325	1,060	395,764,888	1,228	470,092,640	1,398	529,934,623
介護医療院										
特定入所者介護予防サービス費	32,378	990,760,782	31,689	1,030,431,975	32,972	1,113,049,066	34,527	1,114,273,174	33,852	1,055,867,801
（介護給付）	32,222	989,903,172	31,597	1,029,822,905	32,815	1,111,740,191	34,307	1,112,047,874	33,665	1,053,993,896
（予防給付）	156	857,610	92	609,070	157	1,308,875	220	2,225,300	187	1,873,905
計	790,677	35,811,264,112	818,533	35,218,520,027	780,834	34,132,669,758	738,673	33,070,057,129	702,219	31,512,741,697
（介護給付）	646,468	34,012,719,437	622,566	32,454,027,066	593,070	31,439,574,787	560,293	30,274,762,032	535,473	28,901,777,336
（予防給付）	142,191	1,798,544,675	195,967	2,764,492,961	187,764	2,693,094,971	178,380	2,795,295,097	166,746	2,610,964,361
員数介護（予防）サービス費	80,848	899,846,921	79,881	858,070,076	72,635	754,236,060	66,818	675,357,502	63,525	635,758,585
施設医療費介護（予防）サービス費	8,028	201,072,117	2,411	74,974,904	3,916					

保険給付費 月別推移

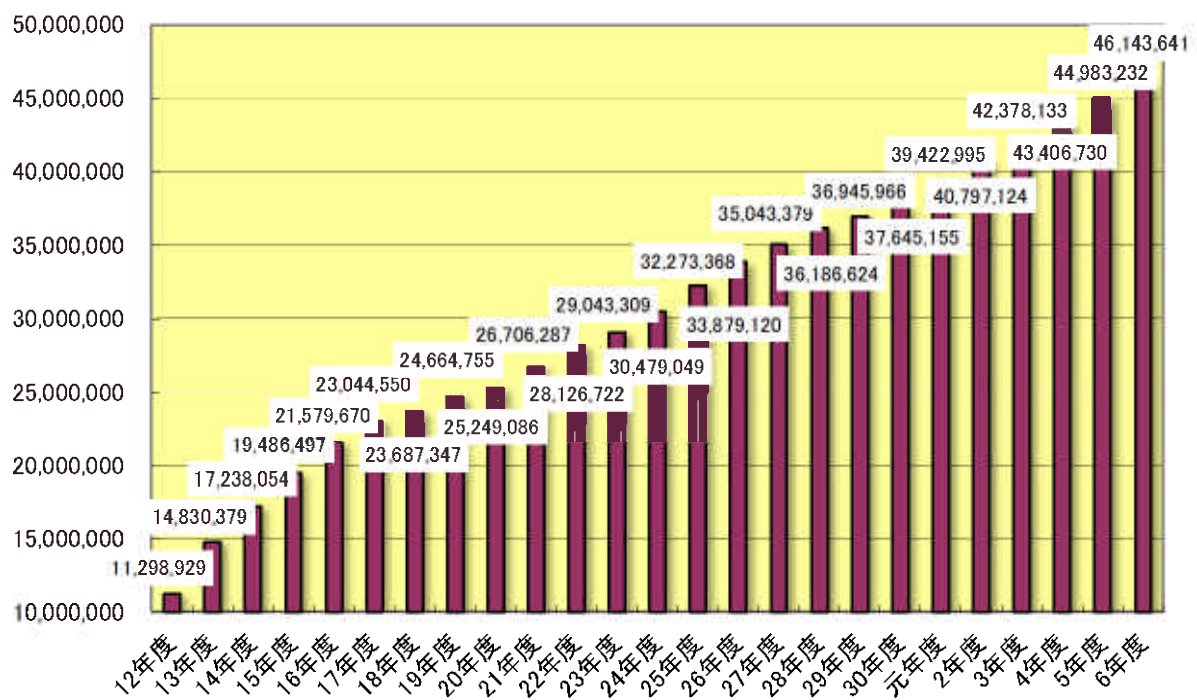
(単位:千円)



(審査月)

(単位:千円)

保険給付費合計 年度別推移



4 負担割合証交付状況 (各年度 3月31日現在) (単位:人)

	1割	2割	3割	合 計
4年度	28,294	1,245	1,056	30,595
5年度A	28,606	1,147	1,046	30,799
6年度B	29,138	1,145	1,044	31,327
前年度比B/A	101.9%	99.8%	99.8%	101.7%

5 減免認定状況

(1) 食費・居住費に係る負担限度額認定

(単位:件)

		介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型 サービス	その他	合 計	前年度比 B/A
4年度	第1段階	409	241	4	14	227	895	
	第2段階	421	248	4	15	235	923	
	第3段階①	377	222	4	13	209	825	
	第3段階②	952	561	9	33	529	2,084	
	小 計	2,159	1,272	21	75	1,200	4,727	
5年度A	第1段階	406	236	3	17	241	903	100.9%
	第2段階	396	230	2	16	237	881	95.4%
	第3段階①	379	220	1	15	228	843	102.2%
	第3段階②	892	518	4	36	532	1,982	95.1%
	小 計	2,073	1,204	10	84	1,238	4,609	97.5%
6年度B	第1段階	400	224	17	19	208	868	96.1%
	第2段階	403	226	17	19	211	876	99.4%
	第3段階①	391	220	16	18	205	850	100.8%
	第3段階②	916	514	39	43	478	1,990	100.4%
	小 計	2,110	1,184	89	99	1,102	4,584	99.5%

* 介護療養型医療施設の6年度Bは介護医療院の件数を計上している

(2) 利用者負担減額・免除認定

(単位:件)

	法定	災害	合 計
4年度	16	0	16
5年度	12	6	18
6年度	9	1	10

(3) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定

(単位:件)

(単位:件)

	特定標準負担	合 計	前年度比 B/A
4年度	第1段階	2	
	第2段階		
	第3段階		
	課税		
5年度A	第1段階	1	50.0%
	第2段階		
	第3段階		
	課税		
6年度B	第1段階	1	100.0%
	第2段階		
	第3段階		
	課税		

	減 免 (本人負担 3~10%)	免 除 (本人負担 0%)	合 計
4年度	2	0	2
5年度	1	0	1
6年度	1	0	1

※ 旧措置入所者は課税対象者も認定者として含まれる。

6 高額介護(予防)サービス費支給状況

			世 帯 合 算	そ の 他	合 計	前年度比
4 年 度	第1段階 (上限額:15,000円)	件 数 (件)	5	22,348	22,353	
		支給額 (円)	64,572	267,779,028	267,843,600	
	第2段階 (上限額:15,000円)	件 数 (件)	1,644	42,419	44,063	
		支給額 (円)	16,620,490	585,695,219	602,315,709	
	第3段階 (上限額:24,600円)	件 数 (件)	3,166	17,944	21,110	
		支給額 (円)	29,905,890	149,444,700	179,350,590	
	第4段階Ⅰ (上限額:44,400円)	件 数 (件)	4,134	4,691	8,825	
		支給額 (円)	56,435,698	112,257,168	168,692,866	
	第4段階Ⅱ (上限額:93,000円)	件 数 (件)	89	189	278	
		支給額 (円)	1,425,832	3,099,791	4,525,623	
5 年 度	第4段階Ⅲ (上限額:140,100円)	件 数 (件)	2	4	6	
		支給額 (円)	3,465	22,982	26,447	
	小 計	件 数 (件)	9,040	87,595	96,635	
		支給額 (円)	104,455,947	1,118,298,888	1,222,754,835	
	第1段階 (上限額:15,000円)	件 数 (件)	5	22,817	22,822	102.1%
		支給額 (円)	47,227	285,826,152	285,873,379	106.7%
	第2段階 (上限額:15,000円)	件 数 (件)	1,573	41,804	43,377	98.4%
		支給額 (円)	15,307,583	595,447,116	610,754,699	101.4%
	第3段階 (上限額:24,600円)	件 数 (件)	2,929	19,174	22,103	104.7%
		支給額 (円)	28,321,016	166,669,203	194,990,219	108.7%
6 年 度	第4段階Ⅰ (上限額:44,400円)	件 数 (件)	4,294	4,970	9,264	105.0%
		支給額 (円)	59,080,707	124,639,971	183,720,678	108.9%
	第4段階Ⅱ (上限額:93,000円)	件 数 (件)	78	199	277	99.6%
		支給額 (円)	1,052,251	3,171,130	4,223,381	93.3%
	第4段階Ⅲ (上限額:140,100円)	件 数 (件)	28	3	31	516.7%
		支給額 (円)	312,138	25,194	337,332	1275.5%
	小 計	件 数 (件)	8,907	88,967	97,874	101.3%
		支給額 (円)	104,120,922	1,175,778,766	1,279,899,688	104.7%
	第1段階 (上限額:15,000円)	件 数 (件)	0	23,700	23,700	103.8%
		支給額 (円)	0	300,921,558	300,921,558	105.3%
7 年 度	第2段階 (上限額:15,000円)	件 数 (件)	1,756	42,002	43,758	100.9%
		支給額 (円)	19,688,955	625,393,701	645,082,656	105.6%
	第3段階 (上限額:24,600円)	件 数 (件)	2,846	20,012	22,858	103.4%
		支給額 (円)	30,528,216	185,660,692	216,188,908	110.9%
	第4段階Ⅰ (上限額:44,400円)	件 数 (件)	4,152	5,066	9,218	99.5%
		支給額 (円)	57,136,739	134,102,312	191,239,051	104.1%
	第4段階Ⅱ (上限額:93,000円)	件 数 (件)	14	172	186	67.1%
		支給額 (円)	188,909	2,304,156	2,493,065	59.0%
	第4段階Ⅲ (上限額:140,100円)	件 数 (件)	39	5	44	141.9%
		支給額 (円)	489,046	15,083	504,129	149.4%
8 年 度	小 計	件 数 (件)	8,807	90,957	99,764	101.9%
		支給額 (円)	108,031,865	1,248,397,502	1,356,429,367	106.0%

7 高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況

		国民健康保険 加入者	後期高齢者医療 加入者	その他医療保険 加入者	合 計	前年度比
4 年 度	件 数 (件)	144	5,141	0	5,285	103.3%
	支給額 (円)	5,170,763	173,936,660	0	179,107,423	99.8%
5 年 度	件 数 (件)	162	5,147	0	5,309	100.5%
	支給額 (円)	6,456,578	176,187,922	0	182,644,500	102.0%
6 年 度	件 数 (件)	152	5,146	0	5,298	99.8%
	支給額 (円)	5,796,122	181,707,223	0	187,503,345	102.7%

8 居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率

* 利用月ベース

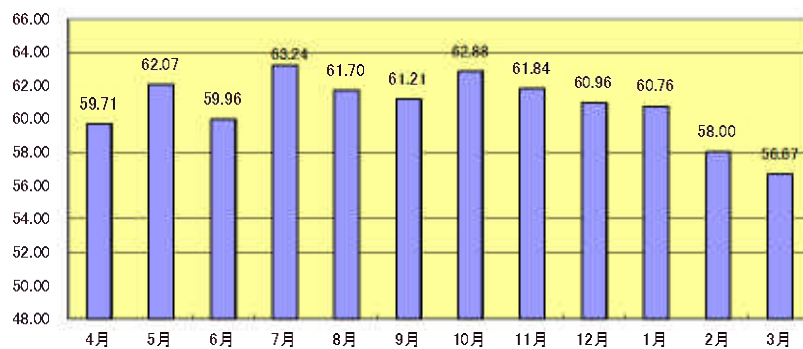
(単位:利用者数(人))

	支給限度額 (単位)	4月			5月			6月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,032	1,830	3,468,770	37.67	1,866	3,588,255	38.21	1,898	3,711,328	38.86
要支援2	10,531	3,062	9,092,247	28.20	3,107	9,283,538	28.37	3,149	9,082,744	27.39
要介護1	16,766	4,254	35,814,561	50.22	4,282	37,776,899	52.62	4,277	36,564,929	50.99
要介護2	19,706	4,029	48,539,611	61.14	4,067	50,645,812	63.20	4,094	49,008,687	60.75
要介護3	27,048	2,632	45,869,787	64.43	2,654	48,008,987	66.88	2,652	45,904,937	64.00
要介護4	30,938	2,027	43,543,390	69.43	2,021	45,775,859	73.21	2,002	44,382,253	71.66
要介護5	36,217	1,475	40,268,662	75.38	1,459	41,513,089	78.56	1,460	40,189,193	76.01
計(平均)	-	19,309	226,597,028	59.71	19,456	236,592,439	62.07	19,532	228,844,071	59.96

	支給限度額 (単位)	7月			8月			9月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,032	1,947	3,819,712	38.99	1,967	3,834,508	38.74	2,011	3,906,072	38.60
要支援2	10,531	3,182	9,779,541	29.18	3,195	9,529,890	28.32	3,193	9,490,744	28.22
要介護1	16,766	4,309	38,917,334	53.87	4,260	37,674,707	52.75	4,274	37,376,045	52.16
要介護2	19,706	4,088	51,888,230	64.41	4,086	49,919,772	62.00	4,127	50,352,953	61.92
要介護3	27,048	2,646	48,745,748	68.11	2,614	47,772,085	67.57	2,623	46,773,144	65.93
要介護4	30,938	1,995	46,662,501	75.60	1,981	44,741,117	73.00	1,980	44,417,393	72.51
要介護5	36,217	1,439	41,446,915	79.53	1,414	40,173,780	78.45	1,420	40,506,354	78.76
計(平均)	-	19,606	241,259,981	63.24	19,517	233,645,859	61.70	19,628	232,822,705	61.21

(単位: %)

サービス利用率月別推移



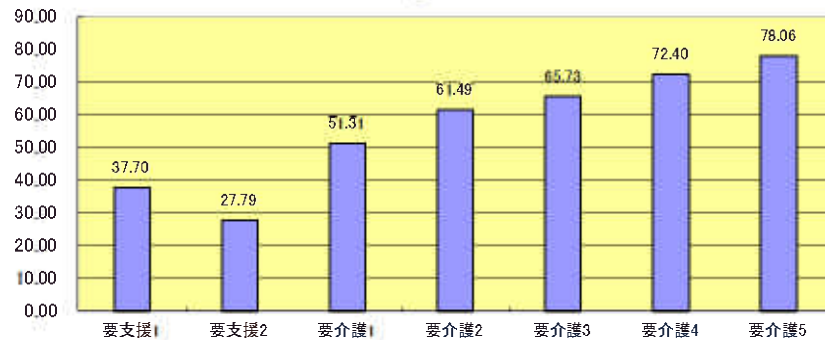
* 利用月ベース (単位: 利用者数(人))

	支給限度額 (単位)	10月			11月			12月			1月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,032	2,049	4,021.978	39.01	2,091	4,058.522	38.57	2,148	4,140.991	38.31	2,155	4,196.850	38.70
要支援2	10,531	3,247	10,050.265	29.39	3,252	9,660.911	28.21	3,298	9,677.145	27.86	3,281	9,604.229	27.80
要介護1	16,766	4,279	39,030.978	54.41	4,325	37,821.655	52.16	4,322	37,094.173	51.19	4,290	36,599.269	50.89
要介護2	19,706	4,130	51,911.098	63.79	4,147	51,034.305	62.45	4,139	50,004.649	61.31	4,086	48,927.725	60.77
要介護3	27,048	2,641	47,589.908	66.62	2,633	47,890.740	67.25	2,639	46,762.881	65.51	2,636	47,212.408	66.22
要介護4	30,938	2,012	46,542.549	74.77	2,009	45,982.666	73.98	1,999	45,164.118	73.03	1,957	44,738.454	73.89
要介護5	36,217	1,412	41,320.054	80.80	1,422	40,925.189	79.47	1,418	41,336.987	80.49	1,416	40,197.779	78.38
計(平均)	-	19,770	240,466.830	62.88	19,879	237,373.988	61.84	19,963	234,180.944	60.96	19,821	231,476.714	60.76

	支給限度額 (単位)	2月			3月			年平均			年間累計	
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数
要支援1	5,032	2,168	4,147.869	38.02	2,180	3,226.799	29.42	2,026	3,843.471	37.70	24,310	46,121.654
要支援2	10,531	3,292	9,501.955	27.41	3,318	8,170.892	23.38	3,215	9,410.342	27.79	38,576	112,924.101
要介護1	16,766	4,249	34,917.863	49.02	4,264	32,405.846	45.33	4,282	36,832.855	51.31	51,385	441,994.259
要介護2	19,706	4,063	47,554.505	59.40	4,108	45,901.148	56.70	4,097	49,640.708	61.49	49,164	595,688.495
要介護3	27,048	2,594	44,464.676	63.37	2,590	44,088.456	62.93	2,630	46,756.980	65.73	31,554	561,083.757
要介護4	30,938	1,941	41,084.210	68.42	1,973	42,095.031	68.96	1,991	44,594.128	72.40	23,897	535,129.541
要介護5	36,217	1,412	37,716.304	73.75	1,433	40,216.222	77.49	1,432	40,484.211	78.06	17,180	485,810.528
計(平均)	-	19,719	219,387.382	58.00	19,866	216,104.394	56.67	19,672	231,562.695	60.75	236,066	2,778,752.335

(単位: %)

年平均 介護度別サービス利用率



9 一般施策

(1) 社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

低所得者で特に生計が困難である者に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減(10%の100分の25)を行なう場合、軽減分の2分の1を助成し、低所得者の経済的負担を軽減する。

	3年度	4年度	5年度	6年度
支給件数	58	16	12	13
支給額(円)	2,102,130	2,965,953	3,791,077	4,335,980

(2) 障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業

制度移行措置

対象者なし

障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用の際に境界層該当として定率負担額が0円となっていた者であって、平成18年4月1日以降に介護保険の対象となったものについて、当該サービスの利用者負担を0%とし、経済的負担の軽減を図る。

Ⅵ 地域支援事業 1

1 総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

令和6年度月別支給額(総合事業費)

* 決算に合致

審査月・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	7,842	136,331,733	7,739	132,038,207	9,469	136,000,243	8,145	143,736,705
訪問型サービス事業	2,610	48,236,461	2,483	46,600,601	4,345	52,794,620	2,640	50,490,981
通所型サービス事業	2,871	76,553,737	2,907	73,680,320	2,780	71,581,971	3,084	81,175,140
介護予防ケアマネジメント事業	2,361	11,541,535	2,349	11,757,286	2,344	11,623,652	2,421	12,070,584
高額介護予防サービス費等相当事業	84	173,652	79	172,086	103	799,307	148	1,489,841
高額介護(予防)サービス費	84	173,652	78	156,894	63	130,137	63	123,340
高額医療合算介護(予防)サービス費	0	0	1	15,192	40	669,170	85	1,366,501
審査支払手数料	7,836	405,120	7,733	399,796	7,888	407,808	8,131	420,372
合 計	15,762	136,910,505	15,551	132,610,089	17,460	137,207,358	16,424	145,646,918

審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	8,438	151,126,849	9,729	146,419,697	8,185	145,143,819	8,406	148,264,619
訪問型サービス事業	2,738	52,415,184	4,260	53,662,078	2,693	52,035,114	2,802	53,683,118
通所型サービス事業	3,321	86,825,974	3,113	81,136,755	3,113	81,239,286	3,156	82,222,071
介護予防ケアマネジメント事業	2,379	11,885,691	2,356	11,620,864	2,379	11,869,419	2,448	12,359,430
高額介護予防サービス費等相当事業	108	785,654	94	334,615	92	430,473	65	207,961
高額介護(予防)サービス費	78	173,829	83	209,126	88	226,021	63	173,068
高額医療合算介護(予防)サービス費	30	611,825	11	125,489	4	204,452	2	34,893
審査支払手数料	8,431	435,882	8,187	423,267	8,177	422,750	8,399	434,227
小 計	16,977	152,348,385	18,010	147,177,579	16,454	145,997,042	16,870	148,906,807

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	9,895	147,664,338	8,305	146,777,654	8,266	146,589,683	9,602	147,161,533
訪問型サービス事業	4,345	54,185,838	2,732	52,081,788	2,804	53,557,369	4,116	53,158,779
通所型サービス事業	3,139	81,422,651	3,152	82,650,384	3,114	81,386,871	3,141	82,162,821
介護予防ケアマネジメント事業	2,411	12,055,849	2,421	12,045,482	2,348	11,645,443	2,345	11,839,933
高額介護予防サービス費等相当事業	70	229,481	83	233,687	77	193,093	82	229,274
高額介護(予防)サービス費	67	184,110	83	233,687	77	193,093	81	224,012
高額医療合算介護(予防)サービス費	3	45,371	0	0	0	0	1	5,262
審査支払手数料	8,285	428,334	8,301	429,161	8,257	426,886	8,197	423,784
合 計	18,250	148,322,153	16,689	147,440,502	16,600	147,209,662	17,881	147,814,591

	令和6年度合計 A		令和5年度合計 B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	104,021	1,727,255,080	99,499	1,629,357,131	104.5%	106.0%
訪問型サービス事業	38,568	622,901,931	36,446	575,992,373	105.8%	108.1%
通所型サービス事業	36,891	962,037,981	34,502	912,274,607	106.9%	105.5%
介護予防ケアマネジメント事業	28,562	142,315,168	28,551	141,090,151	100.0%	100.9%
高額介護予防サービス費等相当事業	1,085	5,279,124	1,052	4,803,717	103.1%	109.9%
高額介護(予防)サービス費	908	2,200,969	878	1,975,414	103.4%	111.4%
高額医療合算介護(予防)サービス費	177	3,078,155	174	2,828,303	101.7%	108.8%
審査支払手数料	97,822	5,057,387	94,123	4,866,151	103.9%	103.9%
小 計	202,928	1,737,591,591	194,674	1,639,026,999	104.2%	106.0%

※訪問型サービス事業は、訪問型支え合い活動を含む。

(2) 生活支援サポーター養成研修

日常生活支援総合事業において、比較的軽度な状態にある要支援者等に対する支援者としての生活支援サポーターを養成する。

令和4年度 尼崎市生活支援サポーター養成研修修了者年代別一覧表

	修了者数	年 代							
		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
男	29	0	4	4	1	3	4	12	1
女	83	0	4	6	11	16	25	20	1
計	112	0	8	10	12	19	29	32	2

令和5年度 尼崎市生活支援サポーター養成研修修了者年代別一覧表

	修了者数	年 代							
		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
男	59	3	5	5	7	9	8	18	4
女	120	25	16	12	10	20	17	19	1
計	179	28	21	17	17	29	25	37	5

令和6年度 尼崎市生活支援サポーター養成研修修了者年代別一覧表

	修了者数	年 代							
		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
男	39	0	1	7	11	5	11	4	0
女	64	4	2	6	10	15	18	6	3
計	103	4	3	13	21	20	29	10	3

2 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

(1) 住宅改修支援事業

福祉住環境コーディネーター等が行う住宅改修費申請に必要な理由書の作成業務に対し助成する。(1件2,000円)

(単位:件)

年度	4年度	5年度	6年度
支給件数	75	117	106
支給額(円)	150,000	234,000	212,000

(2) 介護サービス相談員派遣事業

介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設入所者等を対象として介護相談員の派遣を行う。

ア 介護サービス相談員数(令和7年3月31日現在) 12人

イ 派遣先 (令和7年3月31日現在)

介護老人福祉施設 22施設 介護老人保健施設 6施設

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 26施設

特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム) 1施設

(単位:件)

	活動件数	活動内容					各年度末	
	合計	面接	声かけ	気づき	相談	その他	相談員数	派遣先
4年度	0	0	0	0	0	0	13人	54箇所
5年度	7,144	3,145	3,867	110	3	19	13人	54箇所
6年度	13,840	5,974	7,684	180	1	1	12人	55箇所

※令和4年度までコロナ禍により訪問活動中止していたが、令和5年9月より再開

(3) 介護給付適正化事業

利用者に対する適切な介護サービスを確保・維持するとともに、不適切な介護給付費を削減することを目的に、ケアプラン点検や医療と介護の突合点検等の点検を行う。

なお、本市においてはサービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいが増加傾向にあるため、当該住宅に焦点を当てたケアプラン点検を実施する。

(単位:件)

項目	説明	単位	4年度	5年度	6年度
給付費通知の送付	介護保険サービスの利用者に給付実績に係る通知書を送付する。(年1回)	通知件数	23,649	24,053	実施なし
ケアプラン点検	自立支援・重度化防止に資する適正なケアプランが作成されているか点検する。	点検件数	198	157	248
		指導件数	175	111	174
		点検件数	11	181	261
		過誤件数	10	35	25
医療情報との突合	医療と介護の重複請求を点検する。 (点検項目:福祉用具貸与)	点検件数	78	100	114
		過誤件数	33	34	43
給付適正化支援システムによる点検	介護給付適正化支援システムを活用し給付内容の整合性を点検する。 (点検項目:例外給付、認知症加算)	点検件数	221	119	164
		過誤件数	39	43	96

VII 地域支援事業 2

1 介護予防事業

一般高齢者施策

第1号被保険者全てを対象とした、介護予防に資する自発的な活動への支援、健康教育、健康相談等の取り組みを行う。

① いきいき100万歩運動事業費

介護が必要となる状態を予防するため、ウォーキングを奨励し、健康に対する意識啓発を行う。

(ア) 男女別内訳

	申込者数(人)	構成比
男	3,181	39.1%
女	4,954	60.9%
合計	8,135	100.0%

※平成16年からの申込者総数10,261人(死亡・転出を含む)

(イ) 年度別申込者数

(単位:人)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
男	176	181	168	102	76	127	90	57	111	87	82	106
女	191	216	278	145	147	197	137	91	212	124	113	172
合計	367	397	446	247	223	324	227	148	323	211	195	278

(ウ) 年代別内訳

(単位:人)

	男	女	合計	構成比
90歳以上	643	1,073	1,716	21.1%
80~89歳	1,636	2,571	4,207	51.7%
70~79歳	811	1,200	2,011	24.7%
65~69歳	91	110	201	2.5%
合計	3,181	4,954	8,135	100.0%
構成比	39.1%	60.9%	100.0%	-

(エ) 達成者数 (単位:人)

	達成者数
100万歩達成者	5,416
500万歩達成者	3,101
1000万歩達成者	2,288
5000万歩達成者	114

② 栄養・口腔機能低下予防事業

地域活動に協力してくれる在宅の「管理栄養士・栄養士」「歯科衛生士」や「健康づくり推進員」等を「担い手」として育成し、65歳以上の高齢者を対象に、「低栄養」「口腔機能の低下」予防をテーマとした介護予防教室（講話、お口の体操、レシピ紹介等）を実施する。

(単位:回数(回)、人数(人))

		4年度	5年度	6年度	
研修会(管理栄養士・栄養士、歯科衛生士、健康づくり推進員等)	開催回数	37	34	31	
	延参加者数	528	521	442	
介護予防教室 「おいしく食べよう健口教室」	定期講座	開催回数	16	15	12
		延参加者数	258	198	151
	出前講座	開催回数	160	173	165
		延参加者数	2,572	3,096	2,651

③ 介護予防普及啓発事業

介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。

		4年度	5年度	6年度
広報紙:介護保険だより(介護予防版)	発行部数	229,000	229,000	229,000
	発行時期	12月	12月	12月

④ 介護予防対策事業

高齢者がより身近な地域で気軽に参加できる地域ぐるみの自主的な取組に支援を行い、介護予防体制を構築していく。

ア 住民団体による「いきいき百歳体操」の取組

(単位:団体数(団体)、人数(人))

		4年度	5年度	6年度
いきいき百歳体操の登録団体数等	登録団体数	150	152	160
	登録者数	4,374	4,985	5,845

イ 住民フレイルサポーターによるフレイルチェック会

28回 436人実施

⑤ 高齢者ふれあいサロン運営費補助事業

身近な地域の集いの場での高齢者等の住民同士の交流を通して、見守りや安否確認、参加者間の支え合い、体操等の取組を通じた介護予防の充実を図る。

		4年度	5年度	6年度
高齢者ふれあいサロンのサロン数等	サロン数	132	135	137
	登録者数	2,968	3,955	3,116

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの設置状況

6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活 圏域	上段:名称 下段:運営法人名	上段:住所(尼崎市) 下段:職員の定数
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	東本町4-103-11 特別養護老人ホーム ほがらか苑内
	(福)ほがらか会	定数4名
	尼崎市「中央西」地域包括支援センター	神田中通9-291 ナニワ診療所 内
	尼崎医療生活協同組合	定数5名
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	金楽寺町2-7-7 喜楽苑地域ケアセンターあんしん24内
	(福)きらくえん	定数5名
	尼崎市「小田北」地域包括支援センター	潮江1-15-2-120 尼崎中央病院 北東
	(医)中央会	定数7名
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	大庄西町4-3-9 老人保健施設サンプラザ平成内
	(福)サンシャイン	定数5名
	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター	富松町2丁目27-22 尼崎市立尼崎北小学校南西
	(福)平成会	定数5名
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	三反田3-3-16 ヴィラ空園内
	(福)あかね	定数8名
	尼崎市「立花北」地域包括支援センター	水堂町1-10-37 特別養護老人ホーム 立花あまの里内
	尼崎医療生活協同組合	定数8名
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	南武庫之荘1-25-18 阪急武庫之荘駅南西
	(福)きらくえん	定数5名
	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター	武庫元町1-26-3 西武庫交番東
	(福)真澄会	定数6名
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	小中島2-10-20 特別養護老人ホーム 園田苑南西
	(福)阪神共同福祉会	定数7名
	尼崎市「園田北」地域包括支援センター	田能5-10-25 特別養護老人ホーム 春日苑内
	(福)田能老人福祉会	定数6名

※地域包括支援センターには三職種(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)が配置されておりそれぞれの職種に準ずるものを含む。

※令和7年4月1日現在

(2) 総合相談支援、権利擁護業務(地域包括支援センター)

地域の高齢者に対して、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、実態の把握、相談業務を行い、適切な保健・医療・福祉等のサービス利用への支援及び権利擁護のための支援を行う。

相談実績

(単位:件)

地域包括支援センター名	中央東	中央西	小田南	小田北	大庄南	大庄北
総合相談	1,544	674	1,142	3,299	2,693	2,467
権利擁護	137	55	160	365	327	289
合 計	1,681	729	1,302	3,664	3,020	2,756

地域包括支援センター名	立花南	立花北	武庫東	武庫西	園田南	園田北	合計
総合相談	2,387	2,400	1,731	2,603	3,963	1,844	26,747
権利擁護	369	185	159	134	435	159	2,774
合 計	2,756	2,585	1,890	2,737	4,398	2,003	29,521

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(地域包括支援センター)

地域の高齢者が安心して暮らせるように、介護支援専門員・主治医・関係機関等の職種相互の連携を構築し、状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援を行う。

① 包括的・継続的ケアマネジメント

介護保険以外の関わりも含め包括的・継続的ケアマネジメントを可能にする体制を作り、その体制のもとで、主任介護支援専門員が地域の介護支援専門員を支援して、個々の介護支援専門員が他職種・他機関と連携をとりながら高齢者を支える活動ができるような取り組みとして、主に次の業務を行った。

ア 行政機関(担当課、保健所、福祉事務所等)、病院等関係機関及び各種職能団体との連携

イ 地域福祉活動専門員、生活支援コーディネーターとの連携と協力体制の整備

ウ 地域の保健・医療・福祉サービス等に関する情報の収集及びつなぎ

エ 高齢者を対象とする効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整

オ ボランティア活動、NPO等によるサービス提供、地域の助け合いなどインフォーマルサービスと連携できる体制づくりの強化

カ 医療・介護連携支援センター「あまつなぎ」と協働した介護予防支援の推進や、研修会の企画・実施

② 介護支援専門員に対する個別支援

担当地域の介護支援専門員を支援して、そのケアマネジメント力を高めるために、主に次の業務を行った。

- ア 地域の介護支援専門員や居宅介護支援事業所の把握や必要に応じた、同行訪問等のスーパーバイズ
- イ 施設・病院と在宅との連携、他制度を円滑に利用するための関係機関との連携体制の構築と推進(関係機関がサービス担当者会議に参加できるような環境づくり)
- ウ 地域の介護支援専門員に対し、相談窓口の開設・研修の実施や様々な機関が行う研修会等の情報提供
- エ 支援困難事例に対する事例検討会議開催など
- オ 介護支援専門員同士のネットワーク組織の育成
- カ 個別のケアプランの作成指導、自立支援ケアマネジメントの理解促進

③ 地域ケア会議の開催

ア 個別ケア会議の開催

- ・ 課題解決型
- ・ 開催回数 38回
- ・ 内容 地域の介護支援専門員等から寄せられた支援困難事例の検討。関係機関や地域住民を交え、課題への対応策を図るとともに、事例に関係する関係者間のネットワークを強化した。
- ・ 気付き支援型
- ・ 開催回数 36回
- ・ 内容 介護保険の理念に基づき、高齢者の健康寿命を伸ばし、生活の質(QOL)を高めるために、ケアマネジャーや多職種(その他の医療介護専門職等)の気付き(学び)を支援する多職種連携による事例の検討を実施した。

イ 課題共有会議の開催

- ・ 開催回数 2回
- ・ 内容 個別地域ケア会議(課題解決型及び気付き支援型地域ケア会議)を振り返り、他地区の地域課題や全市的な課題を共有・整理し、代表者会議につなげるもの。

ウ 代表者会議の開催

- ・ 開催回数 1回
- ・ 内容 個別ケア会議で検討した事例の中から、地域課題を含むものを抽出し、地域の関係機関の代表が集まって、個別事例の対応方法を検討するとともに、地域課題の発見や地域に必要な資源開発や地域づくりを検討するもの。

(4) 生活支援体制整備事業

【生活支援サービス体制整備事業】

多様な主体が多様なサービスを提供することで高齢者を地域で支え合う体制づくりを推進する。これにより、被保険者が地域において自立した日常生活を送ることを支援するとともに、要介護状態等とならないための予防、要介護状態等の軽減又は悪化の防止を目指す。生活支援の充実に努めるため、住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体の協働による生活支援サービスの体制整備を行う。

- ① 配置人数 12人(地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーターとの兼務))
- ② 委託先 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
- ③ 活動実績

1. 地域福祉のネットワーク形成に向けた支援・地域福祉ネットワーク会議(地区協議体)の設置及び運営等

地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)が中心となって開催する各地区地域福祉ネットワーク会議において、地域住民や地域包括支援センター、事業所等と住民同士の支え合いに関する協議を行い、小田地区では支え合い活動団体の立ち上げに向けた取組を実施した。また、地域福祉活動専門員と就労的活動支援コーディネーターが連携し、園田地区では令和5年度に新たに立ち上がった支え合い活動団体に対し、引き続き、伴走支援を行ったことで、活動を開始させることができた。(地域福祉のネットワーク形成に向けた支援回数:171回)

【高齢者生きがい就労事業】

就労的活動の場を提供できる民間企業と就労的活動の取組を実施したい高齢者とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する。

- ① 配置人数 3人
- ② 委託先 あをに工房株式会社・労働者協同組合はんしんワーカーズコープ共同事業体
- ③ 活動実績

1. 地域に出向く就労的活動支援コーディネーターの配置

就労的活動支援コーディネーターが地域包括支援センターや尼崎市社会福祉協議会等の関係団体、地域の高齢者の集い場に出向き、生きがい就労事業の周知・啓発を実施するとともに、社会参加・生きがいづくりはもとより、介護予防・フレイル対策に資する生きがい就労を地域等で実施できるようコーディネートを行う。

・ 実績

地域福祉活動専門員と就労的活動支援コーディネーターが連携し、園田地区では令和5年度に新たに立ち上がった支え合い活動団体に対し、引き続き、伴走支援を行ったことで、活動を開始させることができた。また、市内の介護事業所(武庫東地域包括支援センターの空きスペース)との連携による地域での生きがい就労の活動拠点の創出も実現することができた。

2. 多様な生きがい就労を用意する就労的活動支援コーディネーターの配置

生きがい就労事業を広く地域での実践に繋げるため、より簡単な作業メニューの追加など、多様な需要に応えるための体制を整備する取組として、老人福祉工場(はたらくらボ)利用者へのコーディネートに加え、産業界への参画の働きかけなど、事業範囲の拡大を実施する。

・ 実績

事業開始以降、参加者が増加傾向(令和5年度113人→令和6年度170人)にあるほか、チームオレンジ尼崎と連携し、認知症の人・家族(若年性認知症の人を含む)をはたらくらボに受入れ、生きがい就労の体験会等を実施し、認知症の人から「このようなはたらく場なら継続して参加したい」といった声を得られた。

(5) 医療・介護連携推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な医療・介護を提供するための連携体制の構築を図る。

① 医療・介護連携協議会における取組(コアメンバーワーキングを含めて全12回開催)

ア 人づくり

- ・あまつなぎ研修会の開催(3回)
- ・地域包括支援センターとの共催研修(2回)
- ・その他研修(4回)

イ ものづくり

- ・バイタルリンク・あまやくポケットの活用促進
- ・医療・介護連携ツールの活用促進(広報チラシの作成・周知)

ウ 市民の意識づくり

- ・学生を巻き込んだ地域住民向けワークショップの開催(5回)
- ・市政出前講座の実施(6回)
- ・講演会等での周知

(6) 認知症総合支援事業

高齢化の進展に伴い、認知症の人は更に増加が見込まれていることから、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域包括ケアを実現する。

① 認知症施策推進会議の設置

本市が取り組むべき課題及び認知症施策の推進方策について関係機関と連携を図るとともに、広く意見を求めることを目的として設置する。

ア 設置年月日 平成26年8月4日

イ 組織

- ・構成員数 11人以内(令和7年3月31日現在 9人)
- ・任期 3年
- ・構成 学識経験者、認知症に係る保健医療関係者、認知症の人の家族の代表者、介護サービス等に関する事業者及び職能団体、地域における福祉関係者のうちから市長が委嘱する。

ウ 令和6年度開催回数 3回

② 認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センター(12ヶ所)に認知症地域支援推進員を配置し認知症相談センターの機能と医療・介護と地域の連携に向けた取り組みを開始。

③ もの忘れあんしんガイドの発行

最近、もの忘れが進んだ・認知症と診断され不安を感じている方や、そのご家族に向け、様々な不安や疑問に寄り添い、安心して住み慣れた地域で暮らすための情報を盛り込んだ「尼崎市もの忘れあんしんガイド」を発行。

④ 認知症高齢者介護者支援事業

認知症高齢者を介護する家族等を支援するため、専門医による相談窓口の設置及び認知症基礎講座を実施するとともに、認知症に関する啓発事業、地域包括支援センター職員等への技術支援、認知症サポーター養成講座を行う。

ア 高齢者こころの相談

(単位:人)

年度	4年度	5年度	6年度
相談人数	26	—	—

イ 家族のための認知症基礎講座 (令和元年度より認知症コミュニケーション講座)

(単位:回数(回)、人数(人))

年度	4年度	5年度	6年度
開催回数	4	4	4
参加者数	27	26	50

エ 認知症サポーター養成講座

地域や職域、学校などで認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守るサポーターとして、身近なところで何ができるかなどを学ぶ講座。

(単位:回数(回)、人数(人))

年度	4年度	5年度	6年度
開催回数	64	90	81
受講者数	1,319	2,247	1,360

延受講者数 29,006人(令和6年度末)

⑤ キャラバン・メイト養成研修

地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を増やすため、サポーター養成講座の講師役「キャラバン・メイト」を養成する。(令和3・4・5・6年度尼崎市での開催無し)

⑥ 認知症みんなで支えるSOSネットワーク事業

認知症の人が、もし行方不明になった場合に備えて、警察や協力機関と連携して早期発見・保護につなげる仕組み。行方不明が心配な人の事前登録や発見協力機関を随時拡大。

事前登録者数961人(令和6年度末)

【参考:一般会計】認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症の人が、日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を補償する保険。加入者数 733人(令和6年度末)

3 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

(1) 家族介護慰労事業

要介護4又は5に相当する市県民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった者を現に介護している家族に、家族介護慰労金を支給する。(年額10万円)

(単位:人)

年度	4年度	5年度	6年度
人数	0	1	1

(2) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認等を行い、在宅生活を支援する。

(市営団地7か所、県営団地2か所※)

(単位:件)

団地名	実施戸数	派遣人数	委託先	生活相談 A	安否確認 B	合計 (A+B)
神崎北	30	1	(福)阪神共同福祉会	2	1,429	1,431
久々知	10	1		53	507	560
水堂※	270	5	(福)長生福祉会	1,038	25,955	26,993
西長洲北	30	3	(福)きらくえん	196	1,333	1,529
今福	30			173	1,371	1,544
金楽寺※	32			154	2,477	2,631
潮江	60			104	1,482	1,586
道意	30	1	(福)サンシャイン	625	2,587	3,212
築地北	30	1	(福)ほがらか会	330	2,214	2,544
合計	522	12		2,675	39,355	42,030

(3) 認知症高齢者等GPS利用支援サービス事業

在宅の認知症高齢者(若年性認知症により要介護認定を受けている者を含む。)が屋外でひとり歩きしたときに、早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:人)

年度	4年度	5年度	6年度
登録者数	45	45	38

(4) 高齢者向けグループハウス運営事業

要支援2、要介護1または2の認定を受けている65歳以上の在宅独居高齢者に対し、24時間見守り等のケアを行い自立した生活が営めるよう支援する。(委託先:社会福祉法人 阪神共同福祉会)

(単位:人)

年度	4年度	5年度	6年度
年度末入居者数	11	15	13

(5) 在宅高齢者等あんしん通報システム事業

在宅ひとり暮らし高齢者等における家庭内の事故等による通報に随時(24時間・365日)対応し、在宅ひとり暮らし高齢者等の日常生活の安全確保や不安の解消に努め、在宅生活を支援する。

※令和3年度から事業開始。

(単位:件)

年度	4年度	5年度	6年度
利用世帯数	531	611	660

(6) 住宅改造相談事業

要支援1以上の認定を受けている者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造を行う場合、相談及び助言を行う。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:件)

年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	2,296	2,142	1,950

(7) 家族介護用品支給事業

重度(要介護4・5)で、市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族に対して、介護用品(紙おむつ等)を支給し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。

年度	4年度	5年度	6年度
支給件数(件)	2,284	2,182	1,994
支給額(円)	10,547,110	11,478,285	11,809,293

(8) 介護マーク普及事業

介護する方が周囲から誤解や偏見を受けないよう、介護中に利用していただく「介護マーク」を配布するとともに、マークの普及・啓発を図る。

(単位:件)

年度	4年度	5年度	6年度
配布者数	12	24	7

(9) 成年後見制度利用支援事業

契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。

(単位:件)

年度	4年度	5年度	6年度
申立件数	13	11	19
助成件数	220	265	357

VIII *そ の 他*

1 広報活動

(1) パンフレットの作成・配布 【令和6年4月～令和7年3月】

- ・ 介護保険事業担当課、各支所地域福祉担当、各地域包括支援センター等で窓口配布

(2) 保険料のしおり

【保険料決定通知書に同封、令和6年度中に65歳到達者、転入者へは随時発送】

(3) 介護保険だよりの発行 【令和6年6月、令和6年12月発行】

令和6年6月		令和6年12月	
229,000部発行		229,000部発行	
市内一円戸別配布	225,000部	市内一円戸別配布	225,000部
公共施設窓口設置	4,000部	公共施設窓口設置	4,000部

- ・ 点字版・CD版の作成・配付
市報希望者等への郵送および公共施設等への設置

(4) 市報あまがさきへの掲載

- ・ 4月号 65歳以上の方の介護保険料について
- ・ 6月号 介護保険料の決定、減免申請について

(5) 市民への説明(市政出前講座)等

種 別	回数	参加者
市政出前講座	4	104
その他講座等	1	14
合 計	5	118

※回数減の理由はコロナ禍による自治会等の研修会の中止による

(6) ホームページへの掲載

- ・ 随時 介護保険事業担当課ホームページ更新

2 苦情相談件数 ※対応困難事例のみ

項 目	件 数
サービス事業所に関するもの	41
サービスの質や量に関するもの	22
従業員に関するもの	2
契約や説明に関するもの	7
介護保険法や制度に関するもの	13
利用者等からの暴言や態度に関するもの	7
虐待に関するもの	3
要介護認定の関係	2
その他(その他)	9
合 計	106

3 尼崎市内 介護保険事業所・施設数

(1) 介護保険事業所・施設数

区分	サービス種類	4年度	5年度	6年度
ア	介護予防支援	0	0	21
	居宅介護支援	212	211	212
	訪問介護	292	307	296
	訪問入浴介護	6	6	5
	訪問看護	90	94	101
	訪問リハビリテーション	5	5	6
	居宅療養管理指導	0	0	0
	通所介護	85	87	84
	通所リハビリテーション	13	13	13
	短期入所生活介護	29	30	30
	短期入所療養介護	14	14	14
	特定施設入居者生活介護	13	13	13
	福祉用具貸与	33	34	35
	特定福祉用具販売	32	32	33
イ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5	4	3
	夜間対応型訪問介護	1	1	1
	地域密着型通所介護	111	107	102
	認知症対応型通所介護	12	11	11
	小規模多機能型居宅介護	17	17	16
	認知症対応型共同生活介護	29	29	30
	地域密着型特定施設入居者生活介護	2	2	2
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	4	4
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	3	3	4
ウ	介護老人福祉施設	23	23	24
	介護老人保健施設	14	14	14
	介護療養型医療施設	0	0	0
	介護医療院	1	1	2
合 計		1,045	1,062	1,076

※1 事業所・施設数は各年度3月31日現在の数。ただし、医療機関のみなし指定は除く。

※2 区分アは介護予防支援、居宅介護支援及び居宅サービス、イは地域密着型サービス、ウは介護保険施設を指す。ただし、介護予防支援について、地域包括支援センターは除く。

※3 翌年度の6月1日現在、届出済(処理済)の事業所データに基づく。

(2)市内の介護保険施設(令和7年3月31日現在)

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	中央	特別養護老人ホームほがらか苑	東本町4丁目103-11	97
2	中央	特別養護老人ホームはなみずき	西難波町5丁目12-1	100
3	小田	特別養護老人ホーム西長洲荘	西長洲町3丁目3-20	114
4	小田	特別養護老人ホーム喜楽苑	長洲西通2丁目8-3	50
5	小田	特別養護老人ホーム高齢者総合福祉施設あまの里	下坂部3丁目2-40	80
6	小田	特別養護老人ホームゆめパラティース	下坂部3丁目3-1	100
7	小田	特別養護老人ホーム芦風荘	西長洲町1丁目3-1	110
8	小田	特別養護老人ホームアマルネス・ガーデン	西長洲町2丁目35-1	100
9	大庄	特別養護老人ホームサンホームあまがさき	大庄北3丁目15-1	70
10	大庄	特別養護老人ホームサンホーム大庄西	大島3丁目9-1	100
11	大庄	尼崎特別養護老人ホームラガール	大庄西町4丁目4-1	100
12	立花	特別養護老人ホーム南野の月	富松町3丁目2-37	65
13	立花	特別養護老人ホーム南野の庭	富松町3丁目6-20	30
14	立花	特別養護老人ホームロータス・ガーデン	栗山町1丁目20-20	85
15	武庫	特別養護老人ホームサンフォート武庫之荘	武庫之荘9丁目34-16	80
16	武庫	特別養護老人ホーム博寿苑	武庫元町2丁目23-15	60
17	武庫	特別養護老人ホーム武庫之荘ホール	武庫町4丁目4-20	70
18	園田	特別養護老人ホーム春日苑	田能5丁目10-25	66
19	園田	特別養護老人ホームらくらく苑	田能4丁目2-50	105
20	園田	特別養護老人ホーム北之庄らくらく苑	田能3丁目5-28	70
21	園田	特別養護老人ホーム園田苑	小中島1丁目1-18	50
22	園田	特別養護老人ホームアマリス	若王寺3丁目16-3	90
23	園田	特別養護老人ホームけま喜楽苑	食満2丁目22-1	55
24	園田	特別養護老人ホーム百楽荘尼崎館	食満5丁目8-43	100

② 地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	立花	地域密着型特別養護老人ホーム立花あまの里	水堂町1丁目10-37	29
2	立花	ロータス・ガーデン別邸李園	尼崎市三反田町3丁目3-16	20
3	園田	春日苑東館地域密着型特養	田能5丁目10-55	15
4	園田	特別養護老人ホームカラー尼崎	口田中1丁目16-2	29

③ 介護老人保健施設

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	中央	老人保健施設友の家	東本町2丁目51	50
2	中央	介護老人保健施設なにわローランド	東難波町1丁目3-10	96
3	中央	フローリス介護老人保健施設	西難波町6丁目11-6	100
4	中央	社会医療法人愛仁会介護老人保健施設だいもつ	東大物町1丁目1-1	100
5	小田	介護老人保健施設ローランド	潮江2丁目1-10	126
6	大庄	老人保健施設サンブラザ平成	大庄西町4丁目3-9	50
7	立花	老人保健施設南野の郷	富松町3丁目33-22	100
8	立花	医療法人尼崎厚生会立花介護老人保健施設	立花町4丁目4-23	68
9	立花	介護老人保健施設武庫之荘	南武庫之荘2丁目10-30	54
10	武庫	尼崎医療生協介護老人保健施設ひだまりの里	南武庫之荘11丁目12-1	95
11	園田	医療法人旭会そのだ介護老人保健施設	東園田町2丁目48-8	65
12	園田	尼崎老人保健施設ブルーベリー	上坂部2丁目24-5	150
13	園田	介護老人保健施設はくほう	若王寺3丁目13-20	20
14	園田	介護老人保健施設はくほう	若王寺3丁目13-20	80

④ 介護医療院

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	園田	つかぐち介護医療院	南塚口町6丁目8-1	48
2	園田	介護医療院トワイエ尼崎	南塚口町6丁目8-22	144

⑤ 特定施設入居者生活介護事業所(養護老人ホーム・介護付有料老人ホーム)

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	小田	ウエルハウス尼崎	杭瀬南新町4丁目5-3	146
2	小田	ウエルハウス尼崎Ⅱ番館	杭瀬南新町4丁目5-3	75
3	小田	バストラルニ崎	潮江1丁目10-2	174
4	小田	介護付有料老人ホームトワイエ久々知	久々知3丁目2-1	48
5	小田	ソーシャルコート杭瀬	杭瀬本町3丁目1-11	66
6	大庄	介護付有料老人ホームラウレート武庫川	武庫川町1丁目9	45
7	立花	介護付有料老人ホームプレザンメゾン塚口	塚口本町1丁目30-1	100
8	立花	介護付有料老人ホームプレザンメゾン立花	立花町1丁目24-42	48
9	武庫	そんぼの家武庫之荘	常松1丁目22-3	48
10	園田	そんぼの家尼崎田能	田能5丁目1-28	45
11	園田	介護付有料老人ホームアットホームふじた	東園田町1丁目77	50
12	園田	チャーム尼崎東園田	東園田町5丁目61-1	64
13	園田	養護老人ホーム百楽荘尼崎館	食満5丁目8-43	29

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所(介護付有料老人ホーム)

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	大庄	コウダイケアサービス株式会社介護付有料老人ホームうさぎの里	稲葉元町2丁目1-12	29
2	大庄	介護付有料老人ホームラウレート	武庫川町1-8	29

(3) 市内の地域密着型サービス事業所(令和7年3月31日現在)

※ 宿泊又は入居を伴うサービスに限る。

※ (2)に掲げた地域密着型介護老人福祉施設及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所は除く。

① 小規模多機能型居宅介護

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	中央	小規模多機能型居宅介護のむら	大物町1丁目10-17	25
2	中央	小規模多機能型居宅介護ゆとり庵西難波町	西難波町2丁目28-7	29
3	小田	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎下坂部・小規模多機能	下坂部3丁目18-8	24
4	小田	ルミネ尼崎	潮江2丁目19-7	25
5	小田	セントケア小規模多機能尼崎	杭瀬寺島1丁目4-48	29
6	大庄	サンホームあまがさき東館ゆとり庵『一步』	大庄北3丁目14-27	29
7	大庄	小規模多機能型居宅介護プチとまとちゃん	大庄中通5丁目14-17	24
8	大庄	尼崎小規模多機能施設ラガール	大庄西町4丁目4-1	25
9	立花	オアシス尼崎立花小規模多機能型居宅介護事業所	上ノ島町3丁目25-25	29
10	立花	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎三反田・小規模多機能	三反田町2丁目11-33	24
11	武庫	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎南武庫之荘・小規模多機能	南武庫之荘10丁目1-7	24
12	武庫	愛・小規模多機能武庫之荘	南武庫之荘4丁目18-31	29
13	武庫	バンセ武庫之荘ホーム	武庫之荘本町1丁目18-26	29
14	武庫	小規模多機能型居宅介護ゆとり庵武庫之荘	武庫之荘8丁目13-1	29
15	武庫	小規模多機能型居宅介護たのしい家武庫之荘	武庫之荘5丁目13-12-2	24
16	園田	小規模多機能ホーム園田館	若王寺2丁目20-5	24

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

② 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	小田	かんたき尼崎	次屋1丁目9-1	29
2	武庫	かんたき武庫之荘	武庫豊町2丁目12-6	29
3	大庄	看護小規模多機能型居宅介護桜うさぎ	稲葉元町2丁目1-12	24
4	大庄	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎西・看護小規模多機能	大島1丁目10-1	24

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

③ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

No.	地域	名 称	所在地	定員
1	中央	グループホームほのぼの建家	建家町68	18
2	中央	グループホームたのしい家出屋敷	宮内町2丁目123-1	18
3	中央	グループホームほのぼの	神田南通2-50	18
4	小田	グループホームたのしい家金楽寺	金楽寺町2丁目6-4	18
5	小田	セントケアホーム尼崎	杭瀬寺島1丁目4-48	18
6	小田	次屋の郷いな穂	次屋4丁目3-9	18
7	小田	グループホームここから尼崎小田	西川2丁目37-3	18
8	大庄	グループホームいなばの夢うさぎ	稲葉元町2丁目14-1	18
9	大庄	ニチイケアセンター尼崎稲葉荘	稲葉荘4丁目5-10	18
10	大庄	グループホームはたなか	大庄西町1丁目10-15	18
11	大庄	グループホームサンブラザやすらぎ	蓬川町331-4	18
12	大庄	グループホームひだまりの郷大島五番館	道意町4丁目33-2	18
13	大庄	尼崎グループホームラガール	大庄西町4丁目4-1	18
14	立花	ライブラリ塚口Ⅰ	南塚口町8丁目3-15	18
15	立花	ライブラリ塚口Ⅱ	南塚口町8丁目3-21	18
16	立花	愛の家グループホーム尼崎尾浜町	尾浜町3丁目25-1	18
17	立花	丸尾グループホーム「なごみ苑」	水堂町3丁目16-8	18
18	立花	愛の家グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘東2丁目19-39	18
19	立花	グループホームみさき尼崎	七松町2丁目26-9	18
20	武庫	愛・グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘本町3丁目18-19	18
21	武庫	グループホームここあ武庫之荘	南武庫之荘8丁目17-28	18
22	武庫	武庫の里ケアハートガーデングループホームときとも	武庫の里2丁目26-20	18
23	武庫	グループホームあじさい	武庫町1丁目29-18	17
24	武庫	グループホームきらら尼崎武庫之荘	武庫之荘本町3丁目12-23	18
25	武庫	グループホームたのしい家武庫之荘	武庫之荘5丁目13-12-2	18
26	園田	グループホーム「春日の家」	田能5丁目10-25	12
27	園田	グループホームたのしい家園田	東園田町9丁目15-7	18
28	園田	グループホームきらら尼崎園田	瓦宮2丁目10-41	18
29	園田	グループホームいなの家	食満2丁目22-1	18
30	園田	尼崎ケアセンターそよ風	食満7丁目17-1	18

4 尼崎市地域包括支援センター運営部会

(1)設置年月日 平成26年4月1日

(2)設置目的

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として設置される「地域包括支援センター」の公正・中立を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、尼崎市地域包括支援センター運営部会（以下「部会」という）を設置する。

本部会は、平成18年4月1日に設置した「尼崎市地域包括支援センター運営協議会」を平成26年4月1日から、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の部会として位置付けたものである。

(3)組織

・委員数 20人以内（令和7年3月31日現在 16人）

・任期 3年

・構成 委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。

- ① 介護サービス等に関する事業者及び職能団体等
- ② 介護サービスの利用者及び介護保険の被保険者等
- ③ 地域における福祉関係者
- ④ 地域ケア等に関する学識経験を有する者
- ⑤ その他、保健・医療・福祉について知識経験を有する者

(4)所掌事項

- ① 地域包括支援センターの設置に関すること
- ② 地域包括支援センターの運営に関すること
- ③ 地域包括支援センターの介護予防マネジメントの委託に関すること
- ④ 地域包括支援センターの業務の公正・中立を確保するための、事業内容等の評価に関すること
- ⑤ 地域包括ケアシステムの形成に向けた地域資源のネットワーク化に関すること
- ⑥ その他地域包括支援センターに関し必要なこと

(5)令和6年度開催回数

運営部会 3回（令和6年8月22日、令和6年11月21日、令和7年3月7日）

(6)地域包括支援センターについて

6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	名 称	
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	尼崎市「中央西」地域包括支援センター
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	尼崎市「小田北」地域包括支援センター
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	尼崎市「立花北」地域包括支援センター
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	尼崎市「園田北」地域包括支援センター

5 尼崎居宅介護支援事業連絡会

(1) 設立

平成12年2月3日

(2) 目的

尼崎市で事業展開を行う居宅介護支援事業者間の連携、相互補完を図り、介護サービスの安定的な供給体制づくり、及びサービスの質の向上等に取り組むことを目的とする。

(3) 会員数

140事業者(令和7年3月31日現在)

(4) 主な活動内容

- ① 介護サービスの質の向上に関する研修会・連絡会等の開催
- ② 介護サービスに関する情報の共有のための諸事業
- ③ 介護保険等に関する事業者間の連絡及び協力体制の確保

日 時	項 目	内 容
令和6年4月16日(火)	① 幹事会	5月総会及び全体研修会について
6年4月16日(火)	会計監査	令和5(2023)年度会計監査の実施
6年 5月22日(水)	② 幹事会	定例会(総会資料確認及び具体的研修計画)
6年 5月22日(水)	総会	令和5(2023)年度事業報告・決算報告・会計監査報告 令和6(2024)年度事業計画及び予算等について
6年 5月22日(水)	第1回 全体研修会	【講 義】 テーマ: ①尼崎市の認知症への取り組みについて ②認知症について 講師: ①尼崎市包括支援担当: 係長 古川 祐輝 氏 ②尼崎だいもつ病院副院長: 瀧本 裕(ゆたか)医師
6年 6月24日(月)	③ 幹事会	定例会
6年 7月24日(水)	④ 幹事会	定例会
6年 7月24日(水)	第2回 全体研修会	【講 義】 テーマ: 身体拘束と高齢者虐待について 講師: 一般社団法人幸せ介護創造ファクトリー 代表理事 高山 彰彦 氏
6年 8月23日(金)	⑤ 幹事会	定例会
6年 9月19日(木)	⑥ 幹事会	定例会
6年 9月19日(木)	第3回 全体研修会	【講 義】 テーマ: ①口腔ケアの重要性について ②居宅療養管理指導から見る薬剤師とケアマネの連携 講師: ①尼崎口腔衛生センター食支援外来担当歯科医師 砂治(いさじ)国隆 氏 ②尼崎市薬剤師会 カムイ調剤薬局 城古 和幸 氏
6年 10月22日(火)	⑦ 幹事会	定例会
6年 11月26日(火)	⑧ 幹事会	定例会
6年 11月26日(火)	第4回 全体研修会	【講義】 テーマ: 尼崎市の多職種連携について (あまつなぎの活用方法について) 講 師: あまつなぎ
令和7年 1月21日(火) (2025年)	⑨ 幹事会	定例会
7年 2月13日(木) (2025年)	⑩ 幹事会	定例会
7年 2月13日(木) (2025年)	第5回 全体研修会	【講 義】 テーマ: 共生社会の動向 講師: 同志社大学 永田 佑 教授
7年 2月13日(木) (2025年)	情報交換会 懇親会	24事業所、35名参加
7年 3月10日(月)	⑪ 幹事会	適宜召集

※ 各会員への資料提供については、会員の要望に沿って幹事会で決定する。

※ 尼崎市の介護保険の運営状況について、随時、情報提供していく。

6 その他の支援

(1) 高齢者緊急一時保護事業

虐待を受けたり、認知症で徘徊中に警察などに保護された高齢者、または入院等により介護者がいなくなった要介護高齢者等を緊急に福祉施設に一時保護し、その間に施設入所やショートステイ等次の支援につなげていく。

(単位:件数(件)、日数(日))

年度	4年度	5年度	6年度
発生件数	12	10	11
保護延日数	203	159	288

(2) 権利擁護推進事業

成年後見支援に係るセンターを運営し、権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター等の窓口と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人を就任させるなどにより、対応後の支援にも継続的に関わる。

(単位:件)

年度	4年度	5年度	6年度
高齢者相談件数	1,145	1,166	1,122

Ⅸ 財政・条例等

1 財政 (1)介護保険事業費歳入歳出予算決算

(歳入)

(単位: 円)

款 項 目	R3決算	R4決算	R5決算	R6当初予算	R6決算見込	R7当初予算
04 介護保険料	8,697,374,747	8,683,937,438	8,593,651,952	9,617,844,000	9,937,218,249	9,812,583,000
05 介護保険料	8,697,374,747	8,683,937,438	8,593,651,952	9,617,844,000	9,937,218,249	9,812,583,000
05 第1号被保険者保険料	8,697,374,747	8,683,937,438	8,593,651,952	9,617,844,000	9,937,218,249	9,812,583,000
35 使用料及び手数料	1,049,237	1,102,864	1,180,350	1,170,000	1,059,680	340,000
10 手数料	1,049,237	1,102,864	1,180,350	1,170,000	1,059,680	340,000
05 手数料	1,049,237	1,102,864	1,180,350	1,170,000	1,059,680	340,000
40 国庫支出金	11,407,914,777	11,607,603,533	12,176,824,591	12,711,485,000	12,605,417,037	12,495,443,000
05 国庫負担金	8,013,788,219	8,271,112,335	8,600,067,568	8,823,451,000	8,823,451,200	8,929,964,000
10 介護給付費負担金	8,013,788,219	8,271,112,335	8,600,067,568	8,823,451,000	8,823,451,200	8,929,964,000
10 国庫補助金	3,394,126,558	3,336,491,198	3,576,757,023	3,888,034,000	3,781,965,837	3,565,479,000
10 調整交付金	2,635,269,000	2,790,901,000	3,041,138,000	3,347,047,000	3,279,742,000	3,020,616,000
25 地域支援事業交付金	588,474,558	411,998,198	416,879,023	419,838,000	411,483,837	454,123,000
30 介護保険事業費補助金	10,101,000	1,478,000	5,089,000	7,498,000	0	0
35 保険者努力支援交付金	79,296,000	66,002,000	64,764,000	64,764,000	60,077,000	60,077,000
35 保険者機能強化推進交付金	76,852,000	66,112,000	48,887,000	48,887,000	30,663,000	30,663,000
45 介護保険災害臨時特例補助金	4,134,000	-	-	-	-	-
41 支払基金交付金	11,905,745,000	12,185,402,000	12,627,025,000	13,377,879,000	13,005,379,000	13,564,483,000
05 支払基金交付金	11,905,745,000	12,185,402,000	12,627,025,000	13,377,879,000	13,005,379,000	13,564,483,000
05 介護給付費交付金	11,455,259,000	11,736,660,000	12,172,466,000	12,918,827,000	12,517,662,000	13,065,345,000
10 地域支援事業交付金	450,486,000	448,742,000	454,559,000	459,052,000	487,717,000	499,138,000
45 県支出金	6,302,587,000	6,379,429,000	6,590,650,869	6,978,312,000	6,790,604,143	7,068,946,000
05 県負担金	5,966,671,000	6,132,774,000	6,341,012,000	6,726,989,000	6,539,280,000	6,796,839,000
05 介護給付費負担金	5,966,671,000	6,132,774,000	6,341,012,000	6,726,989,000	6,539,280,000	6,796,839,000
10 県補助金	335,916,000	246,655,000	249,638,869	251,323,000	251,324,143	272,107,000
05 地域支援事業交付金	335,916,000	246,655,000	249,638,869	251,323,000	251,324,143	272,107,000
50 財産収入	5,465,462	2,778,170	2,101,852	4,281,000	4,280,111	2,619,000
05 財産運用収入	5,465,462	2,778,170	2,101,852	4,281,000	4,280,111	2,619,000
10 利子及び配当金	5,465,462	2,778,170	2,101,852	4,281,000	4,280,111	2,619,000
60 繰入金	7,610,345,065	7,313,298,540	8,297,458,890	8,334,482,000	7,699,610,874	8,860,418,000
05 他会計繰入金	7,243,635,065	7,313,298,540	7,635,428,890	8,105,228,000	7,699,610,874	8,244,660,000
05 他会計繰入金	7,243,635,065	7,313,298,540	7,635,428,890	8,105,228,000	7,699,610,874	8,244,660,000
10 基金繰入金	366,710,000	0	662,030,000	229,254,000	0	615,758,000
10 介護給付費準備基金繰入金	366,710,000	0	662,030,000	229,254,000	0	615,758,000
65 繰越金	874,396,281	1,043,584,787	519,980,956	1,000	551,603,279	1,000
05 繰越金	874,396,281	1,043,584,787	519,980,956	1,000	551,603,279	1,000
05 繰越金	874,396,281	1,043,584,787	519,980,956	1,000	551,603,279	1,000
70 諸収入	23,890,741	27,315,984	21,130,316	20,425,000	31,980,389	16,976,000
05 延滞金、及び過料	1,636,223	1,573,814	1,609,178	1,420,000	1,685,656	1,569,000
05 第1号被保険者延滞金	1,636,223	1,573,814	1,609,178	1,420,000	1,685,656	1,569,000
30 雑入	22,254,518	25,742,170	19,521,138	19,005,000	30,294,733	15,407,000
05 滞納処分費	0	0	0	1,000	0	1,000
10 第三者納付金	9,748,069	9,031,718	7,992,585	9,389,000	10,629,460	8,924,000
15 返納金	9,014,487	11,106,781	7,699,593	7,030,000	16,315,137	3,998,000
20 雑入	3,491,962	5,603,671	3,828,960	2,585,000	3,350,136	2,484,000
合 計	46,828,768,310	47,244,452,316	48,830,004,776	51,045,879,000	50,627,152,762	51,821,809,000

対前年度比

1.05

1.01

1.03

1.05

1.04

1.02

(歳出)

(単位: 円)

款 項 目	R3決算	R4決算	R5決算	R6当初予算	R6決算見込	R7当初予算
05 総務費	814,584,257	828,386,498	954,304,491	1,155,496,000	950,920,508	1,214,891,000
05 総務管理費	814,584,257	828,386,498	954,304,491	1,155,496,000	950,920,508	1,214,891,000
05 一般管理費	589,675,500	592,791,332	611,444,886	790,050,000	647,444,286	856,198,000
10 連合会負担金	2,358,108	2,346,210	2,328,102	2,314,000	2,313,846	2,299,000
15 賦課徴収費	51,973,658	54,207,292	60,570,518	75,126,000	66,740,091	83,982,000
20 介護認定費	170,576,991	179,041,664	279,960,985	288,006,000	234,422,285	272,412,000
10 保険給付費	42,378,132,519	43,406,729,182	44,983,231,076	47,856,901,000	46,143,640,935	48,399,092,000
05 介護サービス等諸費	40,997,184,369	42,004,866,924	43,520,686,888	46,381,261,000	44,599,708,223	46,819,897,000
05 介護サービス等給付費	40,956,718,036	41,961,623,090	43,475,616,184	46,338,731,000	44,553,715,863	46,772,646,000
10 審査支払手数料	40,466,333	43,243,834	45,070,704	42,530,000	45,992,360	47,251,000
10 高額介護サービス費	1,380,948,150	1,401,862,258	1,462,544,188	1,475,640,000	1,543,932,712	1,579,195,000
05 高額介護サービス費	1,380,948,150	1,401,862,258	1,462,544,188	1,475,640,000	1,543,932,712	1,579,195,000
17 地域支援事業費	2,296,333,211	1,809,801,023	1,859,469,998	1,887,686,000	1,977,321,636	2,046,536,000
05 地域支援事業費	2,296,333,211	1,809,801,023	1,859,469,998	1,887,686,000	1,977,321,636	2,046,536,000
05 介護予防事業費(155～日常生活支援総合事業)	1,640,848,797	1,603,992,777	1,643,424,447	1,656,169,000	1,741,931,672	1,801,870,000
10 包括的支援等事業費	655,484,414	205,808,246	216,045,551	231,517,000	235,389,964	244,666,000
25 基金積立金	5,371,458	277,010,000	2,101,852	4,281,000	454,429,000	2,619,000
05 基金積立金	5,371,458	277,010,000	2,101,852	4,281,000	454,429,000	2,619,000
05 介護給付費準備基金積立金	5,371,458	277,010,000	2,101,852	4,281,000	454,429,000	2,619,000
60 諸支出金	290,762,078	402,544,657	479,294,080	140,515,000	502,018,396	157,671,000
10 諸費	290,762,078	287,176,908	365,601,765	15,024,000	384,236,684	18,650,000
10 第1号被保険者償還金及び還付加算金	290,762,078	287,176,908	365,601,765	15,024,000	384,236,684	18,650,000
15 繰出金	-	115,367,749	113,692,315	125,491,000	117,781,712	139,021,000
10 他会計繰出金	-	115,367,749	113,692,315	125,491,000	117,781,712	139,021,000
65 予備費	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000
05 予備費	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000
05 予備費	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000
合 計	45,785,183,523	46,724,471,360	48,278,401,497	51,045,879,000	50,628,330,475	51,821,809,000

対前年度比

1.04

1.02

1.03

1.06

1.04

1.02

(繰越)

翌年度繰越(実質収支)

1,043,584,787

519,980,956

551,603,279

598,822,287

(2) 介護保険事業に係る基金の状況

○ 尼崎市介護給付費準備基金

(単位:円)

	4 年 度	5 年 度	6 年 度
前 年 度 末 基 金 残 高	1,876,990,066	2,154,000,066	1,494,071,918
基 金 積 立 額 合 計	277,010,000	2,101,852	454,429,000
保 険 料 積 立 額	274,137,826	0	450,148,889
運 用 収 入 積 立 額	2,872,174	2,101,852	4,280,111
介護保険料軽減事業補助金			
基 金 取 崩 額	0	662,030,000	0
年 度 末 基 金 残 高	2,154,000,066	1,494,071,918	1,948,500,918

2 条例等

(1) 尼崎市介護保険条例

平成12年3月24日

条例第22号

改正	平成15年3月28日条例第14号	平成18年3月28日条例第36号
	平成20年3月27日条例第12号	平成21年3月30日条例第15号
	平成24年3月28日条例第24号	平成25年10月9日条例第60号
	平成27年3月27日条例第25号	平成27年5月22日条例第35号
	平成28年3月28日条例第36号	平成29年3月24日条例第14号
	平成30年3月26日条例第22号	平成30年10月15日条例第47号
	令和3年3月25日条例第14号	令和6年3月6日条例第9号
	令和6年3月25日条例第18号	

(この条例の趣旨)

第1条 本市が行う介護保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)における用語の意義による。

(平29条例14・追加)

(尼崎市介護認定審査会の委員の定数等)

第3条 法第14条の規定により設置する尼崎市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、200人以内とする。

2 認定審査会の委員の任期は、3年とする。

(平15条例14・一部改正、平29条例14・旧第2条繰下・一部改正)

(地域支援事業の実施)

第4条 本市は、介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号に掲げる事業のほか、同条第3項各号に掲げる事業を実施するものとする。

(平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第3条繰下・一部改正)

(保険料率)

第5条 保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 40,912円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 61,593円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 62,043円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 80,925円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 89,916円

(6) 次のいずれかに該当する者 107,900円

ア 合計所得金額(当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(令附則第23条第1項(同条第2項及び第3項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する令第38条第1項第6号イに規定する合計所得金額をいう。)をいう。以下同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、この号の額が賦課されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((2)に該当する者に限る。以下この条において同じ。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 116,891円

ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるも

- の(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 134,874円
- ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 152,858円
- ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 170,841円
- ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 188,824円
- ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 206,807円
- ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (13) 次のいずれかに該当する者 215,799円
- ア 合計所得金額が720万円以上820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (14) 次のいずれかに該当する者 224,790円
- ア 合計所得金額が820万円以上920万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (15) 次のいずれかに該当する者 233,782円
- ア 合計所得金額が920万円以上1,020万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (16) 次のいずれかに該当する者 242,774円
- ア 合計所得金額が1,020万円以上1,120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)
- (17) 次のいずれかに該当する者 251,765円
- ア 合計所得金額が1,120万円以上1,220万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当

しない者

イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)

(18) 前各号のいずれにも該当しない者 260,757円

(平15条例14・平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第4条繰下・一部改正、平30条例22・平30条例47・令3条例14・令6条例18・一部改正)

(普通徴収に係る保険料の納期)

第6条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から翌年1月4日まで

第8期 1月4日から同月31日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月31日まで

2 市長は、前項の規定による納期により難い特別の事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(平29条例14・旧第5条繰下・一部改正、令3条例14・一部改正)

(第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定)

第7条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から、月割りをもって行う。

2 前項の規定により保険料額を算定する場合における第5条の規定の適用については、同条中「当該年度分の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。

3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

4 保険料の賦課期日(同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項(第2号を除く。)において「賦課期日」という。)後に令第39条第1項第1号イに掲げる者(賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ(2)に該当するものに限る。)又は同号ロ若しくはニ、同項第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ若しくは第5条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ若しくは第17号イに掲げる者(以下これらの者を「被保護者等」という。)に該当することとなった第1号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。

(1) 第1号被保険者が被保護者等に該当することとなった日(以下「異動日」という。)前に当該第1号被保険者に賦課されていた保険料額について、当該異動日の属する月の前月までの月割りにより算定した額

(2) 異動日を賦課期日とみなして第5条の規定を適用した場合における保険料率について、当該異動日の属する月からの月割りにより算定した額

5 第1項及び前2項の規定により算定された保険料額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平18条例36・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第6条繰下・一部改正、令6条例18・一部改正)

(保険料額の決定通知)

第8条 保険料額を決定したときは、市長は、速やかにこれを第1号被保険者に通知する。その額を変更したときも、また同様とする。

(平29条例14・旧第7条繰下)

(保険料の減免等)

第9条 市長は、保険料の納付義務者について災害その他特別の理由がある場合において、

特に必要があると認められるときは、当該保険料の納付義務者からの申請により、保険料を減免し、又は6月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

(平29条例14・旧第8条繰下)

(指定居宅サービス事業者の指定申請手数料等)

第10条 法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者、法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第12条繰下・一部改正、平30条例22・旧第13条繰上、令6条例9・一部改正)

(指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料等)

第11条 法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者、法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第13条繰下・一部改正、平30条例22・旧第14条繰上)

(指定居宅介護支援事業者の指定申請手数料等)

第11条の2 法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の31において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2の2に定める手数料を納付しなければならない。

(令6条例9・追加)

(指定介護老人福祉施設の指定申請手数料等)

第12条 法第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者、法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者、同条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第136条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)を受けようとする者、法第107条第1項の規定により介護医療院の開設の許可を受けようとする者、法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者又は同条第2項の規定により介護医療院の変更の許可(同令第138条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)を受けようとする者は、これらの指定若しくは許可又は更新の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第14条繰下・一部改正、平30条例22・旧第15条繰上、平30条例47・一部改正)

(指定事業者の指定申請手数料等)

第13条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、指定事業者の指定又はその更新の申請の際、別表第4に定める手数料を納付しなければならない。

(平29条例14・追加、平30条例22・旧第16条繰上)

(手数料の減免等)

第14条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、第10条から前条までの手数料を減免することができる。

2 既納の手数は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、この限りでない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第15条繰下・一部改正、平30条例22・旧第17条繰上・一部改正)

(罰則)

第15条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第12条繰下、平29条例14・旧第16条繰下、平30条例22・旧第18条繰上)

第16条 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平18条例36・一部改正、平24条例24・旧第13条繰下、平29条例14・旧第17条繰下、平30条例22・旧第19条繰上)

第17条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第14条繰下、平29条例14・旧第18条繰下、平30条例22・旧第20条繰上・一部改正)

第18条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第15条繰下、平29条例14・旧第19条繰下、平30条例22・旧第21条繰上)

第19条 第15条から前条までの規定により科する過料の額は、あらかじめ、その過料を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が定める。ただし、その者が正当な理由なくして弁明をしない場合においては、この限りでない。

2 第15条から前条までの規定による過料を徴収する場合において発する納入通知書により指定する納付の期限は、その納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

(平24条例24・旧第16条繰下・一部改正、平29条例14・旧第20条繰下・一部改正、平30条例22・旧第22条繰上・一部改正)

(介護給付費準備基金)

第20条 介護保険事業の運営に要する費用の財源に充てるため、尼崎市介護給付費準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金として積み立てる額は、毎年度尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

5 基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(平24条例24・旧第17条繰下、平29条例14・旧第21条繰下、平30条例22・旧第23条繰上)

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平24条例24・旧第18条繰下、平29条例14・旧第22条繰下、平30条例22・旧第24条繰上)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例の廃止)

2 尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例(平成11年尼崎市条例第24号)は、廃止する。

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施の延期)

- 3 本市における介護予防・日常生活支援総合事業については、その円滑な実施を図るため介護予防及び日常生活の支援に係る体制の整備が必要であることから、法第115条の45第1項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は、実施しない。この場合において、第4条中「介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の法第115条の45第1項第1号及び第2号並びに法第115条の45第2項各号」と読み替えるものとする。

(平27条例25・追加、平29条例14・一部改正)

(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)

- 4 平成12年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- | | | |
|-----|------------------|---------|
| (1) | 令第38条第1項第1号に掲げる者 | 4,584円 |
| (2) | 令第38条第1項第2号に掲げる者 | 6,876円 |
| (3) | 令第38条第1項第3号に掲げる者 | 9,167円 |
| (4) | 令第38条第1項第4号に掲げる者 | 11,459円 |
| (5) | 令第38条第1項第5号に掲げる者 | 13,751円 |

(平27条例25・旧第3項繰下)

- 5 平成13年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- | | | |
|-----|------------------|---------|
| (1) | 令第38条第1項第1号に掲げる者 | 13,454円 |
| (2) | 令第38条第1項第2号に掲げる者 | 20,181円 |
| (3) | 令第38条第1項第3号に掲げる者 | 26,907円 |
| (4) | 令第38条第1項第4号に掲げる者 | 33,634円 |
| (5) | 令第38条第1項第5号に掲げる者 | 40,361円 |

(平27条例25・旧第4項繰下)

(平成12年度分の普通徴収に係る納期の特例)

- 6 普通徴収の方法によって徴収する平成12年度分の保険料の納期は、第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- | | |
|-----|-------------------------|
| 第1期 | 平成12年10月1日から同月31日まで |
| 第2期 | 平成12年11月1日から同月30日まで |
| 第3期 | 平成12年12月1日から平成13年1月4日まで |
| 第4期 | 平成13年1月4日から同月31日まで |
| 第5期 | 平成13年2月1日から同月28日まで |
| 第6期 | 平成13年3月1日から同年4月2日まで |

(平27条例25・旧第5項繰下)

(平成13年度分の普通徴収に係る保険料の納付額の特例)

- 7 平成13年度分の普通徴収に係る保険料の第5条第1項に規定する各納期ごとの納付額は、第5期から第10期までの各納期ごとの納付額の合計額が第1期から第4期までの各納期ごとの納付額の合計額のおおむね2倍となるように分割して定めるものとする。

(平27条例25・旧第6項繰下)

(平成12年度及び平成13年度における第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定の特例)

- 8 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第3項の規定による保険料額(次項において「平成12年度特例保険料額」という。))を6で除して得た額に平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日の属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日の属する月を除く。以下この項において同じ。))を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第4項の規定による保険料額(以下「平成13年度特例保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(平27条例25・旧第7項繰下)

- 9 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イに掲げる者(同号イ(2)に係るものに限る。)に該当するに至った第1号被保険者(保険料の賦課期日に同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者に限る。)並びに同号ロ及びハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ又は同項第4号ロに掲げる者に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該異動した日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 当該異動後における平成12年度特例保険料額
- (2) 当該異動した日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該異動した日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該異動後における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該異動した日が、平成13年10月中である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該異動した日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額、当該異動前における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(平27条例25・旧第8項繰下)

(平成18年度における保険料率の特例)

- 10 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「改正政令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(以下「世帯主等」という。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 47,472円
- (2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の規定の適用を受ける者に限る。次号において同じ。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成18年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 49,847円
- (3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成18年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 61,714円

(平18条例36・追加、平27条例25・旧第9項繰下)

(平成19年度における保険料率の特例)

- 11 改正政令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成19年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において同条第2号又は第3号に該当するもの 52,223円
- (2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。)を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 56,968円
- (3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 66,465円
(平18条例36・追加、平20条例12・一部改正、平27条例25・旧第10項繰下)
(平成20年度における保険料率の特例)
- 12 前項の規定は、改正政令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「附則第4条第1項第3号又は第4号」とあるのは「附則第4条第1項第5号又は第6号」と、「平成19年度に」とあるのは「平成20年度に」と、同項第1号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第2号中「地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける」とあるのは「改正政令附則第4条第1項第5号に該当する」と、「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第3号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と読み替えるものとする。
(平18条例36・追加、平20条例12・全改、平27条例25・旧第11項繰下)
(平成24年度における保険料率の特例)
- 13 第4条第9号に該当する第1号被保険者であって、平成23年の合計所得金額が190万円以上200万円未満であるものの平成24年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、85,458円とする。
(平24条例24・追加、平27条例25・旧第12項繰下)
(平成25年度における保険料率の特例)
- 14 前項の規定は、同項に規定する者の平成25年度における保険料率について準用する。この場合において、同項中「平成23年」とあるのは「平成24年」と、「85,458円」とあるのは「90,804円」と読み替えるものとする。
(平24条例24・追加、平27条例25・旧第13項繰下)
(平成27年度から平成29年度までにおける保険料率の特例)
- 15 第5条第1号に該当する第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,979円とする。
(平27条例35・追加、平28条例36・平29条例14・一部改正)
(令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の特例)
- 16 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率に係る第5条の規定の適用については、同条第1号中「39,655円」とあるのは「23,793円」と、同条第2号中「54,327円」とあるのは「34,500円」と、同条第3号中「59,483円」とあるのは「55,517円」とする。この場合において、第7条第2項中「第5条」とあるのは、「第5条(付則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」とする。
(令3条例14・追加)
(令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率の特例)
- 17 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率に係る第5条の規定の適用については、同条第1号中「40,912円」とあるのは「25,627円」と、同条第2号中「61,593円」とあるのは「43,610円」と、同条第3号中「62,043円」とあるのは「61,593円」とする。この場合において、第7条第2項中「第5条」とあるのは、「第5条(付則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」とする。
(令6条例18・追加)
- 付 則(平成15年3月28日条例第14号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成18年3月28日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成20年3月27日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月30日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成24年3月28日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成25年10月9日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例付則第6項及び第7項の規定、第2条の規定による改正後の尼崎市国民健康保険条例付則第14項の規定、第3条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例付則第14項の規定並びに第4条の規定による改正後の尼崎市後期高齢者医療に関する条例付則第4項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付 則(平成27年3月27日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2備考の改正規定(「第21項」を「第22項」に改める部分に限る。)は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(平成27年2月18日政令第49号で、平成28年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成27年5月22日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月28日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年3月24日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。
(1) 第1条中第14条を第15条とし、同条の次に1条を加える改正規定(第14条を第15条とする部分を除く。)及び別表第3の次に1表を加える改正規定並びに次項及び付則第3項の規定
公布の日の翌日
(2) 第2条の規定 平成29年4月1日

(経過措置)

- 2 次の各号に掲げる者で、当該各号に定める指定事業者の指定(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定をいう。以下同じ。)を受けようとするものは、当該指定事業者の指定に係る事業所についての初回の当該指定事業者の指定の申請に限り、第1条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

(1) 平成29年4月1日(以下「基準日」という。)の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされる医療介護総合確保推進法第5条の規定(医療介護総合確保推進法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧介護予防訪問介護」という。)に係るものに限る。以下「旧予防訪問介護指定」という。)を受けている者(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業(法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。) 当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

(2) 基準日の前日から引き続き旧予防訪問介護指定を受けている者(前号に該当する者を除く。) 当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するものを除く。)に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

(3) 基準日の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者の指定(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。以下「旧予防通所介護指定」という。)を受けている者(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号通所事業(法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。) 当該旧予防通所介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号通所事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防通所介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

- 3 医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者で、当該指定事業者の指定の更新を受けようとするものは、当該更新に係る事業所についての初回の当該更新の申請に限り、改正後の条例第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

付 則(平成30年3月26日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

- 3 施行日前にこの条例による改正前の尼崎市介護保険条例(以下「改正前の条例」という。)第10条第1項の規定により発せられた督促状は、尼崎市債権管理条例(平成30年尼崎市条例第4号。以下「債権管理条例」という。)第6条第1項の規定により発せられた督促状とみなす。

- 4 施行日前に改正前の条例第11条の規定に基づき賦課された督促手数料は、債権管理条例第6条第4項の規定に基づき賦課された督促手数料とみなす。

- 5 この条例の施行の際現に発生している改正前の条例第12条第1項の規定に基づく延滞金は、債権管理条例第7条第1項の規定により徴収されるべき延滞金とみなす。

- 6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成30年10月15日条例第47号)

この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第5条第6号アの改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年3月25日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市介護保険条例第5条の規定は、令和3年度以後の各年度における保険料率について適用し、令和2年度までの各年度における保険料率については、なお従前の例による。

付 則(令和6年3月6日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間に限り、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)附則第15条の規定による同法第13条の規定による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者(介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)の指定の申請に係るこの条例による改正後の尼崎市介護保険条例第11条の2の規定の適用については、同条中「法第115条の22第1項」とあるのは、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)第13条の規定による改正後の法第115条の22第1項」とする。

付 則(令和6年3月25日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市介護保険条例第5条(同条例付則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、令和6年度以後の各年度における保険料率について適用し、令和5年度までの各年度における保険料率については、なお従前の例による。

別表第1

(平24条例24・追加、平29条例14・令6条例9・一部改正)

種別	手数料
1 指定居宅サービス事業者の指定申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 20,000円
2 指定居宅サービス事業者の指定更新申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 10,000円
3 指定介護予防サービス事業者の指定申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
4 指定介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

別表第2

(平24条例24・追加、平27条例25・平29条例14・一部改正)

種別	手数料
1 指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 20,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、30,000円)
2 指定地域密着型サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 10,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、15,000円)
3 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
4 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

別表第2の2

(令6条例9・追加)

種別	手数料
1 指定居宅介護支援事業者の指定申請手数料	1件につき 20,000円

2	指定居宅介護支援事業者の指定更新申請手数料	1件につき	10,000円
3	指定介護予防支援事業者の指定申請手数料	1件につき	14,000円
4	指定介護予防支援事業者の指定更新申請手数料	1件につき	7,000円

別表第3

(平24条例24・追加、平29条例14・平30条例47・一部改正)

種別		手数料	
1	指定介護老人福祉施設の指定申請手数料	1件につき	30,000円
2	指定介護老人福祉施設の指定更新申請手数料	1件につき	15,000円
3	介護老人保健施設の開設許可申請手数料	1件につき	63,000円
4	介護老人保健施設の開設許可更新申請手数料	1件につき	15,000円
5	介護老人保健施設の変更許可申請手数料	1件につき	33,000円
6	介護医療院の開設許可申請手数料	1件につき	63,000円
7	介護医療院の開設許可更新申請手数料	1件につき	15,000円
8	介護医療院の変更許可申請手数料	1件につき	33,000円

別表第4

(平29条例14・追加)

種別		手数料	
1	指定事業者の指定申請手数料	第1号事業の種類1件につき	14,000円
2	指定事業者の指定更新申請手数料	第1号事業の種類1件につき	7,000円

(2)尼崎市介護保険規則

平成12年3月31日

規則第40号

改正 平成18年3月30日規則第44号 平成23年3月31日規則第27号

平成27年3月31日規則第21号 平成29年3月24日規則第8号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び尼崎市介護保険条例(平成12年尼崎市条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特例居宅介護サービス費の額)

第2条 法第42条第1項の規定により居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例居宅介護サービス費の額は、法第42条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例地域密着型介護サービス費の額)

第2条の2 法第42条の3第1項の規定により要介護被保険者(法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例地域密着型介護サービス費の額は、地域密着型サービス(法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。)又はこれに相当するサービスについての法第42条の3第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正)

(特例居宅介護サービス計画費の額)

第3条 法第47条第1項の規定により居宅要介護被保険者に対して支給される特例居宅介護サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例施設介護サービス費の額)

第4条 法第49条第1項の規定により要介護被保険者に対して支給される特例施設介護サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第5条 法第50条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第49条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第83条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平27規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護サービス費の額)

第5条の2 法第51条の4第1項の規定により特定入所者(法第51条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例特定入所者介護サービス費の額は、法第51条の4第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・一部改正)

(特例介護予防サービス費の額)

第6条 法第54条第1項の規定により居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例介護予防サービス費の額は、法第54条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例地域密着型介護予防サービス費の額)

第6条の2 法第54条の3第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例地域密着型介護予防サービス費の額は、地域密着型介護予防サービス(法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。)又はこれに相当するサービスについて

の同条第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正)

(特例介護予防サービス計画費の額)

第7条 法第59条第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例介護予防サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(介護予防サービス費等の額の特例)

第8条 法第60条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第59条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、省令第97条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護予防サービス費の額)

第8条の2 法第61条の4第1項の規定により特定入所者に対して支給される特例特定入所者介護予防サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・一部改正)

(保険料端数金額の合算)

第9条 条例第6条第1項の各納期又は同条第2項の規定により定められた各納期に納付すべき保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を最初の納期に納付すべき保険料に合算する。

(平29規則8・一部改正)

(保険料額の決定通知)

第10条 条例第8条の規定による保険料額の通知は、介護保険料決定通知書又は介護保険料変更通知書により行う。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等)

第11条 条例第9条に規定する災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、省令第83条第1項各号に掲げる特別の事情があるときその他市長が特に必要があると認めるときとする。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等の申請)

第12条 条例第9条の規定により保険料の減免又は徴収の猶予(以下「減免等」という。)を受けようとする者は、介護保険料減免・徴収猶予申請書にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を申請者に通知する。

(平29規則8・一部改正)

(減免等の取消し)

第13条 市長は、減免等を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、これを取り消すことができる。

(1) 資力その他の事情が変化したため減免等を受けることが不相当であると認められるとき。

(2) 虚偽の申請その他の不正行為により減免等を受けていたとき。

2 市長は、前項の規定により減免等を取り消したときは、減免等により支払を免れた額又は徴収を猶予された額を一時に徴収するものとする。

(過誤納金の取扱い)

第14条 市長は、過納又は誤納となる徴収金(以下「過誤納金」という。)があるときは、遅滞なくこれを還付するものとする。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなった徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金をその徴収金に充当する。

3 市長は、前項の規定により充当したときは、その旨を当該納付義務者に通知する。

(第三者の行為による損害等の届出)

第15条 被保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(介護保険徴収職員証)

第16条 介護保険料その他法の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する職員は、これらの職務を行う場合は、その身分を示す証明書(別記様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平23規則27・追加)

(施行の細目)

第17条 この規則の規定による申請書その他の様式等条例の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(平23規則27・旧第16条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(平27規則21・旧附則・一部改正)

(特例介護予防サービス費の額に関する経過措置)

2 第6条の規定の適用については、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、同条中「法第54条第3項」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の法第54条第3項」と読み替えるものとする。

(平27規則21・追加)

付 則(平成18年3月30日規則第44号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第3条の改正規定、第4条の改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年3月31日規則第21号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第2条から第3条まで、第5条の2から第7条まで及び第8条の2の改正規定 公布の日

(2) 第5条及び第8条の改正規定 平成27年8月1日

付 則(平成29年3月24日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式
(表面)

第 号			↑ 5.2 セ ン チ メ ー ト ル ↓
介護保険徴収職員証			
顔写真	所属 氏名		
	平成 年 月 日		
	尼 崎 市 長		印
← 7.4センチメートル →			

(裏面)

- 1 本証は、介護保険料その他介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する際には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(3) 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業 の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

平成24年12月21日

条例第52号

改正 平成25年3月7日条例第14号

平成26年12月19日条例第48号

平成28年10月6日条例第50号

平成30年10月15日条例第48号

令和6年3月6日条例第11号

令和7年3月4日条例第8号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準その他介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(平30条例48・一部改正)

(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準、法第72条の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第13項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者(以下「指定居宅サービス事業者等」という。)は、その利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。

3 指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第7号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。

4 指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所(以下「指定居宅サービス事業所等」という。)は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等(以下「暴力団等」という。)の支配を受けてはならない。

5 指定居宅サービス事業者等は、市長が別に定める評価の結果を公表するよう努めなければならない。

6 指定居宅サービス事業者等は、市長が別に定める研修(以下この項において「研修」という。)の実施計画をその指定居宅サービス事業所等の従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業員の計画的な育成に努めなければならない。

7 指定居宅サービス事業所等の従業員は、その利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

8 指定居宅サービス事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定居宅サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定居宅サービス事業所等の従業員に周知される体制を整備すること。

(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開

き、及びその指定居宅サービス事業所等の従業者に対して研修を行うこと。

- 9 指定居宅サービス事業者等(市長が別に定める事業(以下「特定事業」という。))を行う者に限る。以下「特定指定居宅サービス事業者等」という。)は、リハビリテーションその他の機能訓練その他その利用者に対して提供するサービス又はこれに付随するものとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号又は第5号に該当する営業(以下「特定風俗営業」という。)に係る遊技その他利用者の射幸心を過度にそそるおそれ又は利用者が過度に依存するおそれがある遊技(以下「対象遊技」という。)を、通常の日常生活の範囲内における行為と認められる時間として市長が別に定める時間を超えてその利用者に提供してはならない。
- 10 特定指定居宅サービス事業者等は、対象遊技の結果に応じて疑似通貨(物品、金銭、役務その他の経済上の利益との交換手段としての機能を有するものをいう。)をその利用者に提供してはならない。
- 11 特定指定居宅サービス事業者等は、正当な理由なく、居宅サービス計画等において定められた回数、時間その他の数量等を超えて居宅サービス(対象遊技を提供するものに限る。)を提供してはならない。
- 12 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の施設(その利用者が容易に見ることができる部分に限る。以下この項において同じ。)の外観若しくは内装、当該施設における設備若しくは備品の配置又は当該事業所におけるサービスの提供の方法について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。
- 13 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。
(平25条例14・平26条例48・平28条例50・平30条例48・令6条例11・令7条例8・一部改正)

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準)

- 第4条 法第47条第1項第1号の条例で定める基準並びに法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。
- 2 介護支援専門員(省令第2条第1項に規定する介護支援専門員をいう。)は、省令の規定で市長が別に定めるものにより居宅サービス計画の原案を作成するに当たっては、その利用者の意向を尊重しなければならない。
 - 3 前条第3項から第8項までの規定は、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

(平26条例48・追加、令7条例8・一部改正)

(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

- 第5条 法第54条第1項第2号の条例で定める基準、法第115条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。
- 2 第3条第2項から第8項までの規定は指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業(以下「指定介護予防サービス事業等」という。)について、同条第9項から第13項までの規定は指定介護予防サービス事業等(市長が別に定める事業に限る。)について準用する。

(平26条例48・旧第4条繰下・一部改正、平28条例50・平30条例48・令7条例8・一部改正)

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準)

- 第6条 法第59条第1項第1号の条例で定める基準(以下「基準該当介護予防支援事業基準」という。)並びに法第115条の24第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定

める基準(以下「指定介護予防支援事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第3項から第8項まで及び第4条第2項の規定は、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業について準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る基準該当介護予防支援事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定介護予防支援事業基準のとおりとする。

(平26条例48・追加、令7条例8・一部改正)

(法第70条第2項第1号の条例で定める者)

第7条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第126条の4の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第5条繰下・一部改正)

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第8条 法第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、29以下とする。

(平26条例48・旧第6条繰下)

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第9条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第131条の10の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第7条繰下・一部改正)

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第10条 法第78条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下これらを「指定地域密着型サービス事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第8項までの規定は指定地域密着型サービスの事業について、同条第9項から第13項までの規定は当該事業(市長が別に定める事業に限る。)について準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、法第78条の2第1項の規定による市長の指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る指定地域密着型サービス事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定地域密着型サービス事業基準のとおりとする。

(平26条例48・旧第8条繰下、平28条例50・平30条例48・令7条例8・一部改正)

(法第79条第2項第1号の条例で定める者)

第11条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第132条の3の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加)

(法第86条第1項の条例で定める数)

第12条 法第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、30以上とする。

(平26条例48・旧第9条繰下)

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準)

第13条 法第88条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚

生省令第39号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項及び第3条第1項第1号イただし書に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「1人」とあるのは「1人(市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4人以下)」と、省令の規定で市長が別に定めるもの中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

- 2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は指定介護老人福祉施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護老人福祉施設について準用する。

(平26条例48・旧第10条繰下、平28条例50・令7条例8・一部改正)

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

第14条 法第97条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護老人保健施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護老人保健施設について準用する。

(平26条例48・旧第11条繰下、平28条例50・平30条例48・令7条例8・一部改正)

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

第15条 法第111条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第2条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護医療院の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護医療院について準用する。

(平30条例48・追加、令7条例8・一部改正)

(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)

第16条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の17の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第12条繰下・一部改正、平30条例48・旧第15条繰下)

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

第17条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の27の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第13条繰下・一部改正、平30条例48・旧第16条繰下)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第18条 法第115条の12の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項から第13項まで及び第10条第3項の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。

(平26条例48・旧第14条繰下・一部改正、平28条例50・一部改正、平30条例48・旧第

17条繰下・一部改正、令7条例8・一部改正)

(法第115条の22第2項第1号の条例で定める者)

第19条 法第115条の22第2項第1号(法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の34の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加、平30条例48・旧第18条繰下)

(地域包括支援センターの職員等の基準)

第20条 法第115条の46第5項の条例で定める基準は、次項から第3項までに規定するもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。

2 地域包括支援センター(以下この条において「センター」という。)の設置者は、そのセンターにおける包括的支援事業に関する記録(市長が別に定めるものに限る。)を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

3 第3条第3項の規定はセンターの設置者について、同条第4項の規定はセンターについて準用する。

(平26条例48・追加、平30条例48・旧第19条繰下・一部改正、令7条例8・一部改正)

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月7日条例第14号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則(平成26年12月19日条例第48号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年10月6日条例第50号)

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

付 則(平成30年10月15日条例第48号)

この条例は、平成30年11月1日から施行する。ただし、第2条及び第19条第1項の改正規定並びに第20条を削る改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(令和6年3月6日条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。(後略)

付 則(令和7年3月4日条例第8号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。